

第六十八回国
参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和四十七年四月二十五日(火曜日)
午前十一時十四分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

青木 一男君
棚辺 四郎君

補欠選任

河口 陽一君
初村龍一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

前田佳都男君

委員

柴田 榮君
嶋崎 均君
戸田 菊雄君
多田 省吾君
栗林 卓司君

伊藤 五郎君
大竹平八郎君
河口 陽一君
河本嘉久蔵君
栗原 祐幸君
津島 文治君
西田 信一君
初村龍一郎君
松垣徳太郎君
藤田 正明君
竹田 四郎君
成瀬 晴治君
松井 誠君
横川 正市君
吉田忠三郎君
鈴木 一弘君
渡辺 武君

国務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
国務大臣 大石 武一君
国務大臣 山中 貞則君

政府委員

総理府総務副長 砂田 重民君
官 山形 操六君
環境庁大気保全局長 岡部 秀一君
沖繩・北方対策庁長官 岡田 純夫君
沖繩・北方対策庁総務部長 田辺 博通君
沖繩・北方対策庁調整部長 船田 謙君
大蔵政務次官 前田多良夫君
大蔵大臣官房審議官 吉瀬 維哉君
大蔵省主計局次長 大倉 眞隆君
大蔵省主計局次長 長岡 實君
大蔵省理財局長 橋口 收君
大蔵省国際金融局長 稲村 光一君
通商産業大臣官房審議官 飯塚 史郎君
通商産業省鉱山石炭局石炭部長 青木 慎三君
運輸省航空局監理部長 住田 正二君
労働省職業安定局長 桑原 敬一君
失業対策部長 員 敬一君

説明員

防衛庁経理局施設課長 蔭山 昭二君

大蔵省主税局税制第一課長 高橋 元君
大蔵省関税局企画課長 米山 武政君

本日の会議に付した案件

○労働保険特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
○空港整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○沖繩振興開発金融公庫法案(第六十七回国会提出、第六十八回国会衆議院送付)
○石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(船田謙君) ただいま議題となりまして、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(船田謙君) ただいま議題となりまして、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、従来から石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保をはかるため種々の石油対策を行ってきたところであります。これらの対策の一そのうちの一として、その財源として原油増産税収入のうち石炭対策に充てられる部分以外の収入を充てることにするとともに、その経理の全貌を明らかにするため一般会計と区分して経理することとし、従来の石炭対策特別会計を石炭及び石油対策特別会計に改め、同会計に石炭勘定及び石油勘定を設けて経理することが適切であると認められますので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この会計を石炭及び石油対策特別会計に改め、石炭勘定及び石油勘定に区分して経理することとしております。

第二に、新たに石油勘定を設けて経理する石油対策とは、石油及び可燃性天然ガス資源の開発の促進、石油の備蓄の増強のための施策並びに石油の流通の合理化のために通商産業大臣が行なう施策に関する財政上の措置であつて、石油開発公団に対する出資、石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査並びに石油の備蓄の増強のための貸し付け事業にかかる補助等をいうものとしております。

第三に、原油増産税収入につきましては、その総額をこの会計の歳入とすることとしておりますが、石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れる額は、石炭勘定及び石油勘定に必要な費用を勘案して、予算で定めるところによることとしております。なお、昭和四十七年度及び昭和四十八年度におきましては、石炭勘定にかかる部分については、現行どおり原油増産税収入のいわゆる十二分の十相当分を石炭勘定の歳入とし、残りの十二分の二相当分を石油勘定の歳入とすることとしております。

第四に、新たに設けられる石油勘定の歳入及び歳出を明らかにするとともに、歳入歳出予算の区分、一時借入れ金の借入れ及び支出残額の繰り越し等所要の規定の整備をいたしてまいります。

なお、附則におきまして、この特別会計法の有効期限を昭和四十七年度以降五年間とし、昭和五十二年三月三十一日までに廃止することとしたしております。また、昭和四十七年度に限り、石炭勘定の当初予算に見込まれた石炭鉱山整理促進交

付金等の額が同年度にその交付等に要する額に不足するときは、その不足する金額を限度として、借り入れ金をすることができるとしてあります。

さらに、この法律の施行前に行なわれた昭和四十七年度に属する債務の負担及び支出並びに収入で石炭対策及び石油対策にかかるものは、この会計の石炭勘定または石油勘定において行なわれたものとみなすことといたしております。

以上が、この法律案の理由及び概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) 次に、補足説明を聴取いたします。長岡主計局長次長。

○政府委員(長岡實君) 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

昭和四十二年度におきまして、それまで一般会計で種々の施策を講じておりました石炭対策を抜本的かつ総合的に実施するにあたり、石炭対策に関する政府の財政措置の全貌を明らかにするため、原重油関税収入の一部を歳入とし石炭対策費を歳出とする石炭対策特別会計を設置し、その経理を行なうてまいったところでありましたが、このたび、提案理由説明で申し上げましたとおり、昭和四十七年度から石油対策の一その充実に資するため、原重油関税収入のうち石炭対策に充てられる部分以外の収入をその財源に充てることとするとともに、石油対策につきましてもその経理の全貌を明らかにするため一般会計と区分して経理することとし、石炭対策特別会計を石炭及び石油対策特別会計に改め、同会計に石炭勘定及び石油勘定を設けて経理することとしたものであります。

以上申し上げましたとおり、原重油関税収入は、その総額をこの会計の歳入とすることとしておりますが、昭和四十七年度及び四十八年度におきましては、石炭対策にかかる部分については従

来どおり原重油関税収入のいわゆる十二分の十相当分を石炭勘定の歳入とし、残りの十二分の二相当分を石油勘定の歳入とすることといたしております。そして、昭和四十九年度以降におきましては、原重油関税の暫定税率が昭和四十八年度末で期限が到来し、その後の関税率が定まっていらないこと、また、石炭対策のいわゆる第五次策が現在のところ石炭鉱業審議会で審議中で結論を得るに至っていない状況にあることから、現段階で将来の石炭対策及び石油対策に充てられるべき原重油関税収入の割合を定めておくことは適当ではないと考えられますので、そのときどきの石炭対策及び石油対策に必要な費用を勘案して、毎年度予算で定めるところにより石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れることといたしております。

また、この会計の存続期間を昭和四十七年度以降五年間といたしましたのは、経済に関する諸計画がおおむね五年間程度を見通して作成されていること、現に石炭対策のいわゆる第四次策が昭和四十四年度から四十八年度までの五年間を目途として、現に考慮して一応五年間といたし、その期限経過後の石炭対策及び石油対策にかかる経理につきましても、その時点で見直しをいたし、必要な措置をとることといたしたいと考えております。

なお、昭和四十七年度に限り、石炭勘定の当初予算に見込まれた石炭鉱山整理促進交付金等の不足に備え借り入れ金をすることができ旨の規定を置いておりますが、これは見込みを上回る閉山によつて当該石炭鉱山整理促進交付金等の支払い財源に不足を生じた場合に対処するために設けたものでありまして、その借り入れ金の借入れに伴う石炭鉱山整理促進交付金等の増額につきましても、昭和四十七年度特別会計予算総則第十條の歳入歳出予算の弾力条項の規定で措置できるようにいたしております。

さらに、昭和四十七年度におきましては、一月分の暫定予算が編成されましたが、この間の歳入歳出は、従来どおり石油対策にかかるものにあつ

ては一般会計で、石炭対策にかかるものにあつては石炭対策特別会計でそれぞれ経理されておりますので、これらの歳入歳出は、本法律施行後におきましてこの会計の石油勘定または石炭勘定において経理されたものとみなすことといたしております。

以上、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして補足して御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) この際、ただいま議題となつております本案にあわせまして、労働保険特別会計法案、空港整備特別会計法の一部を改正する法律案及び沖繩振興開発金融公庫法案、以上四案を一括して質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○戸田菊雄君 主として総務長官に質問をしたいと思います。

沖繩振興開発公庫を中心にして伺つてまいりたいと思います。

冒頭に、昨日ですが、長官が現憲法自体に対する見解をお示しになつたやうであります。新聞の報道によつて見る限り、さうして長官の答弁の内容と云うものは、われわれとしては理解できかねると思つております。現行憲法に対してどういふ見解を長官はとつておられるわけですか、その見解からまず伺ひたい。

○國務大臣(山中貞則君) 幸い栗林委員もここにいられますから、事実関係を先に速記録で読んでからお答えいたします。

まず、栗林委員の最後の私への質疑応答のところから入りますが、そこで、先ほどちよつと申し上げたことで、ひとつ伺ひたいのは、憲法の啓蒙ということについては、これは総理府としてはどうお考えになりますか。

○國務大臣(山中貞則君) これは、まあ内閣全体の問題で、時の総理府総務長官がこうだからといつてきめるべき問題ではないと思ひます。い

まの内閣が憲法に対して祝賀式を国家としてやらないとか、そういうような祝日にはただなつていただけとかいうような姿勢については国民が批判するだらうと思ひますが、それは国民自身の判断によつてきまることであつて、いまの憲法が私どもは押しつけ憲法だと思つております。文章も決して日本人のつくつた文章ではないと思つております。しかし、それはといつて、その憲法の流れというものは国民の中に定着をして、しかも、大体好ましい方向に定着をしつたと思つておりますので、いまの政府の姿勢を私自身がどう変えるということ、立場にございませうが、その問題に対する政府の見解となりますと、これ、統一見解を事前につくつておきまさんと、あしたさうく憲法に対する山中の態度というので問題になりますから、私はその統一見解をまだ持つておりませんので、私からの答弁は私自身の所感というやうな意味でお話をしたいと思ひます。

○栗林卓司君 いま憲法のことをお伺ひした気持ちというものは、憲法の内容についていろいろ議論、これはあつていいと思ひます。ただ、それが手続として今日日本国の憲法としての柱になる、それを中心にしてもものが動いていくわけですから、国民が知らなくていいということには決してなりません。

そこで、いまの憲法を少しでも読んだことがある人が一体何%いるのか、全然知らないのが何%いるのか、いや、お調べいただかなかつてけつこうです。総理府の世論調査がございまして、申し上げますと、少しでも読んだことがあつたという人が四一%、全然読んだことがないという人が二六%、これでいいんだらうかと、やっぱり政府としても考えていただかないと困る。戦後二十数年たつたから大体知つてゐるはずではないんです。

それからもう一つ申し上げておきたいのは、いまお話をあつたように、日本国憲法といふのはかつての戦争と密接に結びつたかつこうで

生まれてまいりました。その憲法を日本がどう扱っていくのかということは、単に日本国内の問題ではなくて、世界が日本を見詰めた場合、とりわけ近隣アジア諸国が日本を見詰めることの一つの尺度にいやでもなつてまいります。その意味で、憲法はいろいろ議論があるでは済まされないし、それは自民党の中でおやりになるのはかまいません。政府としては、あくまでもこの憲法の周知啓蒙ということに常にならなければいけないはずで、その意味でこれは当然やるべきだというお答えしか出ないわけですから、重ねてお伺いしておきます。

○国務大臣(山中貞則君) 私の答弁する範囲であるかどうかは疑問に思いながら答弁をいたしますが、ドイツは敗戦国として憲法を新しくつくる立場に立ったときに、この憲法は独立後見直すべきであるということに憲法の中に入れておると私は思っております。また、一方、最近スイスにおいては、この美しいスイスの国土風景を守るために、公害に対するスイスの立場というものを憲法に入れました。このように憲法にもいろいろと国民全体の血液そのものになつてみんなが憲法自体を自分たちの法律の一番の根源であると考えておる国と、憲法というものがすべての法律の根源であることはばく然と知つても、それがすべて自分たちの日常生活をすぐに制肘し、束縛し、干渉する法律そのものではないということから、比較的それをあまり読まない国民と、いろいろあると思うんですが、私も総理府の調査の数字をちょっといま聞こうとしたんですが、それを調査の結果、一々目を通してありますから、憲法について案外に読んでいないということ、私もそのときに感じた疑問であります。それに對して政府がどういう姿勢をとるべきかという問題は、政府全体の問題として、一國務大臣の答弁の限界外であると思ひます。

そういうふうな答弁をいたしました。

ただいま当院の内閣委員会において経過がござ

いましたけれども、結論として私の昨日の栗林委員に対する質疑応答中、憲法に触れた部分は、私の立場上触れるべき範囲でないし、また、それについての発言については遺憾に思ひますというところで、各党の御了承をいただいでここに参つた次第であります。

○戸田菊雄君 まあ、質問者の当人がここにおるわけですから、その点では私もこの問題についてそう長々と時間をかけて質問をする気持ちはございません。ただ、やはり政府がいままで沖繩返還協定を土台として各般の数百に及ぶ法律の手續をいま進めておるわけですね。それを、まあ包摂して言うならば、結局この沖繩の本土化ということ、それは何かと言へば、やっぱり日本の、われわれの言う平和憲法のもとに帰属すると、こういうことでありますから、この大基本に對して、総務長官が当面の責任者として何かそれを否定するかのとき発言があったということになれば、私はゆゆしい問題だと思ひます。そういうことで今後沖繩返還の諸作業がうまくいくかといつたら、私はこれはたいへんなことだらうと思ひます。まあ、そういう見解のもとにいま長官の御見解を求めたわけですね。やはり私は要望として、いまの平和憲法の基本的人権尊重なり、主権在民なり平和主義、こういうたつぱり三大基本原則というものについては十分進取的な立場でこれは率先して政府はやらなくちゃいけないことですから、そういう立場で、基本的な態度で臨んでいただくという思ひですが、その辺はどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん、憲法九十九条の示すところ、私たちは憲法をすべての国家の規範である憲章としてそれを守るべき義務を持っております。正当な手続を経て制定された憲法でありますから、それに従っていくことは当然の義務であります。そのことについては、私も、ただいま読み上げました速記録中において触れていないという点でありますから、先ほどの答弁を繰り返しますが、質疑応答の中でそのことに触れたことについては私の発言は遺憾であるということ

を結論として申し上げます。

○戸田菊雄君 それでは、本題に入りますけれども、まず最初に、私は外国の権益保護問題について質問したいと思ひます。まあ、今回のこの法律、大要を見ますと、外国の権益保護問題は非常に重要な私の一つの課題だらうと思ひます。と、ところが、その協定その他を見ますと、協定本文に直接組み込まれておらない。これを書簡という形で、まあ愛知外務大臣書簡という形でこれは取り結びをやられているわけですが、これはどうして協定本文に組み込まずに書簡としたのか、この見解はどういうことなのでしょう。長官の答弁を求めます。

○国務大臣(山中貞則君) 私は返還協定の交渉、その作成に實際タッチいたしておりませんので、外務省をいま呼びにやりました。

○戸田菊雄君 それじゃ外務省が入ってくるまで別な問題をいたします。

いま沖繩における外資状況はどういう状況になつていますか。具体的に質問していきたいと思ひますが、まず外資導入の認可の沖繩における従来の基本立法、この関係をひとつ説明をしていただきたい。

それから沖繩における企業数、どのくらいあるのか。またその額、投資総額はどのくらい、内訳について米國と日本はどういうふうになつておるか。——大蔵省で外資の現況について調べてきておられませんか。

○政府委員(長岡實君) ただいま国際金融局の担当者をお呼びしております。

○政府委員(田辺博通君) 手元にございます資料で御答弁させていただきます。

これは琉球政府が調べました一九七〇年の年末現在の数字でございますが、沖繩におきましては、外資の導入につきまして免許及び認可が必要でございますが、その統計によりますと、一九七〇年末現在で、米系企業が九十件、日本企業が百二十四件、香港及び中国が六十二件、その他

○戸田菊雄君 ちょっとゆつくり言つていただけますか、日本、幾らですか。

○政府委員(田辺博通君) 日本が百二十四件、香港及び中国が六十二件、フィリピンが二十七件、パナマが七件、その他が十六件、合計で三百二十六件となっております。

○戸田菊雄君 日本の場合は何件あるかわかりませんか。当時本土分としてはどのくらいあるかわかりませんか。

○政府委員(田辺博通君) ただいま申し上げましたとおり百二十四件でございます。その認可投資額、金額で申しますと二億六千六百数十万ドルでございます。

○戸田菊雄君 これらの外資の認可というものは、法律上の仕組みはどういうふうになつておるわけですか。

○政府委員(田辺博通君) これは琉球政府の中に委員会がございまして、導入する場合のその企業に對しまして、その免許を必要といたします。それからさらに、追加投資をするという投資ごとに、つまり計画の変更になりますか、認可を必要といたします。これは琉球政府の委員会にかけまして、琉球政府主席が認可をする、こういうことになつております。

○戸田菊雄君 これは私の理解では、高等弁務官布令、まあ以下略して高弁令と言つておきますが、この十一号、すなわち「琉球列島における外国人の投資」、一九五八年の九月一日立法、高弁令、これが一つだと思ひます。それからもう一つは、一九六九年の段階までいわれるこの沖繩の外資審議会——委員会じゃない——審議会があつて、この審議会が認可された、こういう法律上の手續によつておるのだと思ひ、従来沖繩は、それは違ひですか。あなたの説明とちよつと違ひます。

○政府委員(田辺博通君) 手元にちよつと報告書を忘れてまいりましたので申しわけありませんが、おっしゃるとおり委員会というのは間違ひで、外資審議会でございます。そういうルートで認可

が行なわれております。

○戸田菊雄君 そうしますと、これは一九六九年

の日米共同声明に基づいて、それを土台にして、そして沖繩返還協定が仕組まれいる外資の関係の取り扱いを進められてきたわけでありまして、その一九六九年当時調べた内容によりまして、いまあなたが一九七〇年と言った数とだいぶ違うのです。たとえば、アメリカ関係が九十件、しかし、一九六九年の日米共同声明があった当時の外資の導入関係、あるいは既存のもの、こういうものを含めると大体全体の企業が三百三十四件程度ある。投資総額として二・四八億ドル、そのうち米国が百六件、本土関係——日本の関係ですが百十件、割合としては米国が圧倒的に九五％というのを取っている。日本の場合は三・八％、全体の九八・八％というのはアメリカと日本と受け持っている。こういう現況であつたと思ひますが、七〇年の、あなたが言ったのだいぶ数的に相違があると思ひますが、これはその後いよいよ高弁令なりあるいは外資審議会等であるいろいろ選択をして、あるいは日本と折衝の中においてこういうことに整理をされたのかどうか、その辺の経過はどうですか。

○政府委員(田辺博通君) どうも十分な御答弁ができずたいへん恐縮でございますが、たまたま手元に持ち合わせておりました琉球政府の発行しております統計便覧によりまして、一九七〇年十二月三十一日現在の件数及び金額が出ておりますので、それを御答弁申し上げたわけでございまして、六九年との比較の問題につきましてはちよつとこの席では御答弁申し上げられないわけですが、

○戸田菊雄君 これはあとで資料出していただけませんか。よろしくごさいいますか。

○国務大臣(山中貞則君) 現在はいま一九六九年から琉球政府の行政副主務が長となつた外資審議会ですそれを許可いたしておりますから、その後はやはり相当数が変動いたしております。その後の現在までに至る数も大体掌握はいたしておりますが、私も表をここに持ってきておりませんから、

その表は説明もいたしますし、資料として提出もいたします。

○戸田菊雄君 その中で主要企業といわれるものは一体どのくらいありましようか。また総投資額はどのくらい一体ありましようか。それから、アメリカのかけ込み投資といわれるものはどういふもの、たとえば石油などのくらい、あるいはアルミの導入などがあつたんですけれども、これは結果的に向こうが打ち消したようでありましようけれども、それからIC——集積回路のメーカーとしてのどのくらい一体——残つたものですね、その外資導入、あるいは既存会社の存置状況について御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(田辺博通君) 手元の資料で申し上げさせていただきますと、主要企業というのが、何を「主要」とするかでございまして、統計上出てまいります件数として最も多い業種は一般工業という分類に入つております。それからその次は専門的サービス業という分類に入つておりますが、金額的に最も多いのは御指摘のとおり石油事業でございまして、これは一九七〇年末現在の数字で申しますと、米系が三件、日本系が一件となつております。

金額は米系一億六千三百萬ドル、日本系が八十八萬ドルでございます。

○戸田菊雄君 これは前段の質問が、外務省との関係で省略をしておりますから、ちよつと違ひようになりまうけれども、私が主要企業と言つたのは、資本金五萬ドル以上をさして考へておつたのですが、大体五萬ドル以上という当時三十二社程度であつたとは私は理解しております。投資総額において千九百四十八・五萬ドル、この程度の投資総額があつたんじゃないかというふうに考へております。その中でここに多いのが石油関係だと思ひます。そのうち、いま石油関係はガルフのCT S、いわゆる石油中継基地、こういうものが存在する。あるいはガルフ、カイザー、あるいはガルフ、エッソ、こういった各石油精製事業が六八年認可をされた。石油精製だけでも大体二五・

五万バレル、これは沖繩の需要量からいって、沖繩は大体四万バレルといわれているのです。これをはるかに越えるものですね。こういうものが、沖繩返還協定が締結された五月十五日以降返つてきますと、いやおうなしに私は本土に上陸、ないしアジア周辺地域ですね、大体そういうところに焦点を置いてやられておることは間違いないようすね。あるいはIC——集積回路の問題にしても、そういうことで大体認可をされていくわけですね。たとえばフェアチャイルドですね、これが六九年に認可をされていまして、こういうことになりまして、一様に各産業が日本に、沖繩をいよめる拠点にして入つてくる可能性というものが私は十分あるだろうと思ひます。これはそういうことなんですから、これに對して山中・宮澤会談、こういうものをやつて、そしてこれらに對する一つの沖繩復帰後における既得権の保護といふものを確認しております。これは七一年の四月二日に山中・宮澤会談といふものをやつて、そしてこの沖繩県における各般の既存の外資の導入、認可したそれらの会社に対する既得権といふものを、権益といふものを保護しよう、こういうことで申し合はせているわけですが、そういう事実はございまして。

○国務大臣(山中貞則君) 山中・宮澤会談という事実はございせん。私としてはそのようなことにタッチはいたしておりませんが、しかし、通産省を含めて交渉の過程は外務省自身がやつたわけですから、日本の国内法に従ひ、たとえば石油であるならば、沖繩に立地してはいたからといって、日本の石油業法の定める生産量なり、あるいは本邦の企業との合併その他の手段を講じないものは復帰後は存在を許さない。あるいはまた、先ほど言われました弱電関係の一応許可を得ているフェアチャイルド社、これもいまの状態では合併相手が見つからないようでありますから、復帰と同時にその許可は取り消しになることは基本線として確認をしておるわけでありまして。

○戸田菊雄君 それで長官は、沖繩県における復帰後の外国資本の権益、こういう問題については、先ほど私が指摘しましたような、高弁令十一号ないし外資に関する一九六八年の布令百五十一号、この二本立てでできていると思ひますが、そういう理解でよろしくございいますか。

○国務大臣(山中貞則君) 向こうの施政権がありますから、布令というものの立場において基本的に進められてきた段階、それからその後琉球政府自体の立法による外資審議会等によって定められてくるようになった段階といふいろいろありますけれども、全般的には特殊な環境の中における米系企業といふものが相当ありますから、これはやはり本土の各種、それぞれの外資なりあるいはそれぞ

れの特種な業界に對する法律なり、そういうものの制約に従わなければならないのは、復帰後は日本国内に入つておるわけでありまして、その存立は許されないと申すことは、これは担当大臣として当然私の意見は各方面に伝えておりますが、宮澤君と話をするといふ立場にはちよつとないわけですから、そういう話はしてないと思ひます。

○戸田菊雄君 そうしますと、今後、復帰後は日本の法律基準といふもの、日本の外資法に基づいてそれぞれ規制をしていく、こういうことになるわけでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) そのとおりです。

○戸田菊雄君 いままで沖繩でやつてきたいまの高弁令の十一号なり、あるいは一九六八年の百五十一号、これは方針として経済開放体制をとつておつたことは間違いないと思ひます。日本の外資法はあくまでも非自由化原則だ。この辺の調整といふものが、事前認可について私は非常に疑問に思つておるわけでありまして、この調整は、方針としてどういふ基本的な態度を今後この外資導入等について堅持をすることになるんでしようか。

○国務大臣(山中貞則君) 復帰以前は、本土政府のほうがどういふことと申すことはできない立場に置かれておりますが、復帰後は沖繩県で、日本本土の一部になるわけでありまして、沖繩に對して

特別に外資を入れやすくするとか、あるいは入れにくくするとかいう政策はとれないわけであって、その意味では、国法は一律に及ぶということであります。

○戸田菊雄君 私、そこでいつも問題になってくるのは、やはり書簡の内容だろと思うんですが、愛知書簡といわれる内容の問題点と思われるものは、大体八項目あるわけですが、その中で、一つは外資法関係あるいは事業活動についての免許、認可の問題、あるいは為替管理問題、あるいは私有財産及び国有地、県有地の賃貸借の問題、あるいは課税問題、自由職業者間の問題など、等々が具体的に愛知外相書簡として協定の附則としてやられておるわけですね。だから、これは一貫してアメリカとの話し合いの中でつきまとっていくわけですね。だから、一応、外資導入や認可や免許について、日本の外資法に基づいて規制措置をとっていると言われども、この関係との中においてどういう関係になっていくのか。いささか支障がないと山中長官はお考えですか。

○國務大臣(山中貞則君) 愛知書簡の内容については私の答弁する限りではございませんが、その書簡においても、本土の法律に違反をして、沖繩における、ともすれば、軍政と同様の施政権がありましたが、いろいろの関係で特別の認可等を得ているものがあり得ると思ひますんで、そういうもの等についても、今後の問題としては認めない。しかしながら、どうしても法律等が必要であるということであれば、たびたび問題になりました極東放送、VOA、そういうもの等がやはり一応法律で特別に認め、本土法で特別に何かをしなれば存続が許されないというものは、そのような手当てがされておると私は承知しております。

○戸田菊雄君 長官は、書簡というものの法的拘束はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) 外務省にお聞き願いたいと思ひます。

が……。○成瀬權治君 外務省でなくて、書簡というものがあれば、それは拘束されるのですから、その拘束されるのは長官が拘束されるのだから、おれは知らぬよというのは無責任ですよ。

○國務大臣(山中貞則君) 無責任だと言われると、これはやっぱり答弁しなければならぬのですが、書簡そのものについては私は答弁する立場にない。しかし、日本の法律で、書簡の線どうしてても特別に認めなければならぬというものは、法律の手当てをしたはずである。それ以外のものは、したがって、日本法に従っていくということ以外のもは出ていないと私は思っております。日本国内に入りまして以上は、日本の法律でそのままだと適用していくわけでありまして、○戸田菊雄君 これは長官、私は今後の沖繩の開発、そういう問題と非常に密接不可分の関係にあると思ひますね。だから、非常に重要ですから、前段の質問として長官に質問している。まあ、今後沖繩振興開発公庫というものをつくって、各般の産業開発のために投資をして、これは国の、政府出資でやっていくわけですね。そういうものは、こういうものとかね合ひでもって明確にしておかなければ、必ず私は今後アメリカへの従属体制の中にまた日本の沖繩開発というものが組み込まれていくことになりかねないですね。そういう心配があるから、この愛知外相書簡とかね合ひでもって、本来ならば、私はこれは協定に明確化すべきものである。どうも書簡というものは政治的に優先をして、政治会議ですね。だから、本来ならば、法律的效果というものは私はないものと常識的に判断をする。しかし、いまの日米関係からいけば、一応やっぱりそういうものは、結果的に法律効果を持たせられるような、法律効果が入ってくる。そういう心配があるから、担当大臣としての長官に見解を明確にひとつお答え願ひたい。それは政府一体の責任があるわけですから、長官は主務大臣ですから、確かにそういう協定なり会談なりいろいろと積み重ねて、外交

政策についてはこれは外務省に所属する問題がありますけれども、しかし、今後の沖繩開発ということに対してこれは必ずつきまといっていく。そういう意味合いにおいて、長官は本問題を一体どういうふうに理解しておるか、こういうことを聞きなかつた。

○國務大臣(山中貞則君) たとえば、こういうことで答弁になるかどうか知りませんが、外資の一〇〇%という企業があつて、そしていま金融公庫法案を審議しているわけですから、金融公庫に融資を申し入れた、しかし、それに対しては融資はしないということをおし上げておきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 それでは具体的な問題で伺ひをしますが、日本の外資法によりますと、外資導入計画の一般的基準、これは外資法の八条でありますが、これで基準が定められておるわけでありますが、これでも、愛知書簡はこれに合致していると思ひますか、これが一つ。

それからもう一つは、十八条の二、これによつて大蔵大臣の認可に際して外資審議会の意見を聞くという義務づけがあるわけですね。しかし、この愛知外相書簡というものは、認可申請において以前に包括的にそういうものの認可を、いわゆる書簡でもって政治会議をして成立させておる。こういうものは一体違反をしないのかどうか。当然外資審議会にかけてそういう認可、免許を、事業体というものを許可していくという仕組みになっている、日本の外資法は、この二つについてどういうふうにお考えですか。これは外務省がないから順序立てていきませんが。

○政府委員(長岡寛君) たいへん恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、国際金融局の担当者がいまこちらに向かつておりますので、到着次第あわせてお答え申し上げたいと思ひます。

○委員長(前田佳都男君) 速記をとめて。

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こして。

○政府委員(田辺博通君) 御審議の便宜上、私からできるだけのことをお答えいたしますが、愛知・マイヤー書簡によりますと、まず最初に「事業活動」のところ、各企業は、日本国の外資に関する法律に基づく認可及び、ある種の事業活動については、日本国のその他の法律に基づく免許または許可——これはそれぞれ単独法によります免許でございますが、後段のところは当面の問題でないと思ひますが、要するに、「外資に関する法律に基づく認可」を「沖繩の復帰の後安当な期間内に申請を行う必要がある」と、こう書いてありまして、さきの臨時国会で成立を見ました沖繩の復帰に関する特別措置法の九十二条によりまして、この法律の施行の際、外資に関する法律の規定に該当するような株式の所有あるいは貸付金債権の取得をすで行なっている者は、復帰後六カ月以内に申請をしていわれる主務大臣の認可を受けなければならぬ。「当該所有について主務大臣の認可を受けなければならぬ」。ここ

で一応六カ月の間に洗い直しをする、こういうことになっておるわけでございます。

○戸田菊雄君 だから、結果的にはこういうことなんですよ。現行認可をしてきたそれには、さつき指摘をした沖繩の二つの法律を基準にして外資のいわゆる免許ないしは事業認可、こういうものをやつた。五月十五日で復帰をされる。そういうことになると、六カ月の期間を置いて日本の外資法に基づいて全部見直しして所定の法律手続に基づいて認可や許可を与えていく。こういう結果になるわけでしょう。

○政府委員(田辺博通君) 外資法の所管は大蔵省でございますので、業種によりまして当該業種の所管でありますところの通産大臣あるいは農林大臣等々と相談をして、そのような運用をするようになっております。

○戸田菊雄君 その場合、私が指摘をしたいのは、愛知書簡に基づいて、いわゆる八項目の書簡内容というものがあつた。これと外資法との関係がどういう関係になっているか、この点が聞きたい

のです。それは書簡が優先をするのか、外資法に基づいてそういうものは関係なしにずばりやっていくのか、それはどうなんでしょうか。

○政府委員(田辺博通君) 先ほど申し上げましたとおり、愛知・マイヤー書簡に「沖繩の復帰の後、妥協期間内に申請を行う必要がある」という旨を書き添えて、それとちやうど軌を一にしまして、特別措置法で法律上の六カ月という期間を定めて、それまでに認可を受けなさい、こういうことが規定してあるわけでございます。

○国務大臣(山中貞則君) これはやはり愛知書簡を出すについては外務と大蔵、おそらく緊密な打ち合わせを、外相その他も交えながら打ち合わせをしておると思ひますから、したがって、両当事者が参りますならばいまの疑問は解明されると思ひます。

○戸田菊雄君 きよりの質問は、この外資問題からずつと順序よく入つていこうと思つてば、準備してきたので、その回答がきよりはできないようですから、いずれあらためてゆつくり詳細にわたつて順序を立てて質問してまいりたいと思ひます。きよりは私は終わります。

○委員(前田佳都男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(前田佳都男君) 速記を起して。

午後一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時二十一分開会

○委員(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、労働保険特別会計法案、空港整備特別会計法の一部を改正する法律案、沖繩振興開発金融公庫法案及び石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○横川正市君 あらかじめ政府委員の皆さんに質問の内容をお知らせをいたしておりました。意地悪でやつたのじゃないのです。これは突然のそういう結果ですから、資料のない点その他はまあ概略説明していただきたいと思います。

まず最初には石炭なんです。石炭をエネルギー源、いわゆる資源として見た場合に、石炭の需要と供給というものは本年度以降どういう推移をたどっていくだろうか、こういう問題についてまず一点伺ひたいと思ふのですが、いまの石炭に対するいままでの推移というのは、非常に依存度の高い時代から逐次重油その他への切りかえ、あるいは石油その他への切りかえによつて、その資源としての価値が少なくなつてきております。ですから、石炭産業に携つております労働者にいたしましても、石炭企業にいたしましても、ずいぶん不安定な状態に立つておると思ふのです。ですから、抜本的な資源計画というものが立てられないという点もあるかと思ひます。

けれども、そういう不安定な中であつて石炭産業に従事する企業家、あるいは労働者の立場に立つてこの石炭の抜本的な資源計画、そういうものがあつていいのではないかと。まあ、四千万トンが必要じゃないか。四千万トンが必要だということから、二千万トン台で逐次縮小されてきているのですが、大体供給の面からいへば、必要の面からいへば、どこが一つの安定線になるのか。そんな点が実際に検討されているかどうかという点をまずお聞きをいたしたいと思ふのです。

○政府委員(青木慎三君) ただいま御質問の点でございますが、石炭の生産は昭和三十三年四千八百八十万トン程度から、一時昭和三十六年に五千五百八十万トンの生産があつたのがピークでございます。その後逐次減少してまいりまして、昭和四十五年には三千八百三十二万トン、四十六年度は三千七百八十八万トンというものが現状でございます。昭和四十七年度には、私どもの立てております需給計画では二千七百五十万トンというふうを考えております。ただいま石炭に關しましては、

従来数次の政策改定があつたわけでございまして、現在動いておりますのは、昭和四十四年度から適用されております第四次政策というものが現在の政策でございますが、その後事情もだいぶ変わつてまいりまして、新しい政策を改定すべしという声が非常に強くなつておりますので、現在第五次政策というものを策定中でございます。これは石炭鉱業審議会の中に体制委員会という場を持ちまして、そこでたゞいま政策問題を鋭意検討していただいているわけでございまして、その第五次政策を策定するにあたりまして、すでに三月末の審議会におきまして、どういふ目標を置くかという点をきめていただいたわけでございまして、それによりまして、昭和五十年に於いて二千万トンを下らない需要を確保し、それに対する対策を考へる、こういう決定に現在のところなつてゐるわけでございまして、昭和五十年二千万トンを下らないといふことは、昨年来需要界の率直な需要見通しを聞きまして、千五百五十万トン程度でありまして、一方、生産業者なりそこに働く労働者なりの希望は、現在の生産程度をそのまま維持してほしいという要望がございまして、彼此いろいろ比べまして、どうしてもやはり二千万トンを下らない程度の生産規模を確保しなければ現在の生産規模が一斉に崩壊するやうな、なだれ閉山のおそれなしという意見が体制委員会の委員の方々の大勢を占めまして、通産省としましては、二千万トンの需要というものを確保しまして、その二千万トンを維持するためにどういふ政策をすべきかということを鋭意研究はなつてございまして、二千万トンと申しますのは、そういう数字でございまして、私どもの考えでは、それくらいコンパクトになりました後は、なるべく二千万トンの線に近い線で安定させてまいりたいというふうな考えでございまして、御承知のとおり、石炭産業は資源産業でございますので、自然条件も漸次悪化してまいります。労働集約産業でございますので、労賃のアップに伴うコスト・アップというものが当然考へられますので、だ

んだん生産状況は不利になつてまいりますが、非常に大きな災害なり非常に大きな自然悪化がない限り、なるべくその線を維持できるやうな政策というところで事務局としては考へております。

○横川正市君 まあ、そのいまの説明を聞いておりました。五次の政策が具体的に発効するのは、年月日からいいますと、今年ですか明年ですか。

○政府委員(青木慎三君) 政策の仕上がりは、私ども一番最初は三月末までにつくるといふ予定でございましてけれども、いろいろ問題が多いためにずれ込んでおりますが、おそくとも七月半ばぐらいまでは答申をもらひまして、四十八年度の予算からは完全にそれが消化できるというふうにいたしたいと思ひます。

○横川正市君 二千万トンというのは、そうすると四十八年の初年度からではなしに、初年度は大抵本年並みの三千万トン台が維持できて、そして逐年五カ年計画の最終年限五十二年くらいまでの間に、安定した二千万トンへというふうに下降する、そういう政策ですか。

○政府委員(青木慎三君) そうではございませんで、昭和五十年に二千万トンにするということでございます。したがひまして、昭和四十七年度は、先ほど申し上げましたように、二千七百五十万トン程度でございますから、それから漸次自然条件が悪い山を開山してまいりまして、一部新しい山が稼働いたしますけれども、差し引きいたしまして五十年で二千万トンを下らない線ということでございます。五十年、五十二年はなるべくこれに近い線で、非常に自然条件が極度に悪化した山あるいは事故を起しまして操業ができなくなつた山というやうな閉山はやむを得ないとして、なるべくこの線に水平な線で維持できるやうなコンパクトな政策を考へたい、こういうことでございまして。

○横川正市君 そうすると、その推移される条件の中では、企業に対してはどういう手が打たれるわけですか。また、その離職をされる人たちに

○政府委員（青木慎三君） これは原料炭と一般炭と若干違いますし、山それぞれのコストはそれぞれの山によって、自然条件なり労働条件なりによつてみな異なっております。そこで、どの山が合うかという点は、ちよつと各個別の企業の個々

てくる関連産業、関連企業等に影響する問題を、どこまで政策の中に取り入れていくか。

○政府委員(青木慎三君) 現状で申し上げますと、閉山が行なわれた場合に、企業に対してしましといわゆる閉山交付金という制度がございます。

でございます。それから、一部工業用水道などが必要になりますので、工業用水道に對しまして補助金を与えるというような幾つかの制度が用意されております。そこで、そういう制度によりましてそこに他の工業を持てきて、その振興によりそ

かない切っていく、あるいは融資があればそれをあくまでも返済することの能力を持った、そういう石炭企業というものはどこどこですか。

○政府委員(青木慎三君) 完全に自己の資金力をもって経営できる山というのは、現状をもってし

てはすでにないと考えていいんではないかと思ひます。と申しますことは、銀行から金を借りる力のある山というのはほとんどないわけでございます。実際必要な設備資金なり何かは、たとえば政府機関でございますが合理化事業団の設備融資、これは無利子融資でございますが、こういうものによつて、こういうところで大部分は資金調達をして経営しているのが現状でございます。そのうち若干の自己調達分はございますけれども、大半はそういう政府機関なり何らかの政策融資というもので維持されているというのが現在の石炭鉱業の現状でございます。

○横川正市君 そうすると、もう一つ別の観点からお聞きをいたしますが、石炭という資源のほうは——たとえば金を一グラム掘るのに市場市価の単価より相対コストが高くなつても金を必要とするという意味での資源です。そういう意味からいくと石炭は必要と供給の立場からはどういう地位になつていくかという問題ですね。もちろん、これは国内の資源ですからあだやおろそかにできないですが、そういう性格の問題を抜きにいたしました石炭の資源としての価値はいまどういう地位にありますか。

○政府委員(青木慎三君) 資源としての地位と申しますと非常にむずかしい問題でございますが、やはり国内のエネルギー資源としてある程度は持つべきではないかという議論が一方にございまして、また、ある人に言わせれば、そういうものは必要ないのだという議論もございまして、大方の議論をいたしましては、非常にたくさんな国策費を使つていくわけでございますが、この援助に使う交付金には限度がある。しかしながら、現在の援助を全部は止めて石炭生産がゼロになるという事態は避けるべきだというのが、まあ大體委員会等における第三者の方々の意見でございます。なぜ、そういうものが要るのかという議論になりますと、やはり国内に産するエネルギーというものは、非常にウェイトが低くなつてもやはりある程度維持したほうがいいのだという

議論がその主たる理由だと考えます。

○横川正市君 私は、問題のとらえ方としては、ここまで第一問でお聞きをしたように、すでにもう企業としての資金力で生産を維持すること、自力で生産を維持することが非常に困難になつてきました。

それから二番目の問題としては、資源という立場の価値判断。これは、いまあなたの言われるように二つあると思うのです。輸入に依存して安いものが入ってくるなら、それでいいじゃないかというふうなことで、それからもう一つは、資源というものはある程度——何%かは、全体を一〇〇%とか、あるいは石炭の場合ですと四〇%とか四五%、そういう維持をすることが、それが国の資源活用のためとすれば政策として必要な資源じゃないか。その後者の、政策として必要な資源を確保するという方針と、それから山がすでに自力で生産能力を失つたという時点とを総合してみますと、私企業での経営というのは非常にむずかしい。だから、供給する側に立つておる——税金を使うわけですけれども——そういう立場に立つてみても、国営ということがむずかしいならば公共有とか、そういうような方向への転換が新たな五カ年計画の政策としては出てくるのがほんとうなんじゃないだろうか。もうこのまま、先ほどちよつと私が触れましたけれども、自力で生産能力がないがしかし生産を維持していく。そうすると、そのうちにコスト高になつて閉山しなければいけない。そうすれば、閉山交付金がある。それでもつて一切のものが支払われていくというふうなことで、まあいかにも知恵のないやり方なんじゃないかと思うわけですが、その前者と後者と合わせて石炭部長としてどうお考えですか。

○政府委員(青木慎三君) その意見はいろいろでございますが、完全に国有を言われる方もございまして、大半の意見は、いまの企業体制から一歩出まして、統一的な管理会社をつくるのかというふうな構想が各方面から出ております。その問題を

議論するのが体制委員会の主たる議題になると思ひますが、一方、そういう統一的な管理会社をつくった場合に、はたして現在の制度よりも国費が節減されて能率のいい経営ができるかどうかというところに議論の焦点があるかと思ひますが、この辺は、これも考えが二つございまして、そういう制度の利点を重く見る人と、逆に、そういう形態にいたしますと経営努力というものが失われましてかえつて非能率になるという議論と、二つございまして、で、私どもとしては、いまだちをとりとめることではなくて、今後の審議会の委員の方々の議論を十分お聞きしましていづれかの方法にきめたいと、こういう段階にございまして。

○横川正市君 行政担当者の立場で、戦後、まあいろいろ総合的な判断をしてみて、いまの状態がより企業能率ですか、企業努力ですか、それが維持できて、そして明らかに現状はもう全く公共有化されたと同じような資金の使用状態をたどつていくと、そういう状態になつたときに企業努力というものが落ちると、そういう判断はどうしてするんでしょうか。

○政府委員(青木慎三君) 石炭鉱業と申しますのは、ある一定の自然条件の中で非常に多くの労働力を使ひまして、労働コストが非常に高い産業でございます。それから、自然条件の差によりまして、一つ一つの山がどういふ掘り方をするかという、きわめてむずかしい、技術的問題がございまして、この組み合わせでございまして、一つの山と他の山と比べますと、労働条件一つも、個々の山々のその特殊事情によつて賃金制度はみんな違ふというふうな特色を持っております。したがうして、経営を一本にいたしまして、そこから生まれてくる利点というものが出にくい面を持った産業ではないかと思ひます。非常に個々の山に格差のある労働の使い方なり技術の使い方があつたというふうなこともございまして、これを規模の利益とか、経営の全体の利益というものがすぐに出てくる産業ではないものでございまして

で、この辺、慎重に検討いたしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○横川正市君 たとえばいまの段階のまゝいまましても、相当、自己資金じゃなくて、国の資金その他援助を受けているわけですね。ですから、そういう意味でいけば、企業側の企業努力、あるいは企業経営についての能力、そういうものについてはある程度、監視とまでいかななくても、ただのまんべん当たりの企業者に、企業の放漫なやり方にまかしておくといいことではないと思ひます。その点はどうか。いまのままでいって、いまいわれているような、いわゆる企業努力についての一つの監視があつて、そして甲の山と乙の山とが著しくそれが違つていく場合には、甲が一つのコンスタントな、いまの場合には大きなところより小さなところが企業努力もよさうだから、乙のほうがよくて、甲はそれにいわば寄せられてくるというふうな監視のしかたとか、そういう野放図なことではなしに、何らかの他力のものが入ってくるわけでしょう、企業経営の中に。

○政府委員(青木慎三君) 現在の助成策と申しますのはいよいよ一律の助成策でございますが、甲の山、乙の山、それぞれの経営を認めながら、その政府の助成をいたしますときには一律に、甲の山も乙の山も適用されるような助成になつております。それで、いろいろ助成策、非常にこまかいので全部を説明するのはたいへんでございまして、で、実例をとりますと、ただいま近代化資金を貸し出す場合には、これこれの設備をし、これこれの抗道をつけた場合にはこういう率で補助をいたします。それから、安定補給金という金がございますが、こういう金はトン当たり幾らで平等に出すというふうなことで一律の援助をしておるわけでございます。したがうして、その使い方、企業の経営については、全般としては経理の監査をいたしまして——私どもが監査いたしておりますけれども——その一律の助成を受けてこれいかにうまく使つていくかというところは、現在

の制度では企業にまかされておりました、それができなくなったときは、企業はその生産を放棄せざるを得ないというふうになつておるものが現在の制度でございます。

○横川正市君 まあ、企業の企業能力というものの、それほど大きなワクをはめるといふようなことは現在やられておらないし、やつてはいかぬ状態だろうと思うのですが、しかし、いまの企業で自力の資金力で経営がでないというふうな状態だといふことになれば、大小を問わず、外からの一つの管理とか、監督とかというものがあつて、そして、その管理、監督の中で、非常に労働条件の悪い山であつて黒字を出している場合と、それから労働条件がある程度普通であつて赤字を出している山であるというふうな差はかりにありまして、も、しかし、やはり実際上の山に対する他動的な資金流入による監視とか管理とかいふものはあるわけですね、実際には。そこで私は、やはり行政の立場から見て、行政の通産省としては、一体、石炭産業をこのままの形で二千万トンなら二千万トン台を維持すればいいと、それから、形態や構造とか機構とか、資金の流入とか、あるいは国の援助とかはこのままの形でそれぞれ維持させていくと、こういう方針なのかどうか。それとも全く新たに抜本策というものを考へておるのか、この点はどうかしようか。

○政府委員(青木慎三君) ただいま御指摘のあった問題が非常に一番むずかしい問題でございます、各方面からの意見も非常に違つた意見がたくさん出されている問題でございます。したがうして、私も現在は現在、行政当局としてこうしようという方針を先にきめるよりも、各方面の意見を十分に議論を尽くしまして、それに第三者の委員も入つておられますので、第三者委員の判定も十分聞きまして、最終的にはそこできめたいというふうな考えでおりますので、現在どちらの方向に行くべきだという考えは持つておりませんで、今後の審議に待つて最終的にその審議会の場できめてまいりたい、こういうふうに考へております。

○横川正市君 そうすると、大体五十年を一つのピークとしまして二千万トン台を維持したいという考え方は、それはどういうふうな考えをとつておられるんですか、行政当局としては。

○政府委員(青木慎三君) 五十年代に二千万トンを維持すべきだといふのは、それぐらいの規模を維持しないと閉山が非常になだれ的に起こつて全山が崩壊してしまふおそれがあるという意見が非常に強いものですから、それぐらいの需要は、通産省としまして需要業界に要請して確保いたしまして、需要を確保する以上、生産のほうもそれに合わせた生産ができるような助成策といふものを考へているわけでございます。その助成策の内容はと申しますと、ある程度国家資金もそのために注がなければならぬと思ひますし、需要者にも協力を仰がなければならぬといふ点もございします。一方、それではそういう一定の財源のもとにいろいろ施策をする場合に、いまのまの私企業体制でいくのか、あるいは何らかの管理理的な一本の機関をつくるのかという点が、先ほどから申し上げておりますように、一番大きな問題でございまして、この辺を関係者の意見を十分聞いて、その助成策と体制の問題二つをきめますのが今度の答申の内容になるということになつてゐるわけでございます。

○横川正市君 二千万トンを維持しなければ、大休山が閉山に持ち込まれて企業になだれ現象が起ると、こういうことと、それから、その資源としては他の米とか、野菜とか、いろいろな国内の食料品とか、その他のものも同じなんですけれども、これだけは資源として国内で必要なものだからというたてまえと、二つあると思うんですけれども、後段のほうはどういうお考えでしようか。資源としては一体二千万トンという必要量をどう判断しておりますか。

○政府委員(青木慎三君) 資源として二千万トンというものが絶対必要であるかどうかという点につきましては、私も必ずしも二千万トンという数字が確保すべき最低限だというふうに理由づけ

ることは非常にむずかしいと思ひます。ただ、水と力とを合わせまして、唯一の国内のエネルギー資源でございしますので、こういうものが全部なくなつたときにはいろいろ国民経済的に支障を来たすことがあろうかと思ひますので、何らかの程度の石炭というものは維持してまいりたいというふうな考えですが、それが資源の重要性から二千万トンという数字が出てまいつたわけではなくて、むしろ逆に、二千万トンという数字は、これぐらいのものを維持する政策をしないと石炭というものは結局ゼロになつてしまふ、ゼロになることは困るんだというふうな意味で、現状から推量してみても、やはりこの程度は確保しないと産業として成り立たないという数字が二千万トンを下らないといふことだといふふうに解釈しております。

○横川正市君 私は、資源として二千万トンが必要だといふことが先行しないと、本来、政策というものはもうゆれると思ひます。だから、二千万トンは必要ですという場合、たとえば鉄鋼産業はどのくらい使ひます、電力はどのくらい使ひます、一般炭としてはどのくらい必要ですといふこととで、それぐらいは維持いたしなうといふ附随した政策が生まれてくるだろうと思ひますが、たとえば千五百万トンというふうな需要の状況からいいますと、鉄鋼とか電力とかはどの程度必要だと見ておるわけですか。

○政府委員(青木慎三君) 千五百万トンという数字を出しましたときの鉄鋼の需要量は五百万トンでございます。電力がやはり全部合わせますと六百万トンぐらひでございます。鉄鋼の五百万トンと申しますのは、現在でも鉄鋼は五千万トン以上使つておりますので、約一割といふことでございしますが、私もやはり少し鉄鋼の需要といふものを増してもいいといふふうに考へております。

○横川正市君 そうしますと、いまだんだん条件が悪くなつてコストが高まつてくる。そのコストの高まつてくる生産炭と、それからコストの安い輸入炭との比率からすれば、これはゼロから大体

今後は出炭をするんだ、こういう考え方に立つてゐるわけですか。国内炭としてはもうゼロだ、大体もう、いわゆる需要と供給の中でのコスト上から見れば、ゼロに等しいものだ、こういう判断に立つてゐるわけですか。

○政府委員(青木慎三君) 需要者として鉄鋼業界側の意見は、全部が外国に依存するといふことは望ましくないといふ考へてゐるようでございます。ただ、私企業といたしましては、値段の差がある一定額以上ふえてまいりますと、私企業として負担し切れない面が生じてくるといふことでございまして、この審議会において述べられました鉄鋼業界側の意見は、現在いろいろ助成を受けておりますが、日本の国内炭のほう若干値段は高いわけでございます。ただ、現在の値差ぐらひであるならば、やはり国内にあるといふことがいろいろの利点もあるので、十分企業としては忍び得る数字ではある。しかしながら、将来この値差がどんどん開いていくという場合には、やはり何らかの国家の助成を強化して、開かないような政策をとつてくれなうと国内炭を使うのは非常にむずかしいこと、こういうのが需要業界の意見でございます。それから、ゼロといふことではなくて、現在の値差以上に値差が開いていくといふことは需要業界としてたえがたい、こういう意見でございます。

○横川正市君 別な観点からお聞きしますが、鉄鋼のように、国内で生産をする石炭はいまぐらいな値差であればある程度使うことが当然だといふ考へ方。それから、おそらく電力も同じだと思ひますが、その二つの中できめられたいまの五百万トン、六百万トンというの、これはまるまるそういう考へ方で必要量を確保されておるのか、それとも、何らかの政策が加味されてこの量が維持されているのか、この点はどうかしよう。

○政府委員(青木慎三君) その現在の値差のある石炭の値段と申しますのは、いろいろ政策助成を含めた上での値段でございますので、政策の入った需要量といふふうに理解していただいてけっこうだと思ひます。

○横川正市君 そうすると、二千万トン一つの安定出炭量というものをきめた場合には、鉄鋼とか電力はどの程度必要とし、どの程度需要をまかなつてもらうというふうに要請されるわけですか。それとも要請される場合にはどういう政策助成を考えておられるか。

○政府委員(青木慎三君) 二千万トンとの差が約五百万トンでございますが、五百万トンを、大口需要業界は二つございしますが、その二つの需要業界に需要を増していただくように要請するというに相なると思ひます。その場合の政策的態度といたしましては、これは最終的に両業界と話し合つたわけではありませんが、両業界に負担してもらつたのは、やはり競合する燃料なり競合する輸入炭の値上がり分は当然負担していただくかと思ひます。それ以上の協力を要請するかどうかは今後の政策が一体どうなるかということにかかると考へております。

○横川正市君 別な観点ですが、たとえば電力とか鉄鋼とかというような大口需要者の必要量を運搬する運搬手段ですね、これは全部船ですか。

○政府委員(青木慎三君) これは需要地と生産地との関係がございしますが、大きな需要は大半船でございします。ただ、北海道における積み地発電というのがございしますが、そういうところは炭鉱のそばにございしますので、トラック輸送でその発電所まで運ぶというケースもございします。遠くに運ぶのはすべて船でございします。

○横川正市君 二千万トンの場合と、それから千五百万トンの必要量という計数からいってみて、この中のどの程度は船に依存するわけですか。

○政府委員(青木慎三君) ただいま手元に資料がございせんので明確な数字は申し上げられませんが、船に必ずやるといふ数量は、鉄鋼の需要の大半と電力の揚げ地発電でございしますので、七、八割はここに依存せざるを得ないと思ひます。

○横川正市君 いまの電力の場合には四百八十万トンから五百万トン、それから鉄鋼の場合には三百五十万トンから四百八十万トンに船に依存するといふことになるわけですね。千五百万トンの場合に。

○政府委員(青木慎三君) そういうわけではございせん。全石炭のうち鉄鋼の分につきましては大半が船に依存すると思ひます。電力の場合、積み地の発電を除きましては、やはり船を使うといふことになりまして、電力と鉄鋼の需要に限つていへば、もう少し船を使う量が多くなると思ひます。

それから一般の家庭用に使うような炭は、大半船を使わないでその現地で消費される、こういう関係になっております。

○横川正市君 そうすると、これはたとえば二千万トンを維持する――いまは二千七百六十万トンですか、から大体二千万トンへの政策決定をされる段階で、事実上船の、何といひますか、必要量といふものが何割ぐらい減になるわけですか。

○政府委員(青木慎三君) 需要は大体同じように減つてまいりますので、ほぼそれに見合つた割合で船の必要量は減つてまいと思ひます。正確な数字はただいま持つておりません。

○横川正市君 そういふような場合の、何といひますか、企業ですね、たとえばこれは関連企業あるいは下請機関とかまあいろいろあると思うんですが、そういうふうな場合には、まずほとんど全部がいわゆる自力で他に転換をするとか、あるいは自分でもつて何かさがすとか、そういうふうなことであつて、国から転換資金とか更生資金というふうなものとかといふのは、この石炭を運んでいる船といふのは他に転換する道といふのはあまり、何といひますか、大きくないんじゃないですか。

○政府委員(青木慎三君) これはいろいろあると思ひますけれども、石炭専用船といふものもございします。で、石炭専用船につきましては、特別に国の助成を受けて建造した専用船がございしますので、生産が落ちてまいりますと、この専用船をど

うするかという問題は別途生じてまいるわけではございします。

○横川正市君 ですから、前段のように、こういうふうな場合の船会社はもう自分でもつて生活の道といふものは考へていくということですか。それとも、そういう転換の時期には何らかの助成処置といふものがあるわけですか。

○政府委員(青木慎三君) ただいま起こつております問題は、政府の助成を受けてつくりました専用船が不要になつた場合に、他の用途に向けるなり転売するなりしなければなりません。その場合に、政府から借りた金の返済を、若干返済条件を緩和してくれといふような問題で具体的に出ておりますが、それをどうするかにつきましては、まだ結論を得ておりません。

○横川正市君 ですから、さしたつていまこの石炭の産炭事情といふものが変わるによつて著しく影響を受ける関連企業といへば、輸送関係じゃないかと思ひますが、これについては何らかの処置をお考へになる、そういうたてまえですか。それとも、従前も見ていないから考へる必要はないと判断をされたわけですか。どつちですか。

○政府委員(青木慎三君) 現在のところ、特にその関連企業について特別の措置をとるといふことは考へておりません。

○横川正市君 これ、何らかの処置を必要とすると思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(青木慎三君) 部門によつては必要となる場合もあるかと思ひます。いま、今後とる考へはございせんと思ひます。いま、今後とる考へはございせんと思ひます。いま、今後とる考へはございせんと思ひます。

○横川正市君 閉山になりますと非常に大きな打撃を受けますので、こういう人たちに對する融資につきましては、商工中金なり中小公庫の融資にきまして、特別の緩和した条件で融資を受けることができるという方法を講じております。それから、政府から市町村に交付します臨時交付金の一部を銀行に預託いたしましたして、その預託に應じて

銀行からそういう商工業者に対して無担保で金を貸すというふうな制度をとつておるところもございします。皆無ではないのでございしますが、そういう面でも施策をとつておる部門もございしますけれども、輸送会社とか鉄道とかに對して、特にいまだ援助をするという政策は、いまのところ考へておりません。

○横川正市君 たとえば、国内の沿岸輸送だけにたよつていた小さな会社それが倒産する。そうではなしに、技術その他を生かして、それから職員もいることですから、国から何らかの資金を借りられれば船をつくつて他の仕事をやりたいといふ場合の融資なんかはどうですか。

○政府委員(青木慎三君) これは運輸政策として考へるかどうかは別にいたしまして、石炭政策の一環としては直には考へておりません。と申しますのは、いままでの輸送といふのは大体積み荷保証してありまして、非常に深刻な問題がいままでに生じたといふことはあまりなかつたものから、そちらの方面まで石炭政策として考へるべきかといふ点については、否定的な空気があつたと申してよろしいかと思ひます。

○横川正市君 これは結局、石炭産業に働いてい

る労働力を他に転換する場合何らかの振興策がとられると同じぐらゐに、関連企業の中でそれに専属しておつた場合の転換については考へるのが至当じゃないかと思ひますが、ここで答へは要りませんが、ひとつ検討する余地があるかどうかというのことは考への中に入れておいていただきたいと思ひます。

それでもう一つは、これは好ましい一つの方向じゃないですけれども、たとえば北海道の某炭鉱のような会社経営の中に、山とは最も関係のないホテル業が入つてきたとか、あるいは建設業が入つてくるとか、あるいは土地屋さんができてくるとか、おそろく転換としては土地屋さんなんかへの転換といふのが多いのじゃないかと思ひますがね。これは資金の流用なんというところはちろん許されるものじゃないですが、そういう面で

は国から相当な助成をし、それから、閉山になった場合には閉山資金が出るというようなことが、そういうようなことに流れないということは、これはちゃんとした保障があるのでしょうか。

○政府委員(青木慎三君) 石炭の助成金がそちらの企業に流れるというようなことは、監査をいたしまして完全にチェックしております。ただ、別会社でやっているのが通常でございますので、むしろ別会社のほうから資金援助を受けるという関係はございませうけれども、石炭のほうの助成がよそに回るほど石炭の助成というのには厚いございせんので、むしろ資金援助はそういう関連の企業から受ける立場でございまして、国の助成した金が逆に流れるというようなことは、監査して、ないうようにいたしております。

○横川正市君 労働省の分野にもなるかと思うのですけれども、いま生産量が、第五次でどういふふうに転換された場合に、直接雇用関係にどういふ状況が出てくるのか、それとも関連企業にどういふ雇用上の変化があるのか、その辺の検討はされていくのでしょうか。どうもきょう質問する予定のない状態だったんでね。

○政府委員(桑原敏一君) 二十万トンになりました場合の山元の雇用状況はどうなるかという御質問でございませうけれども、二十万トンになります場合に、現在三万トン近くございませうけれども、どういふ山が閉山するかという具体的な山元の事情がわかりませんと、二十万トンになったときの雇用状況がどうなるかというのは、つづきに言えない段階だと思ひます。ただ、申し上げられますのは、山の状況が、現在だんだん労働者の年齢が非常に高くなってきております。それが一つと、おそらく今後閉山をしてまいります場合には、北海道地域が中心になってくるのではないかと。そういったしますと、北海道地域は雇用機関が非常に少ない地域でございませうから、なかなか離職対策問題等から見ますと、非常にむずかしい面があるのではないかと、こういうふうに思ひます。したがって、私どものほうにいたし

ましては、地域社会の雇用の安定なり、地域社会に与える影響が少くないような形で、できるだけ住民が不安を来さないようなことを期待をいたしているわけでございます。

○横川正市君 これは前例がなくて唐突と起る問題じゃなくして、石炭産業にはずっと付随して起こってきている問題ですから、従前から万遺漏がないというのことは言えないいろいろな問題がありまして、当然政策的に、出炭量が変わってくるというのことはわかるのですから、その点では検討して対策を立てていただきたいと思います。

最後に、先ほどからちよつと私もひつかかつているんですが、石炭局長は、私企業としていまの企業経営をやっていく意義といひますが、それから非常に強く求められているところの、公営化してもらいたい、あるいは国営にしてみたいというふうな下からの非常に強い意思、これは中をずっと検討してみますと、あまり違わないのじゃないかと思うのですよ、右から行こうが左から行こうが、中の検討のしかたというものは、どの道を選ぶかというのは政策だと思ひますが、これは行政当局としては、その点、非公式でも検討したことがありでしようか。

○政府委員(青木慎三君) その利害得失につきまして、私ども事務的にはいろいろ検討しております。そういう資料をもとにしまして、いろいろ議論していただきたいと思います。何ぶん、そこに働く労働者の意見もありまして、企業側の意見もございませうし、需要者側の意見もございませうし、それから第三者の御意見もございませうので、いろいろな意見が現在併立している段階では、むしろ利害得失その他、われわれの資料を提供して、皆さんで討議していただいて、どういふかっこうにしたら一番合理的かということをおきめいただくのが一番すなおな解決策だと考えております。

○戸田菊雄君 横川委員もいま石炭関係質問されましたから、複合しない形で質問したいと思ひま

すが、まず、石炭対策特別会計法第一条の設置の条項であります。この石炭鉱業の合理化及び安定、あるいは雇用の安定、産炭地域振興、石炭鉱害の復旧等々と、会計法上明確にその目的が規定をされているわけでありまして、その毎年やってきた石炭対策特別会計予算というものを拝見するわけですが、

〔委員長退席、理事嶋崎均君着席〕

これで順調に目的どおりおこなっているのでしょうか。その内容はどうでしょう。進行状況はいかがでしょう。

○政府委員(青木慎三君) この評価は非常にむずかしいと思ひますけれども、石炭企業に言わせますと、企業に対する助成が不十分であると申しますし、産炭地の人々から申しますと、いま一歩産炭地の政策も強化してほしいと言ひます。それぞれの関係者はある程度不満の意を漏らしていることは事実でございませう。ただ、一定の財源の中でのいろいろ割り振りましたこの政策というものは、行政当局といたしましては、それぞれの意義と効果をもたらし十分働いているというふうな考えています。

○戸田菊雄君 予算項目に従って、これは予算書の説明の中で、六五ページでございませうが、まず各項目中石炭勘定の場合でございませうが、(1)の何の「再建及び合理化に必要な長期金融の確保を図るため、四十六年度に引き続き、石炭鉱業合理化事業団に対して、石炭鉱業の設備の近代化等のための融資、機械貸与及び信用保証基金のため、百五億円の貸出を行なう」ことになっているわけですが、具体的にこの内容をひとつ説明していただけませんか。

○政府委員(青木慎三君) これは、石炭鉱業合理化事業団に出資いたしまして、それを原資といたしまして、それから年々回収いたします金を合わせて、それからその事業を営んでおるわけでございます。そのうち近代化融資と申しますのは、炭鉱の近代化のために必要な機械なり、それから近代化のために必要な坑道を掘る場合の費用、そうい

うものに対して無利子で融資をしておるわけでございます。それから、機械貸与と申しますのは、汎用性のある機械につきまして合理化事業団が機械を取得いたしましてそれを石炭鉱業の企業に貸し付けるわけでありませう。貸し付けいたしまして、五年間で均等払いということとその資金を回収するわけでございます。これは非常に資金的に苦しい企業に對しまして分割払いで機械を貸し付けたいと申すというところで資金の圧迫を緩和するといひたいわけでございます。それから、保証でございますが、これは石炭企業がたとえば合理化のために人員を整理するといひような場合、非常に多額の退職金が一ぺんに要りますので、これに關しまして銀行から金を借りるときにその保証をするという制度でございませう。そのもろもろの制度のための原資として石炭鉱業合理化事業団に出資をしておるというものでございませう。

○戸田菊雄君 これは大蔵調査室で発行した資料ですけれども、「石炭鉱業の推移」という年度実績が印刷されて発表されておるわけですが、稼働炭鉱、生産量、能率(トン一人一月)、輸入量、閉山量等々の一覧表がございませうが、それをずっと見ますと、やはり四十六年度、最終年度になつておるわけですが、生産量は一貫してそうあまり急速に減産という状況にはなっていないのです。たとへば四十五年度は三千八百三十二万九千トン、約七百万トンは減つておるにせう。しかし、これを能率関係で見ますと、一人一月当たり六十三トン大体生産をしておるから、その人数の面では縮小ということにはなっていないやうな気がいたします。さらに輸入量が四十五年度よりも若干下回つておる。生産量よりもはるかに下回つておるわけですが、これは結局、石炭の消費、そういうものが急激に減つてきた、こういう理解でよろしいでしょうか。その辺の見解はいかがでしょう。

○政府委員(青木慎三君) その表で申します輸入量が減つておることは、その下に書いてございませうが、四十六年の四月から四十七年一月までの

実績でございます。したがって、二月、三月の数字が入っておりますので、これがそのまゝの数字ではございませんので、ひとつその若干の数字を入れて考えなければいけないと思いますが、輸入量は四十六年度はさほどふえていないという感じがいたします。この辺は、鉄鋼の生産が、ドル・ショック及び不況を受けて非常に下がっておりますので、その影響で原料炭の消費量は減っております。それから、電力用炭につきましては、逐年公害問題もございまして、それから老朽火力がだんだん操業を落として、あるいは廃止するものもございまして、その辺の需要が減つてまいるといふ事情はございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、この消費部面では、電力関係その他一様にこれから将来としては減つていくと、こういう見通しでおるのですか、その辺が一つ。

それからもう一つは、特会法一条の二項の一、予算の範囲内における補助関係ですね、まあ内容としては、交付金あるいは補助金あるいは補償金、こういうことですが、これは三十年以降、いわゆる炭鉱離職者臨時措置法、これが三十四年です。あるいは産炭地域振興臨時措置法、あるいは炭鉱再建臨時措置法等々の一連の法律的措置をやつて今日に至つておるわけでありまして、これも、こういう関係からどのくらい一体交付金なり補助金なり補償金というものが今日まで出されておるか。大体三十年程度はあまり問題なかったと思ひますから、再建臨時措置法が制定をされて以降、おおむね四十年以降どういふ状況になっておるか。総額においてどのくらい国として補助金、補助のあるものを出しておるか、その辺の内容についてちょっとお知らせを願ひたい。

○政府委員(青木慎三君) ただいまトータルした数字を持っておりますが、トータルでなくして概略推移だけで申しますと、いわゆる石炭鉱業合理化安定対策費という一番大きな全体のくくりで申しますと、昭和四十年年度では約百十二億程度で

あったものが漸次ふえてまいりまして、四十六年度では六百七十九億になっております。四十七年度にはそれが若干減りまして六百四十四億になっております。それから、大きな項目で鉱害対策がございしますが、鉱害対策は四十年のころは二十九億でございましたが、それが漸次ふえてまいりまして四十六年度では百三十九億、四十七年度予算では百五十一億ということになっております。それから、産炭地域振興対策費について申し上げますと、四十年のころは約二十五億の規模でございまして、漸次ふえてまいりまして、四十六年度が七十九億九千万円、四十七年度が約八十億、こういう数字になっております。それから労働対策費でございますが、これが四十年におきましては五十八億三千万円という規模であったものが、これも漸次ふえてまいりまして四十六年度では九十五億、四十七年度では九十九億と、こういう数字になっております。

○戸田菊雄君 この石炭鉱業再建臨時措置法に基づいて産炭地域等の振興対策をやるのには、審議会に一応かけて通産大臣の認可を受けてやつていくということになるのですが、たとえば具体的な例として、常磐炭鉱が閉山をした。離職対策が一方にあり、そして一方においてハワイアン・セクターを常磐なら常磐炭鉱がやつた。こういういわば再建方式という、こういう形は踏めるのですか。したがって、この石炭、石油関係から一定のそういうものに対する補助金なり予算措置をやつて救済をしていく、こういうことに具体的措置をされておるのですけれども、そういう理解でいいのですか。

○政府委員(青木慎三君) たとえば閉山でございまして、退職金その他の支払いが困難になりますので、閉山交付金というものを企業に出しまして、そのうち労働賃は労働債でそこから払うと、こういうことになっておりますが、それと並行しまして、そこで失職した人がうまく地域振興をやつて吸収されますように、産炭地域振興は産炭地振興という別途の政策をやつておるわけござい

ます。産炭地振興につきましては、産炭地域振興事業団という事業団がございまして、そこを通じて、団地の形成をやりましたり、あるいはそこへ参ります企業に對します融資をやる、こういう助成策を講じて産炭地のあとに新しい企業を誘致しまして、そこで雇用を吸収してもらつて、こういう体系になっておるわけでございます。

○戸田菊雄君 だから、具体的な例としてはそれがハワイアン・セクターであり、いわばレジャー産業ですね。そういう産業種別にはこだわらぬということですね。もうどういふかっこうでもいい。極端に言うなら、キャパレーとかモーターとか、各般のレジャー産業というものは流行によつてやつてくるわけだから、そういうものは、この事業の選定は別に政府としてはかわりない、こういうことですか。

○政府委員(青木慎三君) この企業につきましては特別の限定はいたしておりませんけれども、助成の対象といたしましては、おのずから限度がございまして、たとえばキャパレー等に対する融資というのは現在までいたしておりません。しかし、だんだん対象は広がつてまいりまして、どうしてその地域に必要であるものならば、たとえばホテルのようなものもある程度の融資はするということに踏み切るといふようなことにはなつておりますけれども、おのずからそこで助成する企業には限界があるというふうに考えております。

○戸田菊雄君 その辺の閉山振興、あるいは他産業に転換していく場合、一定のやはり政府の考えといひますか、そういうものが私はなければならぬと思ひます。単にばくと政府に審議会が答申して、こういうものはいいい、あるいは、したがって、閉山に迫り込まれた会社の社長がこういふ産業をやりたいと申請したものは無差別で認定をしていく、こういうのではないだろうかと思ひます。そういう、いわば選定という点について何か基準とか何とかという一定の方法はあるのですか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(青木慎三君) 選定の基準につきましては、私、ちよつと手元に資料は持っておりませんが、一応の基準はございまして、基準の内容につきましては、いまちよつと手元に資料はございせんので、後刻資料でお答えいたします。

○戸田菊雄君 具体的にモーターとかキャパレーとか、そういう関係は入るのですか。

○政府委員(青木慎三君) モーターとかキャパレーにつきましては融資したことは、実績としてはございせん。

○戸田菊雄君 ハワイアン・セクターなんかは合格組ですか。

○政府委員(青木慎三君) 私、ちよつといま手元に資料がございせんので、ハワイアン・セクターに融資したかどうか十分記憶しておりませんけれども、後刻調べて御報告いたします。

○戸田菊雄君 やはりわれわれの計画に対する実行部面のチェックは私は必要だと思ひます。私の聞いておるのには、常磐炭鉱が閉山して、四千何名ですね、総数が。そのうちハワイアン・セクターに収容されたのは、わずか二百数名と聞いておる。これは私の理解が、聞いておる範囲が誤つておれば別です。あとはほとんど離職態勢に追いつられておる。したがって、これは職業訓練その他をやつて、しかし、その職業訓練も微々たるものなんです。それで別途再就職をして、こういう状況なんです。だから、その辺を私は予算の項目には常に炭鉱離職者援護対策費とか、あるいは炭鉱離職者就職促進手当とか、各般の項目が、非常に微細な金額ですけども、だから、もつとこういうものを拡大をして、どうしていま石炭産業というものは縮小傾斜産業に追いつられておることは間違いないですね。これは石油と単に比較しただけでもたいへん斜陽産業化している。だから、そういうことから見れば、もつと私はこういう部面に石油、石炭の特別会計の金を多く投入していくことに配慮をしなければ、単に名目的なことだけになつてしまつておるわけですね。非常にあれじゃないですか、石油開発公団のいわ

ゆる石油開発公団出資金、あるいは雇用対策事業団ですか、こういったところには非常に大きく行っているけれども、実質的に離職に追いやり、再就職を迫られている人たちにこのお金が適切に配分されて、真の意味で救済されているかという点、されていないのです。だから、そういう点の対策というものを今後どうするかということ、私は真剣に考えてもらわなければならないと思うのですが、何かそれらに対する明確な具体策、方法をお持ちですか。

○政府委員(青木慎三君) 離職者に対する対策でございますが、これはたゞいま非常に不足であるという御指摘でございますが、石炭に対するこういう方面の対策費は必ずしもこの離職者対策費だけではございません。たとえば炭鉱整理促進費補助金というのがございまして、これは石炭鉱業合理化安定対策費の中に入っております。これはいわゆる閉山交付金でございまして、この閉山交付金のうち大部分は、離職される労働者の退職金に引き当てられるというように性質の金も入っております。したがって、必ずしも十分とは言えないにいたしまして、他産業に比しますと、こういう方面の対策は石炭産業については相当手厚いことになっておると私も思っております。

○戸田菊雄君 しかし、予算で見ると、炭鉱離職者援護対策費、これにおそらく相当含まれておるだろうと思うのですが、これは六十億ちよつとじゃないですか。いま答弁あったように、十分な援護対策だとおっしゃるその内容をちよつと説明してくれませんか。どのくらい離職者がおつて、一人当たり平均どのくらいで、どういうことか。

○政府委員(桑原敬一君) この三月末現在におきまして、実績をちよつと申し上げますと、四十六年度、前年度でございまして、就職されなくて残られた方が全国で約七千九百五十名おられます。それに四十六年度中に一万三千五百五十名の方が新しく離職されました。したがって、合計

二万二千四十名の方を対象にいたしました。離職対策を講じてまいりましたわけでございまして、その結果、安定所の紹介によりまして就職されました方が一万一千八百八十名でございます。その他、産炭地域振興事業団の事業による就職とか、あるいは会社あつせんによる就職等を入れますと、いわゆる就職ないし就業されました数が、先ほどの一万一千八百八十名にさらに上積みになります。一万三千三百六十名の方が何らかの形で見込みがついたということで、四十七年の三月末には六千八百八十名の方がまだ就職されずに残っている、こういうような実情でございます。したがって、御指摘の援護対策費の問題でございますけれども、こういうふうな新規に出てまいりました方、あるいは引き続き就職されずに残っております方につきましては、援護対策費から就職促進手当というものが出ますし、それについては、額としては別でございまして、手当てが十分されておるといふことでございまして、それから訓練関係につきましても、御希望に沿うような一応の枠は予定をいたしております。

あるいは就職される方につきまして移住資金を差し上げたり、あるいは雇用奨励金を差し上げるといふような、あるいは資金の手当てもこの特別会計から出せるようなわけでございまして、

○戸田菊雄君 確かに失業保険なりそういうものの受給対象になるでしようし、いろいろ援護対策としては総合的にやられていっていると思うんですが、私は、おそろく六千八百八十名のまだ再就職できないという人たちは、年齢的にも相当高齢じゃないかという気がするんです。だから、非常に雇用者のほうも二の足を踏むというふうな状況じゃないかと思う。だから、そういう人たちは二重、三重のやほり苦しみを受けていると思う。就職しておれば一定の賃金がいままでもらえておつたやつが、これが全部御破算になって、失業手当になつてしまふ。せつかくの援護対策であつても、以前収入があつたときよりも相当収入が減つていると思う。なおかつ、年齢的にやや高

齢的な部分に入る。そうだから再就職がむずかしい。だから、こういう面に対して、職業訓練に入られて相当やられていられるけれども、なかなか売れ行きが悪いという状況が現実の問題としてあるわけですね。こういうものを優先して政府としても何らかの手当てを、最良のものはやはり再就職をして正常な賃金生活に入っていくのがいいんですから、そういう面での促進を大きく私は前進をさせていかなければいけないんじゃないか、こういうふうに考えます。

四十七年の三月現在で六千八百八十名という現在の離職者に対しての見通しはどうなっているんですか。大体年度中におおむね消化できる、こういう内容でしようか。

○政府委員(桑原敬一君) 先ほど申し上げました六千八百八十名の方を対象にいたしました。さらに四十七年度に新しく出てまいります離職者を含めまして、また四十七年度の再就職計画を労働省としてつくりまして、そしてこの方たちの就職の万全を期しておるようなわけでございまして。そういう意味で管下の安定機関に指示をいたしまして、具体的に広域紹介でどれだけさばく、あるいは一般的紹介でどれだけさばく、あるいは職業訓練にどれだけ入れるという具体的な計画をつくりまして、その残された方、あるいは新たに出てまいります離職者については十全の対策を講じてできるだけ早く就職をしていただく。こういうようなことで、大体毎年積み残しはございませんけれども、ある程度の期間を経ますと、次々に御就職いただいておりますようなわけでございまして。

○戸田菊雄君 これはことしはどのくらい閉山して離職者がどのくらい出るといふ計算ですか。

○政府委員(桑原敬一君) 四十七年度につきましては、新規に発生いたします離職者は八千人というふうに見込んでおります。で、この方たちに対しては、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたようないろいろな手を打ちまして、再就職をすみやかにしてまいる、こういうふうな考えております。

○戸田菊雄君 そうすると、いま発表された七千何名プラス八千何名、総体では一万五千名をこえるわけですね。これを年度内に処理をしていくことになる、そういう意味じゃ私はたいへん難事業になるのじゃないかと思うのです。ですから、これにはひとつ、要望ですけれども、特段の配慮をしていただきまして、年度内に消化ができればよいにたいにひとつ促進をしていただきたいと思うのです。

それから、石炭特会法の十一條「余裕金の預託」というのがございまして、予算で一体どのくらいの預託を、おそろく雑収入というのの、そういう利率も入っているのだからと思ひますが、どのくらいあるのでしょうか。

○政府委員(大倉真隆君) おそれいりますが、正確な数字を調べまして後ほど答えさせていただきます。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、石炭関係の問題になりますのは、私はどうしても保安対策だと思ふのです。常用労働者も、これは大蔵調査室の資料ですけども、これで見ると、四十六年度は四万二千八百八十名ですね。四十七年度は、いま言われたように、また離職者が八千名ぐらひ予定されておりますから、これから八千名程度引きますと、三万四千名程度ですね。この程度は炭鉱労働者として現に生産をやつておるわけですから、保安対策についてはやっぱり人命尊重のためまあ十分力を入れていかなければならぬと思ひますが、この予算を見ますと、わずかに二十億ですね。これで完全な状態にいくのかどうか、保安対策ですね。北海道の炭鉱なんかしよつちゅうやられておるわけですね。ああいう状態がまた将来発生しないか断定はできないわけですから、その辺の保安対策はどうなつておりますか。

○政府委員(青木慎三君) 保安対策については約二十億でございますが、この保安対策費は、生産量が減つておりますので、トン当たりすれば若干率はふえておることになっております。ことにこれは、坑内冷房及び防備電灯の補助という

新しい項目も加えまして、保安には十分努力をしているつもりでございます。

○戸田菊雄君 具体的に稼働炭鉱が六十九あるわけですから、どういふところに重点的にやっていくんですか。いま言われた二項は予算の説明書ではつきりしてありますからそれはわかりませんが、具体的にどういふ炭鉱でどういふ方策をもって保安対策を立てられるのか。その具体的な内容について説明してください。

○政府委員(青木慎三君) 山別の資料、いまちよつと手元にごさいますので、後刻調べまして御報告いたします。

○戸田菊雄君 じゃ、それはあとで資料で出してください。大体これで十分だと思いますか。どうなんですか、その感触は。

○政府委員(青木慎三君) 保安というのは幾らやりましても万全というものはなかなか言いがたいと思いますけれども、私どもとしては最も重点項目に考えてやっておりますつもりでございます。

○戸田菊雄君 それで、まあ要望ですけども、いままでも何回かやったりという答弁開いておつて、なおかつ事故が起きておるんですね。だから、どうもそういう面じゃあまり信用ができません、どうもそういう面じゃあまひつと私には重点的に、人命にかかわる大きな問題ですから、そういう面の指導を強めて防止策に万全の対策をとっていただきたい。

それから石油勘定に對しまして、今後の石油開発ですね、予算の内容についても、おのおの開発公団が交付金が十二億見当っているわけなんです、これはもう現に開発をされている、そういういろいろな内容がこれも大蔵委員会調査室から出た資料ではございしますが、大体この資料で理解してよろしゅうございしますか。

○政府委員(飯塚史郎君) 大体そのように御理解願ってけっこうだと思います。

○戸田菊雄君 それで、この開発はいろいろな会社がありまされども、この指定はどういうふう

になされておりますか。

○政府委員(飯塚史郎君) 現在海外において開発に従事しております民間企業につきましては、おのおのその資金の五〇%を石油開発公団からの出資によってまかなっているのが多いようでございます。残りの五〇%につきましては民間企業が自己資金をもってまかなっております。

○戸田菊雄君 それは任意指定ですか。たとえば資本金幾らとこうありますね。たとえばアラスカ石油開発の場合には資本金が四十億、それで四十年九月設立をして目下探鉱中ですね。鉱脈をさがしているという段階ですけども、こういうものに対して政府がこう一定の、いま説明をされた五〇%の交付金をやるわけですね。そういう会社というのは、会社が申請をすればそれは政府としては自動的に認定をする、あるいは一定の基準があつて、こういうものはだめですよということになると、選別について一つの基準とかそういうものがあるわけですか。

○政府委員(飯塚史郎君) 会社が利権を取得いたしましたときに、その利権を取りました鉱区の価値等につきましては、技術的に石油開発公団におきまして十分審査をいたしまして、開発に値すると認めた場合にはこれに対して資金の助成をすることにしておりますが、いま御指摘がございしました、ある特定の会社が会社を設立して資本金を設けた場合に、いきなりそれに対して半額の出資をするかという御質問でございますけれども、利権取得料としてたとえば百億という額で交渉いたしましたも、現実に出資の額は探鉱試掘等の段階に応じまして漸次ふやしていくわけでございますので、その現実に出資をする額に見合つて石油開発公団がおおむね五〇%の資金援助を出資の形ですというものが通常のいき方でございします。

○戸田菊雄君 国外からの石油供給、これはほとんど九〇・五%以上が外資にたよっているわけですね。日本がわずかに九・五%ですからほとんどが外国資金にたよっている。開発の関係で将来どういうウエートを占めていくんでしょうね。その

辺、見通しはどうなっているのでしょうか。

○政府委員(飯塚史郎君) 現在のわが国の原油の九・七%は海外から輸入をいたしておりますが、その輸入の中で外国の企業に依存しているものが約九割でございます。逆に申しますと、民族系の日本の企業によります原油は全輸入量のうちの割にしか満たないわけでございます。私どももいたしましては、石油の原油の安定的かつ低廉な供給というものが石油政策の根幹であります。この目標達成のためには、わが国の企業によります自主開発原油の量をできる限り迅速にかつ量をふやしていくというのが念願でございます。

昭和六十年におきましては、エネルギー調査会の需給部会の答申によりますと、わが国の原油の輸入量は約七億キロリットルに達するといわれておりますが、この調査会の石油部会におきまして、その三割程度に当たるものをわが国の自主開発原油によってまかなっていくことが望ましいという答申が出ておるわけでございますが、私どもはその方向に向かって努力をしていきたいと考えております。

○戸田菊雄君 非常に海洋開発等を含めてやっているわけですが、そういう点ではコストが高くなるんじゃないかという気がするのですが、諸外国との比較ですね。十分に言われたような三割対策まで持つていけるのかどうか、総合的にいろいろ検討したでしょうか、その辺の自信のほどはどうでしょうか。

○政府委員(飯塚史郎君) 御指摘のように、従来開発いたしました原油に比しまして、今後開発していく地区というのは、地理的な条件等もかなり悪くなつておりますし、片一方OPEC諸国のいろいろな要求がございしますので、これも原油コスト上昇の理由になるかと思ひますが、そういう意味におきましては、今後開発する原油というのは従来開発しておいた原油よりはどうしてもコストの面で上昇を免れないと考えます。しかし、日本の企業のみならず、世界のすべての企業はそういう宿命を負っているものと考えております。

すが、私どもは、三割の目標が達成できるかどうかという点につきましては、正直なところ、地下にありまされども、正直なところ、掘ってみないとわからぬわけでございます。少なくとも三割を達成したいという強い希望のもとに諸種の施策を進めてまいりたいと考えております。

○戸田菊雄君 非常に、コストの面から見ても、開発の進行状況を見ても、前途きわめて暗いような印象を受けるのですが、しかし、これは国家政策として一応計画を押し進めているのですから、ぜひひとつ成功させていたきたいと思うのですが、そこで問題は原油の関税収入ですね。今後の推移について、年々増加しているわけですね。いざれにしても関税収入は全体が石油勘定と石炭勘定に入っているわけですね。これから相当ふえてくると見るのですが、その推移はどういう状況にあるのですか。一定の資料はあるのですが、だいぶ急速にふえてきているような感じを受けるのですが、今後六十年まで、おのおの見通しとしては一体どの程度まで膨張していくのか。その辺はどうでしょうか。

○説明員(米山武政君) ただいまの、今後の石油関税の収入の見通しでございますが、御承知のように、原油あるいは重油の輸入は経済の動向と非常に密接な関係がございしますので、正確な見通しを立てることはなかなかむずかしいわけでございますが、従来からの推移を見ますと、大体関税収入は一〇%から、高いときには二〇%くらい伸びているわけでございます。そういうことで、今後も私は一〇ないし二〇%ぐらいの推移は期待できると思ひます。ただ、現在の原油関税、御承知のように、暫定税率になっておりまして、四十九年の三月まで四十八年度までの暫定税率になっておりますので、その税率を四十九年度以降どうするかということがきまらなかつたかと、関税収入がどうなるかという見通しはなかなかむずかしいわけでございます。四十九年度以降は、石炭対策あるいは石油対策等の関連で関税率も見直すということになっておりますので、そ

の結果によつてまた違つてくるのではないかと
うふうに考へております。

○戸田菊雄君 いま説明がありましたように、お
おむね二〇％だ。もちろん、この四十九年以
降は、過日審議いたしましたように、別途検討す
る。いづれにいたしましても、関税が、総体的
に収入がふえているということは私は間違いない
と思ひます。ですから、そういうことになる
と、勢い特別会計に対する予算全体もひつから
まってくるという状況になつてくると思ひます
ね。だから、そういう面で、予算のふくらみぐあ
いと炭鉱の閉山なり離職者なりとのコントロール
を考へているのかどうか。その辺どうですか。

○政府委員(大倉真隆君) ただいまの御質問、た
しかに非常に大事な問題でございますが、先ほど
来通産省からの御答弁にも出ておりますように、
石炭対策を今後どうするか、実はいま非常な議
論の対象になつておりました。四十九年度以降、
あるいは場合によつては四十八年度以降、石炭対
策費の財政需要というのほどに程度になるか、実
は残念ながらまだ確たる見通しを立てる段階にこ
ざいませぬ。石油開発のほうの財政需要は、おそ
らくかなり着実なテンポでふえていくのではない
かと考へております。したがつて、四十八年度
末に期限の切れます関税の暫定税率を四十九年度
以降どのように考へていくかということ、今後
の石炭対策の出で方、あるいは石油開発の進み
方によつて総合的に考へざるを得ない。したが
つて、この特別会計といたしましては、四十九
年度以降の石油、石炭の歳入区分をいまきめ切れ
ないということ、ただいま提案申し上げており
ますのは、毎年度の予算でこの区分をきめていく
という仕組みにいたしております。ただ、御承知
のとおり、石炭対策につきましては、従来の石炭
対策特別会計におきまして、すでに今後二年間、
いわゆる十二分の十を石炭対策に充てるという仕
組みになつておりますので、この改正の機会にお
きまして、なお四十七年度、四十八年度、二カ
年については、これは十二分の十で石炭勘定の

歳入とするということ、特に附則で規定いたして
おります。これが現状でございます。

○戸田菊雄君 この石油勘定と石炭勘定の配分で
すが、石炭の場合十二分の十、それから石油勘
定は十二分の二、こういうふうになつていて、
すが、この積算基礎はどういうところにあるの
でしょうか。

○政府委員(大倉真隆君) 経緯は私がたゞいま申
し上げましたとおりでございます。従前から石
炭対策費は原油関税収入のいわゆる十二分の十を
使うということが従来の石炭特会法できまつてお
り、なお二年は、いわばそういう一種の既定の約
束事と申しますか、その線に沿つて石炭勘定の歳
入を区分するということがこの際としては一番妥
当であらうというふうに考へておる次第ござい
ます。

○戸田菊雄君 この予算の説明書のおおむね歳出
部面を見ますと、石油開発公団出資金、それか
ら石油開発公団交付金、それから補給金、それか
ら委託費、各般に大綱分かれておるわけでありま
すけれども、石油天然ガス基礎調査委託費、これ
はおもにどういうところに委託をしていくことに
なるのでしょうか。その内容について説明してい
ただけませんか。

○政府委員(飯塚史郎君) わが国の陸上及び大陸
だにたつてきまして基礎的な物理探査調査を実施す
る必要があるわけでございますが、これに對しま
して、公団に対して委託費を支出してその事業の
遂行をはかつていきたいという趣旨でございます。

○戸田菊雄君 公団に委託するわけですが、公団
がじかに実行をするわけじゃないので、公団から
さらにある会社に委託をしていく、ないしは特定
業者に委託をしていく、だから、一定の機械とい
うのは、そういう探査に必要な近代機械その他を
持つていないと最終的には委託をされないと
ことになるのですか。こういうものには学者とか
なんとかそういう者を入れるのですか。その点
はどうなるのですか。

○政府委員(飯塚史郎君) 大体的場合には民間の
石油の探査に経験のある会社に行なはしめるとい
う場合が多いかと思ひますが、民間の石油会社の
中には地質関係の権威者もかなりおりますので、
技術的な能力は十分にあると考へております。

○戸田菊雄君 私は非常にこれは今後の開発に必
要な基礎調査ですから、だから、そういうもの
については、政府はやはり積極指導をやるべき
じゃないかという気がするので、どうしても、や
はり公団から依頼をされた、調査委託を受けたそ
ういった人たちは、あまり金がかからない安く上
がる方式というものをどうしても考へますから、
そういうものについては、やはり専門的な知識を
持つておる学者なりあるいは実践者なりが、そ
ういうものを総体ひつくるめて、こういう者で年々
計画をやらせる。もちろん、計画なんかは政府に
来るようでありませうけれども、そういうものは、
専門知識を持たれておる調査構成というものを私
は進めていくべきじゃないかと思ふのですが、そ
ういう点はどうでしょうか。

○政府委員(飯塚史郎君) 日本におきまして石油と
天然ガスの探査開発につきましては、実は石油資
源並びに可燃性天然ガスの促進法という法律がご
ざいまして、この法律に基づいて審議会が置かれ
ておりますが、審議会の構成メンバーといたしま
しては、現在の日本におきまして第一流の技術者を
網羅いたしまして、その審議会におきまして日本
国内並びに大陸だににおきまして石油天然ガスの開
発の計画——五カ年計画でございますが、これを
つくりまして、有望地域について、毎年度予算に
よりまして、いま申し上げましたような委託費
等を使つて実際に探査の調査を実施するというこ
とにいたしておりますので、現段階におきまして
は、わが国において考へられる限りの技術陣の応
援を得てこの事業をやつておるといふふうに申し
て差しつかえないかと思ひます。

○政府委員(大倉真隆君) 先ほどの戸田委員の御
質問の預託金利息収入についてお答え申し上げます
が、この歳入に計上しておりますのは、いわば
一時余裕金を資金運用部に預託いたしますその利
息分を四千八百七十九万円計上しておりますが、
積算根拠といたしましては、御承知のとおり、関
税収入が毎月入つてまいります。歳出のほうはあ
る程度波を打つて出てまいりますので、月別の歳
入歳出を一応見積りまして、五月には約三十億円の
余裕金が出るであらう。六月には約二十一億円の
余裕金が出るであらう。七、八、九、十月は余裕
金は出ない。むしろ余裕金をくずして歳出に充て
ていく。十一月には約十五億円の、十二月には約九
億円の余裕金が出てくるという一応の積算をいた
しまして、それを運用部に預託をして、運用部は
預託金利三分五厘でございますから、その利率を
かけ合せてこの金額を計上したわけございま
す。

○戸田菊雄君 その中で預託金の項目は主として
どういう項目に該当してまいりましょうか。

○政府委員(大倉真隆君) これは預託金そのもの
は実は歳出ではございせんものでございませうか
ら、歳出項目には立っておりません。
〔理事嶋崎均君退席、委員長着席〕

○委員長(前田佳都男君) 委員の異動について御
報告いたします。
ただいま青木一男君及び棚田四郎君が委員を辞
任され、その補欠として河口陽一君及び初村龍一
郎が選任されました。

○栗林卓司君 石炭対策特別会計のことで二、三
お伺ひしたいと思ひます。
今度改正する前の、従来からの石炭特会の考へ
方について一応お伺ひしたいんですけれども、こ
の石炭特会の経緯というのは、石炭の消費量と石
油の消費量の因果関係というものに着目してこ
ういう制度になつたのかどうか。これは大蔵省のほ
うにお伺ひするべきか、通産省、どちらでもけ
っこうですから、お答えいただきたい。

○政府委員(青木慎三君) この石炭対策特別会計
の財源と対策費との関係でございますが、これは

石炭対策として必要な対策をまずきめまして、それに要する経費がきまり、その財源として石油関税の十二分の十を充てるといふことになりました。経緯から見ますと、石炭の消費量と石油の消費量というものと直接は関係がないものと思っております。

○栗林卓司君 消費量の算術的な相互関係ということではなくて、エネルギー源として石炭から石油に移ってきた、そういう見合いを見て、石炭対策の財源に原油関税が充てられてきた。そういう経緯はそのままだと定木にお伺いするつもりはありませぬけれども、そういう背景というものはあったと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(青木慎三君) そもそも石炭対策が必要になりました背景は、やっぱり世界のエネルギー革命というのによりまして、石炭の消費量が減つてまいりましたと同時に、従来エネルギーの大半を分担しておりました石炭企業に及ぼす影響、それから石炭産業に働いている労働者に対する影響、それからその鉱山のあります地域の住民に対する影響、こういうものが総合してこのエネルギー革命の波にもまれる石炭産業に對して、やはりそのエネルギー革命の一翼をなしている石油のほうから財源を得まして対策をつくるということがその政策の初めの経緯だといふふうに思ひます。

○栗林卓司君 そこで、これは考え方としてお伺いするんですけれども、従来石炭を使ってエネルギーを求めていた。それが石油、石油にかわつてきた。その場合には、いまおっしゃった背景がそのまま適合して妥当なように思ひます。ところが、石油しか使えない、石炭を代置して使うことは予想できない分野というものもありますし、新しく広がつてきていふものもありますけれども、そういうものも含めて、石炭対策との見合いで関税収入を負担しなければならぬ案といふのはどうお考えになりますか。

○政府委員(青木慎三君) その石炭対策の財源を

どこに求めるかという問題でございしますけれども、これはたとえば西独とかイギリスとかいう国は、むしろ石炭と競合する重油なり何なりの消費税というふうなところで財源を求めているようにございします。で、一番最初の石炭対策が策定されたときに、その財源をいかにするかという議論がずいぶんなされたといふふうに私も聞いております。そのときの原案として、競合する重油から重油の消費税にすべきではないかという議論も非常に有力にあったといふふうに私も聞いております。ただ、彼此勘案いたしまして、結局は、いろいろの産業に及ぼす影響をも考慮して、どうにかつこうに最終的に落ちついたと聞いておりますので、その辺のところは若干の理屈としてはおかしい面もあるかと私も思っております。

○栗林卓司君 いろいろ経緯を踏まえ石炭対策に努力をされてきての今日ですから、考え方だけで、おかしなじやないかといふことを、それだけ申し上げるつもりはありませぬけれども、ただ、エネルギー革命を含めて見合いになつていふことでは考えますと、石炭と石油との関係以外に、やはり対策として考えなければならぬものがあるのではないだろうか。一つ例をあげて御意見を承りたいと思ひます。

いま石油の脱硫ということが問題になりました。その結果として、国内の硫黄鉱山は事実上閉山のうき目を見ることになりました。その場合に、その硫黄鉱山に対する対策をどうしていったらいいのか。これは山という意味では石炭と全く同じむずかしさをかかえておりますし、しかも、石炭に比べて鉱山の規模がどこを見ても比較的小さいという意味では、なかなか硫黄鉱山業界といふものは打ちにくい。しかし、問題のかかえていふ性質といふのは、石油との見合いという意味では同じではないか。その意味でこの特会の性格に沿つて考えますと、硫黄鉱山対策も当然入ってくるべきではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(飯塚史郎君) 硫黄鉱山につきましては、御指摘のように、石油精製業界の回収硫黄の増大に伴ひまして非常に苦境に立つておるわけにございします。現に四十四年度に松尾鉱山が閉山いたしましたので、四十六年にまいりましてから四鉱山が閉山いたしましたわけにございします。現在は一社一山だけが残つておるような状態にございしますけれども、過去の松尾鉱山は閉山の四鉱山の閉山にあたりましては、石油の回収硫黄との関係がまあ特に閉山を早めた原因でもありますので、石油精製業界との緊密な協調を保つといふことで、いろいろなやり方で石油精製業界の協調によりまして、たとえば退職金の支払い等の財源不足等の分につぎましては、回収硫黄を比較的安く山側に手渡ししていく、それを市価で売つて回つて、その差額によつて退職金の支払いに充てるといふような業界間の協調によりまして急場をしのいだことがございしますけれども、まあ、何と申しまして

も、経済性から申しまして、回収硫黄に對して国内の硫黄山のコストというのは圧倒的に高いわけにございします。これは経済ベースでものを考えるといふことはなかなか困難だと思ひます。で、まして現在残つておりますのは一社一山といふことで、従業員も二百名程度でございしますから、生産額から見しても年間二万トン、非常にわずかな量でございします。これも実は私どものほうも、四十六年に四鉱山が閉山いたしましたときに、経済的な観点から考へて、どうしても硫黄山の存在といふのは困難ではないか。そこで四鉱山閉山のときに残る希望を表明した一山について、将来の見通しといふことはどうかといふことをいろいろ聞きだしたのでございしますが、もしほかに四鉱山と一緒に閉山をするといふことならば、退職金の支払いその他につきましてもできるだけ石油業界との協調によつてその実を確保していくような措置も講じていきたいといふことを申し上げたんですが、現在残つております一山は、現在の状態でも何とか自力でやつていけるということを非常に強く主張いたしましたので、現在も経営

を続けておるわけでありまして。まあただ、私どももその経営者の意欲には敬意を表しているわけにございしますけれども、将来の見通しにつきましては、実は心配をしながらその推移を見守つておるというのが実情であります。

○栗林卓司君 結局、対策は十分な遺漏がないことが必要なんですから、特別会計という形をつくるかつからないか、それは本来は二の次だと思ひますけれども、ただ、そういう言い方をすれば、この特会はほんとうになくてもいいと、一般会計の中を振り回して実ではできるのだけれども、なおかつこれはひとつ別ワクにのけておいて考えていきたいといふ、そういう特会ができてきたいきさつを考へますと、いまかりに、たとえば硫黄鉱山の問題を取り上げましたけれども、どういふ対応をされていくかは研究課題としても、問題としては含めて、ぜひとも検討していただきたいと思います。

関連して、一つお伺ひしたいのは、石炭対策といふことが特に大きくなる一面といふのは、やっぱり鉱山の特殊性といふことだと思ひます。やっぱり山の中に一般の社会とは別な社会を形成し、もうふる代もほとんどただ同然といふ、いわばそういう社会の中で暮らしてきたたくさんの人たちが、あしたから、じやどうやって生活をしていくのだという運命に見舞われる、したがつて、特殊対策が必要なんだ、これが石炭特会といふものを必要にしてきた背景だと思ひます。ただ、それを広げて考えますと、今日、ドル・ショックの影響をさらに強く受けている国内金属鉱山対策に對しては、どうお考えになつていられるのか、わかりましたら、御見解を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(飯塚史郎君) 国内の鉱山につきましては、実は私も将来性について悲観をしていふわけではございしません。現在は、たまたまドル・ショック以降、非常な国内の需給面、国内の需要の減少によりまして同時に、国際相場の下落によりまして、不況にあえいでおりますけれども、その将来性については、必ずしも悲観をしていふわけ

けではないわけであり。特に海外におきまして、わが国の大手の鉱山会社が進出をいたしておるわけでございます。この海外の鉱石の開発につきましては、金属鉱物探鉱促進事業団という事業団がございまして、ここを通じて、融資等の措置によりまして、できる限り助成を行なうていくということが一つあるわけでございます。なお、国内の鉱山の開発につきましても、従来から、やはり金属鉱物探鉱促進事業団を通じて、国内の基礎的な地質構造の調査等につきましても、助成をいたしておるわけでございますので、現在の金属鉱物探鉱促進事業団の予算規模は、必ずしもそれで十分とはいえないと思っておりますけれども、将来、この機関を中心として、海外及び国内におきまして鉱山の開発について、資金的な助成を講ずることによりまして、その発展を援助することができるとは思っております。

○栗林卓司君 将来の見通しについて、樂觀し得るかどうか、一つの検討課題だと思っておりますけれども、十二分な対策をぜひお願いしておきたいと思っております。

時間がありませんので、石油の問題で、あと一点だけ伺いたいんですけれども、実は石油の問題です。資源開発ということで進めてまいりましたときに、資源の確保のために、外地に求める場合にも、産油国との関係をどう調整していくのか、そういう経済協力関係というものが不可欠であるように思っています。その経済協力関係というのは、予算を伴うわけですけれども、これが特会に入るわけではございません。その意味で、本来、資源開発ということだったら、そこを含めた発想に基づいた特会の組み立て方というものがされないと、私はいけないのだらうと思っておりますけれども、現在ある形は形として、将来の経済協力関係については、どういう構想をお持ちになつておられるのか。

あわせて、いずれ、南北問題とのからみになるわけですけれども、資源の安定的確保という面

で、消費地精製主義というものが再検討の必要が出てくるのではないかと。

この二点について、御意見伺いたいと思

います。

○政府委員(飯塚史郎君) 石油開発に関連いたしまして、経済協力の問題をどう考えるかという第一の御指摘でございますが、これは御指摘のとおりだと思っております。特に最近ではOPEC諸国は、日本等の後発、いわば石油に乏しい後発国に対しては、単に利権をもちつて油を掘って、それを自国に持ち帰るというのではなくて、掘った油を、できる限り産油国におきまして、たとえば現地精製等を行なうて——この現地精製を行なう場合に、産油国の資本と、それからたとえば日本の企業とが合併で出資をするというふうな形態を考へておるようでございますが、こういう形によりまして、産油国の産業の発展に貢献せしめる、そういう形でないか、今後石油利権の付与等について、あんまり前向きに進めないうような意向がしばしば表明されておるわけでございます。でありますから、わが国の企業が、産油国の利権を取るという場合には、好むと好まざるにかかわらず、そういう事態に追い込まれていくのではないかと考へておるわけでございますが、ただ、予算上の面で、そういう措置を直ちに取る必要があるかどうかという問題でございますが、実は、わが国の企業が利権を取りまるときには、利権協定の中に、そういうことを約束せられる場合が多いと思

いますけれども、現実には、たとえば現地の精製、共同精製事業を開始するというのは、油が見つかって、それが開発されて、商業生産量に達したあとでございまして、わが国の企業の場合は、最近ようやく海外に出て行った状態でございますから、そういう事態に至りますまでに、は、なお、四、五年ないし六、七年の期間があるかと思っております。したがって、いまの特別会計その他の予算上の措置に、直ちに、そういう経済協力関係のものを置いておかなければ、日本の石

油開発は進まないという事態ではございませんで、将来の問題として十分考へていくべきことかと思っております。

それから第二点の御指摘の、消費地精製主義の修正についてどう考へるかという御質問でございますが、御承知のように、わが国におきましては、石油業法施行以来、ずっと今日まで消費地精製主義を根幹として、石油政策を実施したわけでございますけれども、最近のように、国内が非常に過密化いたしまして、同時に、公害問題についての十分な配慮を必要とする事態に至りますと、なかなか、国内での精製ということがむずかしくなってくるというのが第一点でございます。

それから第二点は、先ほど申し上げたことと関連をいたすわけでございますが、今後、石油開発を日本の企業がやる場合には、現地精製というものが、非常に強く産油国が要請され、この要請にこたえるには、やはり現地精製というものを、日本の企業としても真剣に考へていかなければならない問題。

以上の二点から申しましたも、わが国としても、消費地精製主義一点張りでは今後進むというわけにまいらぬと思っておりますので、私もエネルギー調査会等に、実はこの問題について昨年の秋からずっと諮問をいたしまして、議論をしていただいておりますけれども、なかなかむずかしい問題でございますので、早急に結論を出していただくわけにはまいりませんが、本年の半ばくらいには、何らかのこれについての方向づけというものは出してもらえないかと思っておりますが、私どもは、その線に沿って今後通産省の石油政策を考へる、こう考へております。

○栗林卓司君 十分な御検討をぜひお願いしたいと思います。

あと、次に、空港整備特別会計との関係で、環境庁にお伺いしたいのですけれども——それでは話を戻します。石炭のことで続けて伺わしてくだ

今回の、石炭・石油特別会計というものを考へてみますと、原油関税の見合いで、衰退するエネルギー対策を同時に、石油対策をする、こういう仕組みに見えるんですけれども、いざい必要になる新しいエネルギー源に対しては、どういう財源措置を講じていくのか、たまたまこれは石炭・石油の特別会計ということですけれども、素朴にながめれば、エネルギー関係の特別会計というものであつて、差支ないと思つてい

ます。その意味で古いという語弊があるかもしれませんが、石炭対策と今日的な石油対策、さらにあわせて次の時代の主流になるであろう、おそらくは原子力を中心になるかもしれないけれども、それに対する対策、あわせてあるべき特会であるような感じもいたします。その意味で、新しいエネルギー源に対してはどういう構想、財政措置をお考へになつておるのか、お伺いしたいと思つて

います。○政府委員(大倉隆雄君) 栗林委員の御指摘の点、まさしく今後の展望として非常に重要な問題になつておるかと考へておりますが、実は経緯を申し上げますと、財政制度審議会、通産省からの石炭対策と別に石油特会をつくつてほしいという当初の御要望を議題に徴しまして、今後のエネルギー問題を御審議いただいたわけでございます。そのときに、お話の原子力関係の燃料としてのウランの問題、天然ウラン、濃縮ウランを含めまして、ウラン資源をどうやって確保するか、一緒に議論したらどうであろうかということがやはり話題になりました。ただ、その時点におきましては、御承知のとおり、いまのところ濃縮ウランは、ここかなりの期間については一応確保する手段が協約という形でできておるようでございます。したがって、いますぐにそのために計画的な財政支出を行なうという必然性はないようである。したがって、原子力燃料の問題は、将来高速増殖炉が出てくるまでに、軽水型の炉を運転するに十分な濃縮ウランがいまの協約で確保できるのはいつか、その先をどうするかという問題として、別途検討したらどうであろうかということ

で、たまたま私それを担当いたしましたしておりますが、科学技術庁の系統に、調査団の派遣費でございますとか、今後の研究費、遠心分離法と、ガス拡散法ともに研究費をつけておりまして、いまのところはそういう予算の措置で対応してまいりたい。何年かたちました場合には、御指摘のような問題があらためてクローズ・アップされてくる時期はあるかと思ひます。ただその場合に、エネルギー対策全般に広げました場合に、輸入関税というものが唯一の財源であつていいかどうか、これはあらためて御議論願うことにならうかと思ひております。

○栗林卓司君 いまの点重ねてお伺いしたいのですけれども、その核燃料について、当座の間めどが立ちそうかどうか、アメリカの石油政策がどうであるか、私もつまびらかにしませんけれども、自国に油田を持ちながら輸入にたよつておる、非常に堅実な政策をしているように見えますし、ここにまゐりました資料でも、アメリカに關しては可採年数というものは非常に少ない、そういう中で、所要エネルギー量というのは、年々ともに拡大していくと思ひますし、そうすると、アメリカ自身が外部に核燃料を供給できるだけの余力をほんとうに持ち得るのだろうか、そういう不安もないではないという話もよく聞きます。それとの見合ひで、いまお話のような見通しというのは、やはり成り立つてしようか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(大倉廣隆君) 私、申し上げましたのは、ちよつと計数的に正確に記憶しておりませんが、現在建設を計画中の在来型の炉が、ここ十五年ぐらひでございまして、所要する燃料の量、これは長期契約です。確保済みであるというふうにいわれております。したがつて、今後の建設予定の炉がどの程度になりますか、それは運転開始までにはまだかなりの時間を要するわけでございますが、その手当てをどうするかという問題は、まさしくおっしゃつたように、いま長期契約はあるものの、アメリカのほうで供給余力がなく

なつてくるかもしれないから、濃縮ウランというものには、もつと積極的に取り組むべきである、そのためには、先ほどちよつと申し上げましたのが、二つの方法のどちらを日本としては採用するか、その方法のいかんによりましては、提携先の国が違ふようございまして、国内でやるのか、国外でやるのか、いろいろ条件も変わつてくるようございまして、それらの点も含めまして、現在科学技術庁を中心に鋭意研究を続けるということが、当面必要なことではなからうか、さうに考へられて、いまのような結果になつておる次第でございます。

○栗林卓司君 では最後に一点だけお伺ひして質問を終わりたいと思ひますが、一応この法律は五年間というところで御提案になつておりまして、五年たつたところで、状況を見ながら再検討したいという趣旨が補足説明にも書いてございまして、そこで、石炭対策ということを取り上げてまいりますと、いつも増額が必要ということではなくて、変化があるはずだと思ひますし、そういう中で、変化があるはずだと思ひますし、そういう中で、五年後にどういふ展望になつていくのか、暫定税率そのものが実は四十九年でわからないう背景もありまふけれども、一応五年で区切つたわけですから、こちらの理解とすると、五年たつたらその特別会計というきまつた形を既得権益的に引き継ぐのではなくて、全部白紙に戻して再検討するのだという理解を一応はするわけですが、そういう理解でよろしいかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(大倉廣隆君) 結論的に申し上げますと、そのように御理解いただきたいと思つております。特別会計に期限がついておる会計というのは、実ははなはだ異例でございまして、従前の石炭特会がそうでございまして、現在御審議をお願いしております改正後の石炭・石油特会がそうでございまして、やはり経費の緊急性ということに着目して、期限を付したという従来の経緯であらうと思ひます。したがつて、このいまお願ひし

ております期限が到来いたしました段階では、あらためて石炭・石油双方をにらんで、そのあとをどう考へるべきか御審議願ひたいというのが私どもの気持ちでございまして、

○渡辺武君 初めに、空港整備特別会計について伺ひたいと思ひます。持ち時間が非常にないの、ほんの特殊な問題について伺ひますが、宮崎空港の例であります、乗客数が最近非常にふえているようでありまふけれども、現状と今後の見通しについて最初に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(住田正二君) 宮崎空港の旅客数でございますが、昭和四十五年度に七十八万人の旅客が乗りおりいたしております。昭和五十年の見通しでございまして、二百九十万人くらいにふえるのではないかと見込んでおります。

○渡辺武君 四十年の実績が十七万九千となつておりますが、そんなところですか。

○政府委員(住田正二君) 四十年の手持ち資料はございませぬが、大体その程度ではないかと思ひます。

○渡辺武君 そうしますと、五年間に約五倍近い増加ということになつておりますし、もうあと五年たちますと、現在の七十八万人が二百九十万人になるという急増ぶりですね。そうしますと、現状では当然手狭になつてくる、いまいろいろ拡張の案などが立つておるようですけれども、その点、どんなふうになつておりますか。

○政府委員(住田正二君) 宮崎の空港の滑走路は、A、B二つの滑走路があるわけでございますが、A滑走路のほうには長さ千八百メートルでございます。現在御あるのはBというジェット機が使つてゐるわけでございますが、将来エアバスあるいはジャンボというような大型のジェット機が入るというふうな場合には、二千五百メートル程度の滑走路が必要でありますので、宮崎空港の滑走路をA、B滑走路の両方につきまして、延長が可能であるかどうか、現在検討をいたしております段階でございまして。

○渡辺武君 B滑走路のほうにはもう計画はやめたわけですか。

○政府委員(住田正二君) B滑走路のほうには騒音問題がございまして、実際問題といたしまして、あれを延ばすことはむずかしいのではないかと、うように考へております。

○渡辺武君 そうしますと、四十七年度のこの予算の中で、宮崎空港調査費二千というのがございまして、これがA滑走路の拡張計画の調査に使つていただけますか。

○政府委員(住田正二君) 二千万の調査費は、A滑走路ということだけではなくて、宮崎空港の代替空港をつくるのを、全部含めて検討をされることになつてと思ひますが、現在までの調査によりまして、A滑走路を延ばす以外にないのではないかと、A滑走路の技術的な延長が可能であるかどうか、そういう点に重点を置いて調査されていくことになると思ひます。

○渡辺武君 そのA滑走路の問題ですけれども、いろいろ現地で反対の音が非常に強いようです。特に漁民などの反対ですね。何ぶんにも、あそこは、深い海をすつと埋め立てるといふことで、工事をやるといふ上でも相当ないろいろな問題があると思ひますけれども、特に漁民が、海流が変化するのはないだろうかというふうな問題もある、工事による漁場の被害というふうなこともあつて、非常に強い反対をしておるようですけれども、その現状はつかんでいらつしやいますか。

○政府委員(住田正二君) 宮崎空港のA滑走路の延長につきましては、いま先生からお話がありまして、地元の漁業関係との調整ということが一つの大きな問題かと思ひます。

それからもう一つは、やはりいまお話が出ました、技術的にはたして建設が可能であるかどうか、これも大きな問題であらうかと思ひます。

○渡辺武君 A滑走路、B滑走路とも、現地の反対が非常に強い。それで、現地の人たちは、これは移転したらどうだろうかという意見が非常に強いですね。いま、この二千万円の中に、移転の調査費も含めていふという御答弁ですが、移転

先としてはどこを檢討されておりますか。

○政府委員(住田正二君) これまで、宮崎空港の移転の対象としたしましては、六野ヶ原、宮崎北部台地、宮崎南部台地あるいは新田原、そういう幾つかの場所が移転対象の候補地として検討されてきております。いずれも問題があるということとで、現在の段階では、A滑走路の延長に重点を置いて調査をいたしておるということでございます。

○渡辺武君 いまあげられた四つの候補地、これについて、それぞれどういう問題がありますか。

○政府委員(住田正二君) たとえば、新田原につきましては、現在防衛庁が使用しているわけでございまして、民航が共用する必要がある場合には、新たに民航のための施設をつくる必要があるわけでございまして、新田原空港は、台地の上でございますので、拡張が非常にむずかしいということと、実際問題といたしまして、防衛庁との共用がむずかしいのではないかと見通してございまして、その他、六野ヶ原、宮崎北部、南部につきましては、近くの新田原との空域の調整の問題であるとか、あるいは騒音等の問題で、非常にむずかしいということでございます。

○渡辺武君 私も大体そういうような事情を伺っているんですけども、それで、どうしてもこの際考えていただかなきゃならぬのは、海へ滑走路を延ばすということですね。陸上のほうは断念されたということと、問題になるのはその点だと思っております。工事上の困難ということもさることながら、やはり海流の変化、それから漁場の荒廃という問題などは、これは当然、地元の人たちの意見も十分に聞かなきゃならぬことだと思うんです。特にあそこは台風の強いところですから、だから、いままでの深い海に、突然七百メートルも海へ出た滑走路が今度つくられるということになりますと、どういふ影響が出るかということとも相当慎重に検討されなきゃならぬということですね。ですから、この際はやはり、移転という

ことを主として御検討いただくというわけにはいかないだろうかと、県のほうでも、だから、どうも漁民の反対も強いし、いま申し上げたようないろいろな被害ということも予想されるので、その点非常に困っているというふうな意見も私聞いておりますけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(住田正二君) 宮崎空港のAランの延長につきましては、いま先生の御指摘のような問題があるわけでございまして、本年度いろいろ調査をいたしたいというふうに考えております。最終的に地元の漁業関係との調整がつかないというふうな場合には、おそらくは宮崎空港の延長ができないということになるかと思っております。

○渡辺武君 その移転が困難だということはわかりますよ、いろいろな事情があつて。しかし、私は、全然不可能とは考えないのです。いまあげられた四つの候補地の中で、地元の人たちが非常に強調しているのは、新田原ですね。ここにはもうすでに防衛庁がござって、比較的広い台地がある。ですから、ここにぜひ移転してほしいということが非常に強い要望だと思つております。防衛庁との関係があるわけですが、防衛庁、この点について御意見どうですか。

○説明員(藤山昭二君) 新田原基地が、現在滑走路延長は二千七百メートルでございます。幅は四十五メートルでございます。この飛行場につきましては、一つは地形上の問題と、もう一つは運用上の問題と、難点があると考えております。

まず、地形上の問題といたしましては、いま申し上げました一本の滑走路を中心といたします着陸帯の幅、これだけが飛行場地区になっております。したがって、これに民航用のたとえばターミナル、エプロン、あるいはさらにもう一本の滑走路といったようなものが必要となるとするならば、先生御指摘のように、地形上台地に所在するために、かなり技術的にも経済的にも問題があるかということでございます。

それからもう一つ、運用上の問題でございますが、この新田原には航空自衛隊の第五航空団というものが現に駐屯いたしております。この特性は、一つは、F104Jのいわゆる機種転換課程教育というものをパイロットに対して実施していただくでございます。これは、ちよつとほかの飛行場でやらないこととございまして、技能証明を持つてパイロットが、その技能証明の限定外の機種の操縦訓練をする、言うなれば、さらに高度なF104Jのための教育である。したがって、いわゆる学生によります離着陸訓練の回数、実はたいへん多いとございまして、ちなみに、現在民間と共用いたしております千歳飛行場では、全体のいわゆる離着陸の回数の約一割が、こういういわゆる連続離着陸訓練をやっておりますけれども、新田原では約三割をやっております。それから、F104Jがござることでアラート任務についていることは、これはほかの飛行場でもございまして、空対空の射撃訓練に使用いたします標的の投下、これを滑走路の先のほうでやっておりますわけでございまして、そういった運用面の点で、現在、この滑走路の使用状況はかなり頻度が高いと申せるわけでございまして、

それから、第三番目には、これは政策の問題でございますが、かねてから、これは運輸省におかれては、いわゆる民航と自衛隊との共用を極力避けたいという、そういういわば行政上の施策があるように伺っておりますので、その点が第三点としてあげられるかと思つております。

○渡辺武君 民間空港との共用を避けたいと言われましてすけれども、つまりこういうことなんですか。先ほども申し上げました、数字もお聞きしましたけれども、五年後には二百九十万になる、そしてかなり大型の輸送機が発着しないとうていいかない切れぬというふうな事態になってきていくわけですね。そして、これは国鉄の施策などとのからまり合ひもあると思つていただけます。第二種空港をかなり今後の日本の運輸政策の中で、旅客輸送について十分に活用しなければならぬという状態なんです。ですから、やはり同じ県の中で、特に便利のいいところに適切な民間航空用の

用地がなければ、これは自衛隊としても、自分の使っている用地を、言ってみれば、そこに住んでいる人たちのために優先的に使わせるといふ方向で検討する必要があると思つております。われわれの立場は、自衛隊というものは日本には要らないというふうな思つておりますが、しかし、かりにその立場を離れても、やはり旅客輸送重点にして検討していただく必要があるんじゃないかと思つておる。それで、いわば台地という地形上上げるものが困難だという状態があるなら、自衛隊として新田原から別のところに移転をして、そしていま使っているところを民間航空に譲り渡すということぐらい検討する必要があると思つておるけれども、その点どうですか。

○説明員(藤山昭二君) これは、先生のおことばではございまして、現在新田原基地は、九州におきますF104Jの唯一の飛行場でございます。実はこれは先生御案内のように、飛行場の設置につきましては、たいへんいろいろ問題をかかえて、その解決をしていくという実は問題がございまして、もとより、先ほど御説明いたしましたような、地形上、運用上の周囲の難点、それから第三の政策面の調整が十分つけられるのでありますならば、私のほうは決してこの面について検討を進めたいということについては、これはそのように進めてまいりたいという気持ちはございまして、

○渡辺武君 防衛庁のほうでそういう態度ですから、運輸省のほうもひとつ防衛庁とよく相談をして、そしてやはり地元民が反対するようないやうな方の拡張でなくて、新田原への移転というものの可能性、これをよくひとつ御相談して追求してほしいというふうに思つております。

それから、なおあの飛行場の周辺ですね、騒音が非常に激しいという状況です。先ほど言つてもおられましたけれども、これは宮崎市の公害係の調べた数字がありますけれども、七十六ホンを八十ホンを非常に高い騒音が、一つの小学校では、三日間六十七回というふうな例もありまして、住民が騒音防止対策について、至急に手を打ってほ

しいという非常に強い要望があるわけですね。それで、その点でいままでの政令で指定されているところが、東京、大阪、板付というふうに伺っておりましても、宮崎空港についても至急に騒音防止対策についての政令指定をやつていただく必要があるのではないかというふうに思います。その点どうですか。

○政府委員(住田正二君) 現在、宮崎空港に着いておりますジェット機の数は、一日二十六回程度でございます。現在指定飛行場として政令でいたしておりますのは、東京、大阪、福岡でございますが、指定いたしました当時のジェット機の回数は東京で百六十三回、大阪で七十五回、福岡が八十三回ということになってございまして、運輸省といたしましては、一応一日七十回程度のジェット機の離発着回数があるというのをめどに指定をいたしたいというふうに考えております。したがって、宮崎空港のジェット機の離発着状況はこの基準に達していないわけでございます。したがって、当面の問題といたしましては、航空機燃料税の譲与税が地元へ交付されますので、それを使って騒音対策をやつて、今後この宮崎空港を含めまして、そのほか鹿児島、新那本その他新しいジェット空港ができておきますので、そういうものとの比較において政令指定をするかどうか、今後さらに検討したいというふうに考えております。

○渡辺武君 一日七十回というのは何ですか。どのくらいのボンで計算しておられますか。百ホン、高い例を申し上げただけけれども、七十一ホンから七十五ホン、これまたかなり高いのですけれども、これはある高校ですが、南高校という高校の例ですが、一日百回という例もあるのです。ですから、そういう点でかなり回数はひんぱんになっているのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(住田正二君) いま申し上げました七十回というのは、ジェット機の離発着回数でございます。現在東京、大阪で学校、病院等の騒音対策をやつておられますけれども、その基準からいえば、やはり宮崎の騒音の程度が少ないというように私どもとしては考えているわけでございます。

○渡辺武君 なお、重ねて先ほどのあれですと、昭和五十年には二百九十万になる。四十五年が七十八万ですから、四倍近くふえるわけですね。だから、これは七十回まで待たなくても、いまのうちに至急に手を打つていただくということこそが、住民の苦情をやわらげる上で非常に大事だと思ふのです。私もさきさき申し上げたように、基本的には移転をしてほしいと思つておられますけれども、この決着がなかなかむずかしいければ、少なくとも騒音対策という面だけでも至急に手を打つというところが大事じゃないかというふうに思ふのですが、その点重ねてどうですか。

○政府委員(住田正二君) 先ほど申し上げましたように、一応七十回という基準を設けているわけでございますけれども、しかし、やはり騒音の問題というものは非常に重要な問題でございますので、今後前向きに検討したいと思つております。ただ、当面譲与税の交付もございしますので、そういうものをあわせながら、どういう措置をとつたらいいか、少なくとも五十年までにはこの問題を解決しなければいかぬというふうに考えております。

○渡辺武君 それでは、この石炭・石油特別会計のほうへ移ります。防衛庁の方、どうもありがとうございます。最初伺いたいのは、わが国の一次エネルギーの供給量の中で石炭と石油の占める比重ですね、これが急激に変化していると思ふのですが、どのように変化しているか、その点まず伺つておきたいと思ふます。

○政府委員(飯塚史郎君) わが国の一次エネルギーの供給の關係でございまして、過去の推移は、いま御指摘のように、石炭のウェイトというのは、急激に落ちておりますが、特にエネルギー調査会が長期の見通しを一昨年の七月につくつたのがございまして、それによりまして、五十年

におきましては、石油の総エネルギーの中のウェイトは七三%でございまして、石炭は輸入炭を入れましても一八%、それが六十年にまいると、これは原子力が出てまいりますので、石油の關係は若干ウェイトは落ちてまいります。石油は六七%ないし六八%、石炭につきましては一六%ないし一七%、輸入炭を入れてございまして、ということになっております。

○渡辺武君 その石炭の占める比重の中で、国産炭の比重はどのくらいになりますか。

○政府委員(飯塚史郎君) 昭和五十年におきましては、国内炭は約五%、それから六十年におきましては二・二%というふうに想定をされております。

○渡辺武君 石油の占める比重が急激にふえて、そして石炭、特に国産炭の占める比重が急激に減つたという実情だと思ふます。石炭のほうは、これは言つてみれば、日本の国内でできる唯一と言つていいくらいエネルギー源だと思ふのですが、これがそういう状況で、しかも、先ほど来の質問の中でも明らかにいたしましたように、エネルギー供給量の總量がふえて、そして石炭の産出高の總量もふえていって、しかしそれが間に合わないで、比重が下がるというなら、これもまた問題は別ですけれども、出炭高はずつと減つてきてこういう状態だと、地下に埋蔵されている石炭が十分にあるという実情でこういうことになっているというのが、私は非常に異常なことじゃないかというふうに思ふんですが。

○政府委員(飯塚史郎君) 現在、わが国の原油消費量の九・七%は輸入原油でございまして、そのうちで、わが国企業がみずから開発いたしました原油というのはいくつかございまして、残りの九割は外国の会社から購入をしておるといふ実情でございまして。

○渡辺武君 その外国の会社ですね、これは資本の国籍別でいうとどういうことになりますか。

○政府委員(飯塚史郎君) 世界の八大石油資本、メジャーといわれておりますが、メジャーからの輸入の割合は、これは昭和四十五年の実績について見ますと、五六%を占めております。

○渡辺武君 資本の国籍別で言つて下さい。

○政府委員(飯塚史郎君) 国籍別は、実は私はいま手元に資料がございませんけれども、メジャーの大部分はアメリカ系の会社でございまして、主要な地位を占めている石油、特に輸入石油が、アメリカに握られておると言つて差しつかえないような事態になっておると言つていい。これはやはり日本の今後の経済の自主的な発展という上からしても、あるいはまた、政治的、軍事的にも、いまアメリカと安保条約を結んで、そして事実上支配されておるといふような事態を考えてみても、非常に好ましくないことだと思ふんですね。その点で今後どのように考えておられるか、その点もおしやつて下さい。

○政府委員(飯塚史郎君) まず第一は、わが国企業がみずから開発をする。開発をして、いわゆる自主開発原油と申しますが、自主開発原油の量をふやすということでありまして、それから第二は、メジャーからの購入量を、もしできずならば、そのほかの地域ないしは国からの原油に切りかえられるものは切りかえるということでございます。で、先ほどちよつと説明をしましたが、メジャーからの輸入は五六%でございまして、そのほかの国といたしましては、たとえばインドネシア、これはインドネシアの石油公社でございまして、あるいは、やはり英米系の企業でございまして、けれども、メジャーに属さない企業等があるわけでございます。メジャーの量を減らすと同時に、地域的な分散もはかつていくということも、わが国の安定供給に資するゆえんかと思つております。

○渡辺武君 そうしますと、自主開発を進めるとおっしゃつても、国内に資源がないわけですからど

うしても海外開港ということになるかと思うんです。ね、日本が今後自分の力で開港しようと思つてゐる地域というのは、一体どういふところを考へておられますか。

○政府委員(飯塚史郎君) 中東地域、アフリカ並びに東南アジア、カナダ、オーストラリア等でございます。従来の実績からいいますと、やはり中東地域が比較的大型油田の当たる確率は高いように考へております。

○渡辺武君 中東の開港がかなり有望視されるというおことばですけれども、最近、特にアメリカなどの手でアジアでの油田の開発というものが相当の程度に有望視されておるわけですね。この間、南ベトナム沖に大きな油田があるんじゃないかというふうな話も新聞には載つておりましたし、日本の地理的な状況を考へてみますと、遠い中東から運んでくるよりも、近いアジアで開発をして運んでくるというもののほうがいろいろな点で有利だろうというふうに客観的には思われるわけですから、アジアの石油開発、この点についてどの程度まで考へておられますか。

○政府委員(飯塚史郎君) 御指摘のとおりでございます。もし、アジア地域に有望な油田が発見されましますと、地理的な関係からいいますと、これがわが国に対する非常に大きな安定供給財源となつてくると思ひます。わが国の企業も、その重点は、できる限りアジア地域に指向していきたいと考へておることは事実でございます。ただ、実績から見ますと、従来当たつておりますのは中東地域がおもであり、アジア地域については、いままでのところはまだ見るべきものはございませぬ。将来はここに主力を注いでいくことになると思ひますので、埋蔵量の発見の可能性というものは私も考へておるわけでございます。

○渡辺武君 そのアジア地域の石油開発ですけれども、いただいた資料を見ますと、日本が開港するという形にはなつてゐるが、実は合弁会社だというのが非常に多いと思ふんですね。大体、いま、何社ぐらい開港に従事しておつて、そのう

ち合弁会社、特にアメリカとの合弁会社はどのくらいございませうか。

○政府委員(飯塚史郎君) アジア地域におきましては、御指摘のようにアメリカ系の会社との共同開発が四つばかりあるかと思ひますが、これは自主開発と思ひます場合に、わが国の企業が単独で開発するものだけをさすとお考へになるのは若干狭過ぎるかと思ひますが、外国の企業がやつても、それとの提携によりまして掘り出した油が、わが国の企業の発言権が十分加味されておる、量的な面においても、価格の面においても、わが国企業が自主的にきめられるような形で油が採掘されるものであります。その部分については自主開発原油の一種だというふうに私も考へております。

○渡辺武君 いま、四つばかりとおつしやいましたけれども、この資料で見ますと、十一ばかりある中で、八つぐらいがアメリカとの合弁というところになつてゐるようですね。たとえばインドネシア石油資源開発は、北スマトラ沖の場合、ガルフが五〇％持つてゐる。それから東カリマンタン沖、これはフランス資本も入つてゐるようですね。これも、大体アメリカのユニオンが入つておつて約五〇％くらい持つてゐる。それから北西ジャワ沖、南東スマトラ沖のジャバパンローサルファオイルです。これもアメリカ資本が九三％というところになつております。まだそのほかに幾つかありますが、そういう状況なんですね。そうしますと、いま買つてゐる原油も圧倒的なものはアメリカ資本から買つてゐる。それから現在自主開発と稱してゐるものも、実はアメリカとの合弁もしくは共同開発が行なわれてゐる。こういうことになつたら、日本のエネルギーに対するアメリカの支配というものは、これはもうますます強くなるというところしか考へられないです。私はこういう事態は非常に好ましくないと思ふ。特にいまアジアはベトナムを中心として、アメリカが御承知のような事態で、太平洋を越えていま侵略してゐる。そして日本は、日米安保条約のもとで、軍

事基地をそのアメリカのアジア侵略のために使われている、こういう関係がいまあるわけですね。しかも、国の経済にとつては、血液にひとしいような重要なエネルギーをアメリカに握られてゐる。アジアで開発するとしても、アメリカと一体となつて開発をしてゐるという状況、こうなつてくれば、昔の中国に対する侵略が、まず経済的な進出から、軍事的な進出にだんだん発展していったという例からもわかりますように、非常に危険な事態だというふうに思ひますが、その点どう思われますか。

○政府委員(飯塚史郎君) アジアにおきまして、わが国企業がアメリカ系の企業と合弁のものは、私先ほど数字を間違へまして、いま先生の御指摘のような数字でございます。原則といたしましては、アメリカ資本と日本資本が五十、五十で経営したしておるわけでございます。掘り出した油については、五〇％は日本側が、その油を日本側の主張する価格で引き取る権限を持つてゐるわけでございます。したがつて、アメリカ企業と合弁でやつてゐるからといって、せっかく掘り当てるた油について、アメリカ資本の言うなりになるということはないわけでありまして、そこに日本側企業の自主性を發揮して、日本に十分原油を持つてくるわけでございますから、その意味におきまして、私もこれはこれ自体は別にその心配にはあたりませんと考へます。

○渡辺武君 最後に一言。五〇％、五〇％だからまあ一〇〇％の中で半分は自主性があるというふうな御趣旨の答弁ですが、これは合弁企業というものの、この性格についても少しよく考へていただければ、そういう御答弁は出ないんじゃないかと思ふのです。それは株の持ち高ですから、単純に計算すればそういうことになりませう。しかし、油田をだれが持つてゐるのか、あるいはまたそれを開発するための機械、技術、こういうようなものはどういふ形になつてゐるのか、あるいは株が五〇％、五〇％だけれども、運送する資金はどういうことになつてゐるか、輸送する船はどういうこ

とになつてゐるか、こういうふうなことを考へてみれば、これはアメリカの力が圧倒的に強いということは否定できないと思ひます。ですから、そういう面ではやはり日本のエネルギーのアメリカに対する深刻な従属性、これは何とかやはり解決する方向で考へなきやならないんじゃないだろうかというふうに私思ひます。そういう面から一言二言で申し上げませうけれども、せっかく日本の国内に石油という一つの資源がある、これは経済的なそろばんをはじけば、石油のほうがもうけが出るだろうということになりますけれども、国の独立、安全ということとは、そろばん勘定だけでは問題にならぬですわ。やはり国の独立、経済の自立ということも十分に考へながら経済政策を進めていってほしいと思ふ。したがつて、せっかくある資源をつぶしてしまふでも、アメリカ石油にたよるというふうな政策ではなくして、やはり国内にある資源を十分に開発して、そして足りな分は外国石油に仰ぐということならば話はわかる。それが逆になつてゐますよね。こういうやり方改める必要があるんじゃないか。特に私は、いまの個別企業のそろばん勘定にまかしておいたら現状のようなことになると思ふ。したがつて、石油はもとよりでございますけれども、石油、電力も含めて、日本の全エネルギー政策を国に在りして、そして国の安全、経済の自主的發展というこのために、それを役立てさせるといふことが必要じゃないかというふうに思ひますけれども、この点どう思われますか。

○政府委員(飯塚史郎君) わが国のエネルギー政策といたしましては、従来から民間企業が石油、石炭等の採掘をはじめ、販売に至るまでの事業を行なつておるわけでございますが、石油・石炭につきましても、民間のバイタリティを生かしつつ、これに対して、これを主体としながら、なお補完的な役割りを国が果たすというところで、当分、将来にわたつても措置していくのがわが国の国情に最も合った施策ではないかと思ひますが、ただいま先生の御指摘のように、国内の石油についても、

五十億を予定いたしております。また、四十七年度第二期工事といたしまして二十五億を計上いたしております。したがって、四十七年度の事業費は、公団の事業として三百七十五億、国の直轄事業として十二億でございます。このうち国の出資金、四十七年度につきましては八十億でございます。それから国の直轄事業も全額特別会計で負担いたしております。したがって、その残りが公団の起債でまかなわれるということになっております。

○多田省吾君 新東京国際空港の騒音問題で、IATA——国際航空運送協会は、先月初めに、二十四時間運用すべきであるという要望書を運輸、公団に提出しております。今回の要望書の内容は、騒音規制についての環境庁の勧告を成田空港に適用するのは困ると、また、騒音規制をするなら、日本と関係各国間が規制時間について相互協定を結ぶべきである、このようにされておりますけれども、このIATAの要望に対して運輸当局はどういう見解をとっておられますか。

○政府委員(住田正二君) 国際航空運送協会といえますのは、航空機は世界各国を回っております。しかも、各国の間には時差があるわけでございますので、ある飛行場が夜間使えないというようになことで制限を受けますと、国際航空運送自体が成り立たない場合があります。国際航空運送自体が成り立たない場合があり得るわけでございませう。そういう点から、航空会社の団体であるIATAから、今回成田ができません場合に、夜間の発着制限をしないではという要望書が出されておるわけでございます。もし制限いたしますと、日本に飛行機が飛んでくる場合に、朝七時、八時というふうな時間がくるまで、朝七時、八時以前には飛行機が入れないという場合には、どこかよその飛行場で待機しておいて飛んでこなければならぬというわけでございまして、いろいろな制限を受けるわけでございます。したがって、国際運送という面から申しますと、二十四時間運用が望ましいわけでございます。しかし一方、空港周辺の住民の環境保全ということもゆるがせにできない

わけでございまして、私どももいたしましては、そういう国際航空運送というものの公共性と、空港周辺の環境保全ということとどう調和させるかということ、いま苦労いたしておるわけでございまして、羽田でやっております程度の騒音規制、あるいは夜間発着規制を成田にも適用したいというふうに考えております。

○多田省吾君 おっしゃる通りに、その場合、私もたびたび成田には行っておりますけれども、周辺、特に茨城県なんかでも相当影響をこうむるわけですね。横田、厚木飛行場なんかの周辺もたびたび行っておりますが、夜間の騒音というものは非常にひどいわけですね。もう夜間で百二十ホンというふうな騒音になりますと、それこそこれはもう人道問題である。この新東京国際空港の最大の問題である航空騒音、また発着規制、これが航空会社と地元住民の方々と両方を納得させなければならぬというジレンマがあると思っております。それに対して、当局として何か妙案を考えておられるかどうか。

○政府委員(住田正二君) 航空会社の要望と、地元住民の要望とをうまく調和させるということとは非常にむずかしいわけでございまして、特に妙案があるわけではございませんが、やはり私どももいたしましては、空港周辺の騒音対策をできるだけ強力に遂行するという以外に解決策はないのではないかと考えております。

○多田省吾君 結局そういうことですから、成田空港は結局この土地が不適当だということになるのであって、まあいまさら申してもお過ぎるような感じがいたしますけれども、たいへんこれから問題になると思うのです。その他の防音工事等も、四十四年度から始まったこの移転補償とか防音工事なんかも、学校や公共施設を除きますと、まだ計画の半分も進行していないようでございまして、この進捗状況と今後の見通しについて、まずお尋ねしておきたいと思っております。

予定になったそうでございますが、そのほかいろいろ新たな問題も起きてくるようでございます。結局そういう移転補償とか、防音工事とかとくに解決されていなければならぬ問題がまだ取り残されている。その原因は一体何なのか、その辺をひとつまとめてお答えを願いたい。

○政府委員(住田正二君) 新東京の騒音対策でございますが、まず学校、病院につきましては、第一期計画に関連するものとして、十四の施設があるわけでございますが、そのうち学校は七、精神薄弱者施設一がありまして、すでに完成いたしております。それから現在学校二、保育園一について実施中でございます。そのほか若干残っておりますが、地元の反対が強いためになかなか工事ができないということ、これは考えております。また移転補償につきましても、滑走路の両端二キロ、幅六百メートルにつきまして、幅六百メートルの騒音区域につきましても、土地の買い取りを行なうことになっておりますが、現在買い取り規模が非常に少ないというところで買い取りが進んでいない現状でございます。

○多田省吾君 このほかいろいろたくさん問題がありますけれども、大蔵当局に一つお聞きしたいのですけれども、この空港周辺の農家の方々の移転について、当然土地の売買を伴います。さらに買いかえをするならば、譲渡所得、不動産取得、固定資産税、登録免許税などいろいろな税金がかなりずっしりかかってくるような仕組みになっておりますけれども、住民の方々にとっては、せっかく移転に応じて税金に取られてしまったのでは、新たなうちの新築も満足にできない、こういう不安も強いようでございます。これに対して国の明確な方針がない。特に大蔵当局として、その問題に対してどのように考えておられるのかですね。

○説明員(高橋元君) 航空法による飛行場で航空の用に供するもの、これに必要な土地を収用いたします場合には、譲渡所得については千二百万円という特別控除を認めております。またこれにかわるものとして、特別控除か、または代替資産を取得する場合の買いかえの特例、いずれかを適用することになると思っております。収用に至りませんでも、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律というのがございます。それに基づきまして、指定された飛行場の周辺の土地を国に対して買い取りの請求をいたします。その場合には買い取り請求に基づきまして、買われた土地につきまして六百万円、先般御可決をいただきました租税特別措置法の改正によりまして、六百万円の特別控除が認められることになっております。以上は、売り渡します側が、強制的または権利の制限を受けて売る場合でございます。一般の買い取りの場合につきましても、居住用の土地家屋の買い取りでございますれば、一千万円譲渡所得から特別控除がございまして、そうでない場合、いまの農業用に供してあります土地を買い取られました場合には、かわりの土地を農業振興地域内に求めて農業用に供する場合、あるいは減価償却資産を取得して、たとえばアパートを建てるとか、それからその他事業用の財産を買収する場合、そういった減価償却資産を取得して事業の用に供する場合には、買いかえの特例が認められております。これらの場合には税を課さないということになっております。

○多田省吾君 それから空港整備の中で、空港の騒音に対する対策が非常に控えておりますけれども、大阪国際空港の場合、周辺の住民の方々が国を相手どって夜間の飛行禁止と慰謝料請求を求めた第二次騒音訴訟というものが行なわれておりまして、マスコミ等も住民の訴訟に勝算ありと、このように報道もしているわけでございまして、これも、この問題について、運輸省の航空局はどのように受けとめておられるのか、その見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(住田正二君) いま先生の御指摘のよう

に、四月十日に大阪地方裁判所におきまして、訴訟救助の申し立てについて、その決定を、救助を付与するという決定をいたしたわけでござい

ます。この点から原告側に勝算があるということがいわれておるわけでござい

ます。ただ私どももいたしましては、救助が付与されたからといって、直ちに勝訴になるということではないというよう

に考えておるわけでござい

ます。いづれにいたしまして、いままの段階でどちらが勝つかということ

を私どもが申し上げるの

は、私どもが申し上げるの

らなっております。

○多田省吾君 次に、四十七年度の原重油関税収入額が前年度の収入額よりも低下している理由は何か、またもう一点は、輸入実績は従来より年々上昇しておりますけれども、四十七年度に限って収入見込み額が伸びていないのはどうい

うわけか、その二点をお伺いしたいと思います。

○説明員(米山武政君) 四十七年度の関税収入を見ますと、確かに従来の伸びに比べますと、非常に伸び率が落ちております。従来、ここ数年間関税収入の伸びは前年に対比しまして、高いときは二割程度、低くても一割五分ぐらい伸びてきてお

るわけでござい

ますが、四十七年度につきましては、当初予算に比

べてお

ります。この理由は、第二の御質問と関連するわけでござい

ます。二つの理由があると思

います。第一は、四十七年度の輸入量が減ってきている、伸び率が落ちてきているということが第一の理由でござい

ます。先ほども申しましたように、輸入原油量は、四十六年は二億三千二百万キロリッターと見込んでお

りますが、四十七年度につ

きまして、二億三千万キロリッターということ

で輸入量が減っております。重油は若干ふえており

ますが、ほとんど微増でござい

まして、合計しまして輸入量が従来に比

べてお

ります。この理由は、第二の御質問と関連するわけでござい

ます。二つの理由があると思

います。第一は、四十七年度の輸入量が減ってきている、伸び率が落ちてきているということが第一の理由でござい

ます。先ほども申しましたように、輸入原油量は、四十六年は二億三千二百万キロリッターと見込んでお

りますが、四十七年度につ

きまして、二億三千万キロリッターということ

で輸入量が減っております。重油は若干ふえており

いわれているわけでございます。そうしますと、政府が計画してきた外資系石油会社に対抗するため、民族系石油会社を育成するという、政府の政策の柱が根本的に崩壊することになります。これは政策の練り直しと考えていいのかわかりません。

○政府委員(飯塚史郎君) たいま御指摘のように、沖繩におきまして、ガルフが石油精製所とC.T.S.の建設を進めておりますが、これに對しまして、石油事業につきましては出光興産が、C.T.S.につきましては共同石油が共同でやるようにしている計画があることは事実であります。ガルフは、沖繩復興前に沖繩政府の承認を得まして、一〇〇%のガルフ出資の会社をつくらうともくろんでおったわけでございますが、これに對しまして、わが国の従来の外国資本の進出については、一〇〇%企業というのは好ましくないというので、五〇%に押えたわけでございます。この五〇%を押えるにつきましては、残りの五〇%を民族系の企業によってやらしめるということにしたわけでございます。その結果、共同石油と出光興産とがそれぞれガルフの共同事業をすることになったわけでございます。しかし、これによりまして、民族系の石油精製業を育成するという従来の通産省の指導方針が変わったかという御指摘でございますが、これは全然変わっておりません。で、共同石油にいたしまして、出光興産にいたしまして、その会社自体は一〇〇%民族資本の会社でございます。これが国内において事業をやっておるわけでございますが、新たに外資系の企業と提携をしたことによつて、この一〇〇%民族系会社であるという事実には全然影響はないわけでありまして、

○多田省吾君 通産当局は、今後国際石油資本やO.P.E.C.諸国との協調をはかることを前提といたしまして、石油の自主開発を推進するという構想を立てているようにございますけれども、その具体案があるのかないのかわかりません、どう考えているのか。

○政府委員(飯塚史郎君) わが国の自主開発原油

をできるだけ多くしたいというのは、私どもの念願でございますが、その際に、わが国企業が単独で進出する場合のみならず、メジャーとの共同事業によりまして原油開発をやる問題と、それからO.P.E.C.諸国との経済協力その他の提携関係を通じて事業をやるものと、これらを全部含めまして自主開発というふうに私も考えておるわけでございます。メジャーとの提携につきましては、まだ具体的な案件というものはございませぬけれども、将来考えられますのは、メジャーが現在開発しております油田等につきまして、日本の企業がこれにフアームインする、参加をするというような例が今後起こってくることは考えられますが、これは利権を取得した後に油が産出したし、その油の精製についてO.P.E.C.諸国と現地にございまして合併の精製事業を推進していく必要にやはり迫られてくるんじゃないかと思ひますが、こういった事項を中心としたしまして、協調関係を維持していきたいということにならうかと思ひます。

○多田省吾君 まあ、その方針はわかりましたけれども、その具体案があるのかないのかわかりません。

○政府委員(飯塚史郎君) 具体的には、個々の日本側の企業がメジャーの特定会社あるいはO.P.E.C.の特定国と契約を結んで実施していくわけでございまして、現在まだそういう案件で具体化しているものはございませぬ。ただすでに、たとえばO.P.E.C.諸国に進出してありますアラビア石油等はすでに生産を開始しておりますアラビア石油等につきましては、協定の中において現地精製を義務づけられておりますので、それらの事業は時を待つて進捗していくものと考えております。

○多田省吾君 わが国のこれからの石油政策というものが、当然その総合エネルギー調査会とか石油審議会の結論を得て改正するものと思われまふけれども、先ほどのお話でも、民族系石油会社の育成というものを最重点として考えていくという従来の方針は改めないというお話でしたが、それ

をよろしいのかどうかです。それからもう一点は、石油の元売り業界とか石油精製会社の再編成を考えているのかどうか。この二点をお伺いしたい。

○政府委員(飯塚史郎君) 民族系の石油精製企業を育成するという方針については、従来どおりさらにはこれを強化していくことを考えております。昨年の十二月に出されましたエネルギー調査会の答申におきましても、その方向を強く打ち出されております。私どももそのように考えておるわけであります。

それから石油の元売り業者あるいは石油精製会社の再編成の問題についての御質問でございますが、これはやはり現在の元売り業者にしても、精製業者にしても、数がかかなり多過ぎまして、その間無用な競争をしている経緯もございまして、民族系企業の育成を中心としたしまして、これらの再編成もできれば考えていきたいというふうに存じます。

○多田省吾君 次に、大蔵当局に若干お尋ねしたいのですが、わが国の石油価格を高くしている原因に、当然国際石油資本とかO.P.E.C.の圧力もありますけれども、そのほかに、いわゆる税金です。輸入の段階では、原油油関税があり、流通販売の段階で、地方税及び地方譲与税を含めて、航空機燃料税あるいは揮発油(ガソリン)税、軽油引取税、石油ガス税、こういったものが、石油一キロリットル当たり約五千円以上の税金をあげております。年間消費量を約二億キロリットルといたしますと、年間一兆円以上の石油関係の税金をあげておるわけでありまして、こういった高率の税額が、産油国側の原油値上げ要求の一因になっているといわれておりますけれどもこの点について大蔵当局の見解をお伺いしたい。

○説明員(米山武政君) 石油に対する課税につきましては、各国とも税制が異なっておりますが、一律になかなか比較をすることはむずかしいわけでございます。たとえば原油に対して関税がか

かっているのは、日本とかアメリカでございまして、ヨーロッパ諸国は消費税だけでやっております。こういったふうな聞いております。そこで関税と消費税を合わせまして、石油の負担率というものはなかなか、これも詳細なデータがございませぬので、私どもは手元にある資料を使いまして一応はじいたものでございまして、相当確かに御指摘のように、日本の税負担は高くなっておりますが、これは先進諸国に比べて必ずしも最高だというわけではございません。これも手元の資料で見ますと、税負担率は、一応イギリスの場合六二%、西ドイツが六四%、フランスも六四%、アメリカが二九%、日本が五四%ということでございます。先進諸国に比べてほぼ同じか、やや低いというくらい感じになっております。もちろんこの税、どの程度まで含めるか、いろいろ問題ございまして、必ずしも正確なものではございません。

○多田省吾君 この産油国のほうも、産油国政府側は、石油から一キロリットル平均約二千四百円程度の収入しか得ないといわれておりますけれども、これはほんとうなのかどうかです。そうしますと、消費国のほうは、非常に税率が高いというところで、消費国は必ずしも安いエネルギーを要望しているのじゃないかというふうに思われて、値上げの原因になるようなことがあつては、これはならないと思ひますけれども、その産油国政府の収入というものは、大体どの程度になっているのか、これもあわせてお尋ねしたい。

○政府委員(飯塚史郎君) 通産省のほうで、外国の資料をもとにいたしまして調べましたところでは、一九六九年の実績といたしまして、

〔委員長退席、理事柴田君着席〕

中東地域にありますが産油国の平均といたしましては、約千九百円ちょっとでございまして、したがって、たいま御指摘の数字は、ほぼ実情に近い数字だと思つております。

○多田省吾君 次に、石油勘定の中で、歳出予算総額二百五十八億円のうち、石油公団の出資金及び交付金等で約二百四十億円、これは歳出の九

四%近く、もう公団関係で占められておりますけれども、このような配分が適正なのかどうかです。また、四十八年度も同じようにこのような配分の割合でやるのかどうか。

○政府委員(飯塚史郎君) 石油政策の目標は、わが国の自主開発原油の安定、低廉な供給の確保でございますが、このためには、わが国の企業が海外に進出したしまして、原油の開発に積極的取り組みが必要であるわけでございます。このために、石油開発公団を通じて、共同出資ないし融資をいたしまして、これを助成することによりまして、関係が石油対策の中で最も重点と考えられますので、特別会計の中の石油勘定の中でも、石油開発公団に対する出資の額が大部分を占めておる状態でございます。で、四十八年度につきましては、正確にはまだわかりませんが、おそろくこの傾向というものは、そう変わらぬのではないかと考えております。

○多田省吾君 それから石油・天然ガス基礎調査委託費として十一億三千六百万円を計上しておりますけれども、これはいまだ問題になっております。沖繩の尖閣列島——もちろんわれわれも尖閣列島は日本の領土だと当然考えておりますけれども、この尖閣列島を含めての予算なのか。

それからまた、四海域の海上物理探査というのはどの海域をさすのか、お伺いします。

○政府委員(飯塚史郎君) 沖繩におきまして大陸的な基礎調査につきましては、この十一億三千六百万円ばかりの中で、一億五千五百万円ばかりを計上いたしております。ただし、これは沖繩本島と与那国島の間の海域を調査することを主としていたしております。問題の紛争地域についての調査は、まだこの調査の中には含まれておりません。

それから四海域の調査と申しますのは、北海道におきまして十勝、釧路、それから日高、渡島、それに南九州海域、それからただいま申し上げました沖繩の海域、この四つをいっておるわけでございます。

○多田省吾君 この前、新潟沖で低硫黄の最上質

の大油田が発見されて、埋蔵量も期待できるという報道があったのでありますけれども、その後の調査の結果はどうなっておりますか。

○政府委員(飯塚史郎君) 新潟沖におきまして、原油につきましては日産二百三十キロ、それから天然ガスにつきましては、原油換算にいたしまして日産百三十キロ、両方合わせますと日産三百六十キロの油田を発見したわけでございますが、これはわが国の従来の例に徴して考えますと、きわめて大型の油田でございます。私もこれに對して非常に大きな期待を抱いております。でございますが、ただ一本だけでは、まだ予測が困難でございます。現在二本目を試掘いたしておりますから、これが六月末に完了する予定でございます。そのあと、さらに本年末までの間に二本さらに続けて掘ることになっておりますが、これが完了いたしますと、ほぼこの地域の埋蔵量等が確認できることになるかと思ひます。

○多田省吾君 それからわが国の石油業界は、去年暮れの円の大暴落切り上げで、その輸入の差益は二千億円以上にも達したといわれております。その上、原油の値上げというものを消費者に転嫁しようとして、国民世論のきびしい反発を買ったわけでございますが、政府は、今回の石油備蓄増強対策として、備蓄施設に対しては、開銀より四十億円の直接融資を、その中の原油輸入に對しては二%の利子補給を行なっております。このように、いろいろな面でもうかつている基幹産業に對して、その入れもの、中身両方に特別の優遇措置をとるといふことは、国民感情としても全く納得できないことではないかと、このように超過保護政策であつてよろしいのかどうか。これはどう考えているんですか。

○政府委員(飯塚史郎君) 石油業界は、昨年の円切り上げによりまして、大きな差益を獲得したことは事実でございますけれども、一昨年の十一月以降本年の一月までのOPECの四回にわたる値上げによりまして、原油の価格は三六%の上昇をいたしましたわけでございます。その結果、この値上

げの分が石油業界としては非常に大きな重荷になっておりまして、円切り上げの差益を含めまして、なおかつ石油精製業界としては負担のほうが大きいような実情でございます。御指摘のような備蓄等に對する利子補給等の問題につきましては、実は、備蓄のコストというのは、非常に多額にかかるともございまして、同時に土地の獲得、タンクの建設等にはかなり多額の資金を必要とするわけでございまして、これらに對しまして、できる限りその負担を軽減し、かつ、その備蓄によるコスト増分を、消費者価格に転嫁することとが少ないようという配慮から、二%の利子補給を今回特別会計の中でも考えておるわけでございます。

○多田省吾君 時間もありませんので、最後に石炭についてお尋ねいたしますが、石炭鉱業の推移を見ますと、この十年間に、嫁働炭鉱が、昭和十六年度の五百七十四炭鉱から、昭和四十六年度末で六十九炭鉱と激減しております。国内生産トン数も、輸入トン数を下回っておりますけれども、今後の石炭産業の推移を産当局はどのように見ておるかという点。

また原油開採の十二分の十相当分を、石炭対策の財源とするのも一応昭和四十八年度までだと、四十九年度には再検討すると、こう本法案ではうたっておりますけれども、その見通しはどうか。

それから現在までのこういったことは、エネルギー政策の一大失敗だと、これは当然、政府の政策の誤算にあると思ふのでありますが、これをどう考えておりますか。

この二点をお伺いしたい。

○政府委員(青木慎三君) 石炭鉱業の今後の推移でございますけれども、石炭政策につきましては、昭和三十八年から数次にわたる政策の改定を行なっております。現在実施いたしておりますのが、昭和四十四年度から実施しております第四次石炭政策といわれておるものでございます。で、最近の情勢変化に伴ひまして、今後いかにあるべきかについて、再検討すべしという意見が非常に強くなりましたため、昨秋より石炭鉱業審議会におきまして第五次の石炭政策を現在検討しておりますところでございます。この第五次の石炭政策を策定するにあたりまして、将来の石炭鉱業の状況をどう見るかという問題につきまして、去る三月三十一日に石炭鉱業審議会の中間的な決議をいただきました。その決議によりますと、昭和五十年の生産並びに需要を二千万トンを下らない程度とすることにきめていたわけでございまして、したがって、その線に沿ってそれだけの需要を確保し、かつ、それに見合う生産を確保するためにどういう政策をすべきかということに現在鋭意検討中のところでございます。したがって、その検討結果によりまして、昭和四十九年度以降の石炭対策費が幾らかかるかという結論が出てまいることになると思ひます。

で、見通しと申しますと、そういう二千万トンを下らない程度の生産を維持いたしますためには、昭和四十九年度以降に石炭対策費が減少するといふことは考えられないというふうに考えております。

それから第二点の、従来のこういった状況は、石炭政策の失敗ではなかったかという御指摘でございますが、これは、いろいろな意味におきまして各方面から批判がございまして、一つには、エネルギー政策として、エネルギー革命に對するしかたが、おそいではないかという御批判もあつたこと、一方、これだけの閉山を行ないましたことにつきましましては、唯一の国産エネルギー資源としての石炭を、もう少し維持すべきだったという御批判もございまして、いろいろな批判がございまして、私も、昭和五十年年度約二千万トンという目標に向かひまして、極力、そこに働いてる人々並びにそれに連なる地域住民の方々に安心していただけるように、ゆるやかな撤退ということを考えまして、今後政策を策定してまいりたい、このように考えます。

○成瀬治君 大蔵大臣と、環境庁長官にお尋ね
いたしたいと思います。

まず、大蔵大臣にお尋ねします。

第一は、失業保険法の、いろいろと特別会計を
審議しております中で、報奨金の問題が出てまい
りました。なるほど報奨金といえ、補助金な
り、あるいは助成金なり、いろいろなものがある
と思いますけれども、どうも報奨金制度というの
はあんまりかんばしくない。そのものが定着する
ような場合には、若干の報奨金制度というものは
あつていいと思いますけれども、たとえば酒の問
題もございまして、中小企業でいけば、

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕

納税者に対する、貯蓄に対する報奨金もございま
して、こういう報奨金制度というものは、整理しよ
うとされるのか。それとも、労働省などの御意見
によりまして、今後、失業保険あるいは労災関係
を、五人未満一人までもふやそうというような計
画からいって、そういうようなものも必要じゃな
いかという御意見もあるかと思いますが、方向と
して、方針として、大蔵大臣はどのようにお考え
になつていらっしゃるのか。これが第一です。

二つ目に――まとめて伺います、時間があ
りませんから。二つ目にお伺いしたい点は、円再切
上げの問題を非常にみんな心配しております。そ
こで、たとえば第二為替特別会計の問題が通産省
から提起されて、大蔵省は反対だというよう
なことを言つておる、いやそうじゃなくて、この
ごろ妥協ができて、今国会中に法律が出さうだ
というお話を伺いますし、もしも、この第二為
替がいかにめづるならば、たとえばどういふよう
なことを――円再切り上げをゆえなき背景として、
そういうことがあつて出て、世論として出て、み
んな心配しております。この際、政府としては、
確かな限りにおいては、この心配を打ち消す
ことはできないと思ひますから、その外貨減ら
し、これは集中制の問題について強く手を打たれ
ました。たとえば、もつといえ、外銀に対す

る、外国銀行に対する外貨預託の問題もあると思
います。金利をどうするかという問題も大きな問
題だと思ひますが、ドルをどういふふうにか減らさ
れるかという対策を、何を考へておみえになるの
か、どうだという点を、二つ目の点で、明確にお
答え願ひたいと思ひます。

それから、三つ目にお尋ねしておきたい点は、
金はばつばつ、アヘンとか、麻薬のように、密輸
をどうだなんていうようなことをせずに、もうば
つばつ自由に輸入ができるような、そういうこと
にしていいのじゃないか。過般、国際金融局長か
ら伺いますと、この貴金属特別会計のいふん
なこともございまして、来年度予算編成までに結
論を出したいと、こういうような御意向のようにも
聞いておりますが、もう地金商と申しましょ
うか、そういうようなところでは、いままでの既得
権等がこれあつて、なかなか容易な問題じゃな
いと思ひますけれども、現在はいま自由化すべ
きときに来ておるのじゃないかというふうにか考
えておりますが、この点はどうか。これだけ、三
点だけ大蔵大臣に。

それから環境庁長官にお尋ねしますが、ぼく
は、佐藤内閣で全くユニークな存在で、あなた
は、なかなか評判がよろしいというふうに、一般
に実効をあげておいでになる、こういうので、私
は実は敬意を表しておるのです。

そこで、お尋ねしたい点は、騒音の問題で、航
空機の問題が、法案がございまして、それから、そ
で騒音関係の、特に航空機の問題にからめつ、
他の騒音のことについてお尋ねしたいと思ひます
が、運輸省は、航空機騒音の防止について、来
年度、民家関係の移転補償まで含めて、いふん
なことを考へておられるようです。もう一つは、成
田空港の問題がございまして、いふんな点で騒音
対策といふことの案が、いろいろと出てるよう
でございまして、それからもう一つは、地元の千葉
県がこの成田空港の問題にからんで、騒音対策と
して、いふんなことを考へておられます。それから
もう一つは、運輸省でいけば、民家の防音装置に

対して、調査費を計上されて、いろいろとやつて
おみえになるようでございまして……

そこで、環境庁長官としては、環境庁として
は、その防音と申しますか、騒音の環境基準とい
うものを、いつ、されるのかどうか。そうして、
それは飛行機だけではなくて、たとえば高速道路
の自動車騒音なり、あるいはこういう都市で高
架がこれからどんどんできてくると思ひます。こ
ういふところの騒音にも全部関係をしてくる問題
だと思ひます。ですから、環境基準というものは、
なるほどそのところによっていろいろ
あると思ひます。あるいは発生源によっていろ
ろあると思ひますが、道路の構造なり、いろん
なことに関連をしてまいりますが、いつ、思い
切つた環境基準というものを――いま、いわれ
ておるのは八〇ホンぐらいが大体基準になつてお
るようですが、これではみんな納得せないと
思ひます。ですから、あなたのほうが、普通快適な
生活を営むための――大体いま、ホンじゃなく
て、また、何か基準が変わつたようでございま
すが、そういう問題について、どういふふうにお考
えになつていらっしゃるか。

以上でございまして。

○国務大臣(水田三喜男君) まず、報奨金の問題
ですが、必要性があつてできた制度であることは
御承知のとおりでございまして、両保険料の徴収
の一元化によつて、四月一日以降はこの事務が簡
素化することになつておるときでもございま
す。これは補助金に切りかえたらいいかという
うなお話がございまして、これはマンネリ化
する問題でありますので、あるとしまして、無
理にこれに固執して、これを将来もつとふやして
いくという制度でもないように思ひますので、
この問題は、今後十分私は検討したいと考へてお
ります。

それからいまの外貨問題でございまして、外
貨の活用のかたといたしましては、いま考へて
おりますことは、これは外為に預託する。御承知
のように、いま、外国為替銀行の対外債務という

ものも七、八十億ドルある現状でございまして、
それがやはり直接関係がないとしても、やはり外
貨のかさ上げになつてゐることは事実でございま
すので、この預託をすることによつて、将来のこ
の対外債務のふえることを防ぐと同時に、これが
返済されることに役立つというふうなことに
よつて、この外貨をふやさない、あるいは積極的
に減らすということができますので、こういう方
面に活用することは、これは収益性の強い活用と
なりまして、一つの方法でございまして、すでにこ
れは実施しております。それから、さらに、中長
期の証券を購入するということによつて、長期資
本流出の促進をはかるというふうなことも、これ
は外貨の有効な活用手段でございまして、この
方法によつても、相当の外貨の活用ができるとい
うふうに思つております。

いまお尋ねの第二為替会計というふうなお話が
ございまして、これは先般予算委員会でも申し
上げましたように、政府及び日銀保有のドルとい
うものは、民間から円の対価を払つて購入した公
的な資産でございまして、これをそのまま円資金と
の関係なしに活用するということは、非常にもと
もとむずかしいこととございまして、いまこの
ドルを活用したいといつて、民間からいふんな要
請があつたり、政府に試案を示してくるようなも
のは、みんなこのいま政府、日銀の保有する外貨
は無コストのものだと思つて、これが安く活用で
きるといふところに魅力を感じてゐるようござ
います。この政府の持つてゐる外貨は、外為証
券を発行して、それで買つてゐる外貨でございま
すので、これをもしよへ移すとすれば、その
の債務も一緒に移つていかなければいけない。
おりますし、これを別の会計に移すということに
なりましたら、そのときに長期の公債にかりに置
きかえるにしましても、もつとコストは高くなる
ということになりまして、この活用につ
いては民間で考へておるような魅力というもの

は、相当減殺されることになるのでありまして、またそういう会計をつくるというためには、国会を通じて堂々と予算措置によってつくるものでなければ、これは公的資産の運用ということには不適当でございますので、そういう法律並びに予算措置を通る機関が運用するのでなくてはいいないというふうに思います。また、日銀保有のドルを利用しようとしても、要するに円を払って日銀から買わなければこのドルは使えないということになりますので、したがって、いま言われているいろいろな要請は、そういう点を全く無視しているところにある問題がありますので、もしそういうものをつくるのなら、どういうふうにやったら、そういう目的に沿うことができるかということについては、まだ着目しなければならぬ問題がたくさんあるということが一つと、それからもう一つは、これを原材料の備蓄に活用したいというのでございますが、じゃ何を備蓄するかということになりますと、石油についてはいろいろの手が打たれておりますが、そのほかのものも備蓄ということになりますと、みんな国内産業との関係が出てくる。非鉄金属をたくさん購入して備蓄するということは、国内の当該産業との関係が出てきて、なかなかむずかしい問題があるというように、現に通産当局においても、何をそれじゃどれくらい備蓄するかという、別にまだしっかりした案というのが、計画というものができているわけではございませんので、問題は、これからそういう点を煮詰めて、いろいろ何らかの結論を得たいと思つて、関係省がいま相談しているところでございまして、まあ早い話が、何かに使いたかったら、要するに予算措置をとって、円を調達するのなら、いつでもたまたま外貨は使えるのだというところで、円を調達しない外貨を使うという方法というものは、なかなかむずかしいということでございます。それを中心の検討がいま始まっておりますところでございます。かりにそういうようなことがなくても、いま私どもは手持ちの約百十億ドル

の外貨のうち、やはり流動性を保持した外貨はこの半分ぐらいあったらいいじゃないか、あとの六十億ドル、それから今後、まだ黒字基調でございますから、若干蓄積されると見ます外貨、そういうものはいま言ったようなことにきまつて、もうすでに実施しておる方向で活用している、そのくらの額の活用は、今年度中可能ということになりましょう。そういったことと、これは今月あたりからむしろ外貨は減ると、ふえないというところになっていくのでございまして、外貨がふえることを非常に心配されている方が多いようでございますが、外国が問題にしているのは、外貨が日本でふえることじゃなくて、ふえるに至るいろいろな問題について、それを問題にしているということでございます。要するに、対外均衡というものを、日本はどういうふうにして回復していくつもりかという、日本のそういう一連の貿易政策、そのほかの政策が問題でありまして、たまたま外貨をどうするかということについては、別にいま各国がこれを問題にしているというようなことはございせんが、これはやはり、いたずらに外貨が蓄積しているという形は、対外摩擦の一つの問題にならぬとも限りませんので、できるだけこれを活用して、日本にいたずらに蓄積しているというかっこうを避けるということも必要だと思つたので、その点については十分対策を練っており、もう実行に移しているところでございます。

それから金の問題でございますが、これは一般の輸入自由化と別に変つたことはございせんので、やつてもよろしい問題でございますが、問題は、やはり国内産業との関係調整をどうするかというところであると思つて、御承知のように、日本の金は特別に高くなつておりますが、これによつて国内の産金が保護されている、同時に、ひとり産金会社というだけではなくして、非鉄鉱山会社は、副産物としてみな金を出してありますし、これが企業の経理に相当貢献しているのが現状でございますので、これを自由化によつて一挙にこの値を下げるということが、どういうことになるかという国内産業との関係、これについてのいろいろな調整手段が考えられるということでしたら、金の輸入を自由にするということは別にむずかしい問題ではなからう、これは今後私も十分検討したいと思つて、問題でございます。

○国務大臣(大石武一君) 航空機騒音につきましては、昨年の暮れに環境庁から運輸省に對しまして、勧告をいたしております。二つございまして、一つは、夜間の深夜の飛行を禁止したいということと、もう一つは、航空機騒音でございます。御承知のように、航空機騒音でございますが、いまのところ残念ながら発生源を規制することができませんので、どうしても消極的な面しか対策がないわけでございます。いまそういうわけで、深夜の飛行便を中止するということが、これは大体においては運輸省におきまして、そのとおり実行いたしております。もう一つは、この音に悩む住民に對しまして、防音のいろいろな施設をしてあげたいということ。それから、できるならば、移動を希望されるならば移動の補償をいたしたいということ、そういうことが中心でございます。

御承知のように、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律がございまして、いろいろと対策を講じているところでございますが、その中には、移動をする場合には補償をするということがすでにそこに入っております。ただ、実際にはその金額が非常に少ないために、必ずしも大きな効果を上げ得ないのが現状でございます。そこで、われわれの勧告は、このような移動をする場合には補償を十分にしまして、早く移動を希望する人にさしてあげたいということと、それからそこにおられます、騒音に悩む人に對しましては一部屋、二部屋防音装置のした部屋をつくりまして、夜はそこで安眠できるとか、あるいは電話がそこで静かにかげられるとかいうような設備をしてあげなければならぬ。それには国からいろいろの補助をしてあげたいが、補助の方法がありませんので、そのような補助を出し得るような形にしたいというのが勧告の趣旨でございます。運輸省ではこの趣旨を十分に取り入れまして、御承知のように本年度は、この調査費を十分に獲得いたしました、明年度から法律の改正とともに、このような方向に進むことにいま方向が進んでおります。空港整備五カ年計画につきましても、この騒音防止には四百十億円の多くの予算をとりまして非常にできておりますので、非常によい方向に進んでいると思つて、次第でございます。ぜひこのような民間の防音装置を早くしてあげたいと思つてございまして。

この先は千葉県でやっております。千葉県の友納知事がそのような構想を持ちまして、いま実行に移っているかと思つてございまして、これは非常にけっこうな考え方でありまして、これは千葉県が補助金を出すということになっておりますが、この考え方は、基本的には私が勧告して運輸省でいま考えております案と大体同じことで、国が出すか県が出すかというだけのことでございまして、ですから私は、どちらから出してもいいと思つたのです。その間の調整さえつければ、行政的にうまく補助金が出せるようになれば、どちらの段階でもいいんじゃないかと考えている次第でございます。

そのほか、航空機燃料の税金を今度取ります。そこから多少の分け前が各飛行場関係の町村にまいりまして、これはあまり大きな額ではないものの、ところどころです。これは必ずしもいまのような防音施設はできないでしようけれども、別の意味にこれを使えるだろうと考えている次第でございます。

もう一つは、環境基準の問題でございますが、これは御承知のように、自動車とか工事する場合の騒音とか、こういうものにつきてはすでに環境基準ができております。これに對しての規制の手段もございまして、実はあまり実効が上がっておりません。いろいろなところで、いろいろな規制したり、工事をやめさせたりすることもできるわけでございますが、実際にはいまそれほ

どのことはいたしておらないような気がいたします。不十分でございます。ただ、飛行機とか新幹線につきましては特殊な騒音でございます。そういうことで、さつき申しましたように、航空機の騒音というのは、音自体を規制することができません、音の発生を。そういうことで、いま非常に苦勞いたしているわけでございますが、御承知のように、現在中央公害対策審議会の騒音振動部会にすでにこのことを諮問いたしまして、ぜひ年度内に環境基準をつくりたい。いままです運輸省に示しました環境基準は暫定的な指針でございますので、この年度内にぜひ環境基準をつくりたいということ、いましきりに急がしておるわけでございます。できるものと確信いたしまして、それについては何とか、ホンでなくデシベルとかいうことばを使うようでありまして、そういうことで早くつくってまいりたいと考える次第でございます。

○多田省吾君 環境庁長官が帰られるそうでございますので、一問だけ関連してお尋ねいたします。

いまの問題と関連しますけれども、羽田空港においては、夜十一時過ぎの発着全面禁止などを内容とする勧告を昨年暮れ運輸省あてに出しておられますけれども、いま一番問題になっております成田の新東京国際空港、これは羽田以上に、海もまわりにございませんで、また騒音も非常に心配している人が多いわけでございます。当然もう成田も夜十一時過ぎの発着全面禁止の勧告が適用される、それ以上に適用されると私は思います。そういう面、そうなりますと、今度は国際線各社の間にいろいろな文句も外国からも出ると思うのです。結局は、そうなりますと、羽田以上に騒音で文句の出る成田空港というものが初めから無理だったのじゃないかということも考えられますし、それは別問題といたしまして、これはたいへんな問題になると思うのですが、それをどのように考えていらっしゃいますか。

それからもう一問は、成田新空港に関連しまし

て、いま成田新幹線に、江戸川区が区議会でも全面的に反対しまして、これは新幹線違反でもあるし、提訴したいということもいつているわけです。これは環境保全の問題もあると思うのです。これに対して環境庁としてどういう態度で臨まれるか、この二点。

○国務大臣(大石武一君) 成田がこの七月ごろ使用される見通しのようでございますが、やはり騒音の問題が非常に問題になると思っております。いま新聞やその他で見えておきますと、外国からいろいろな圧力がかかりまして、夜でも何でも使わせろというふうなことでございまして、私はこれは断じてやはり環境だけは守らなければならぬと思っております。そういう意味では、午後十時とか十時半か、そこは運輸省のお考えかと思っておりますけれども、やはり深夜は絶対に使わせないように、あくまでもがんばってほしいと思っております。われわれもそのことについては、できるだけの協力をしてまいりたいと考えております。ただもちろん成田をつくる場合には、いろいろと騒音のことでも考えまして、飛行機を何べんも地上を旋回してコンターというものをつくりました実績してあると思うのです。そういうことでありますから、羽田や伊丹のような問題は非常に少ないと思っておりますけれども、やはりそれにつきましても、個々の騒音の問題については、やはり十分にわれわれ環境保全するように働いてまいらなければならぬと考えております。

それから成田新幹線ですが、この成田が、私は空港が動いてまいりますと、どうしてもやはり交通関係は早く整備しなければならぬと思うのです。おそろしくいまの段階では、とうていこれは交通関係を処理できないという方針から、成田新幹線が考えられたと思うのでございまして、われわれとしまして、やはりこのような便利な交通機関はあったほうがよろしいと考えます。ただその場合に、やはり騒音の問題でございまして、これにつきまして、われわれはいろいろな基準もつくりますが、ですが、そういうものを基準として、で

きるだけ騒音が防止されるような、あるいは地下を通るか、あるいはいろいろな山を通るか、地形がよくわかりませんが、そういうことでこの基準を守るような、そのような工事、方法でなければ、工事のしかた、あるいは線の選び方でなければならぬと考えている次第でございます。

○戸田菊雄君 環境庁長官に一点だけ。

いまの質問の中で、騒音の環境基準を設定する、しかしこれは、中央公害審議会にこれからかけて、結論が出るのはおそらく年度内というお話ですけれども、そういうことになりましたと、いままは現実に問題になるのは大阪ですね。これは地域住民なり、市長はじめ、たいへんな騒音で悩まされている住民が多い。だからこれに対して対策は、やはり早期にやらなければいけない。長官もおっしゃられるように、これはたいへんな安眠妨害、その他日常生活に対して全く破壊に近い、そういうたいへんな状況になっているわけですから。これはもう公害審議会から結論が出る前に、私は早急に手を打つ性格のものじゃないか、こういうふうに考えるのですが、特別対策、これは考えておりませんか。その辺ひとつ開かしていただいて終わります。

○国務大臣(大石武一君) おっしゃるとおり、伊丹は非常にみな困っております、何回か、おそろしく十回以上私は陳情を受けております。私も伊丹の飛行場に行くたびに、上がったりおりたりするたびにやかましいだろうな、済まないなという気持ちで多少しておるわけでございます。おっしゃるとおり恒久的と申しますか、りっぱな、りっぱかどうかかわかりませんが、とにかく環境基準というのは年度内につくる方針でございます。これは技術的に非常にむずかしいということ、年度前に無理かもしれないというみんなの意見であります。ぜひ年度内にこれはまとめてほしいというところを指示してありますので、できるものと考えております。その前にやはり何らかの手を、多少でも苦痛をやわらげるということであればなりませんので、御承知のように昨年の暮れに、運輸省

に対しましてわれわれが勧告をいたしまして、深夜の飛行禁止のこと、その他防音施設のことを話しましたけれども、勧告したわけでございまして。その結果は、午後十時から午前七時までは伊丹空港は飛ばないことになりました。それから夜中にわずかに二便プロペラ機で郵便を運んでいる飛行機がございまして。これも多少じやまになりまして、このことで、運輸省からこれは郵政省にかけ合ってもらいまして、漸次これを廃止してまいりたいという方針で進んでおりますので、多少でもその希望にはおこたえして、不十分ではありますが第でございまして。

○栗林卓司君 関連して一つだけ伺いたいと思います。

申し上げるまでもないことですけれども、騒音にしても、もともと便利さとの裏返しというところ、したがって、騒音を大切に考えていくということ、反面便利さをがまんする、制限するということになっていくと思っております。

そこで、例の深夜飛行の問題なんです、一つの例に取り上げて御見解を伺いたいのですけれども、夜はとにかく寝るもんだというところが話の出発点ですから、防音等を幾らしても、とにかく夜は困るのだというところだと思っております。そこで、現在国際航空運輸協会のほうから報復措置も辞さないという、たいへん強い姿勢で二十四時間飛ばせてくれという申し入れがきているそうです。ただ、考えますと、われわれも夜寝たいということ、は、裏返ししてみれば、向こうの飛行場でも夜は寝るべきだという主張になるわけですから、報復措置というところ、これは荒立ちますけれども、向こうにも、深夜はおりないというのを当然の含みとして、日本は深夜は困る。それはたいへん不便なことだし、航空機会社の事業経営からいうと大きな問題をはらむかもしれないけれども、騒音を大切にしたいということからいえば、それもまた忍ぶべきではないだろうかというのをお考えかと思っておりますけれども、確認として質問いたします。

○國務大臣(大石武二君) 栗林委員の意見と私、全く同感でございます。われわれは何としてもこの深夜の安眠は確保しなきゃならないと思ひますが、同時にやはりわれわれも、他国の人ではありますけれども、できるだけそのような安眠する権利は守ってあげなきゃならないと、こう思ひます。

○成瀬輔治君 大蔵大臣、外国銀行に対する外貨預託の問題について、これは十分やってくつていくということになりますと、金利の問題が出てくると思ひます。あるいは政府が、何と云うのですか、貿易関係に若干干渉したとか何とかというふうな恨みごともあるかと思ひますが、こういうことを推し進めようとおみえになるといふふうには、先ほどの御答弁で受け取つたのですが、間違ひございませんか。

○國務大臣(水田三喜男君) いや、外国銀行ではなくて、国内の外国為替銀行、外為銀行に預託しようというところでございます。

○政府委員(稲村光一君) ただいまのお尋ねは、外国為替銀行に預託をいたします際に、金利等で外国の銀行と競争的なことをやつて、非難を受けないかという御指摘であらうと存じますが、その点はわれわれのほうも非常に注意いたしております。その預託金利を定めます際には、国際金利水準がどうなつておるかというのを十分に勘案いたしまして、外国から特に日本の政府が、例の日本株式会社というふうなことで非難を受けませんように、十分注意をいたしてやつていきたいと存じます。

○多田省吾君 大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、外貨減らしに対する本意といわれております第二外為でございますが、通産大臣は、何としても国会に提出したいと言つておられますが、いままでも、大蔵省が反対しておられますが、ために、今回に提出は危ぶまれておられるわけでございます。今週中にめどをつけたいと通産省の事務次官なんかも言つておられるわけですが、これは大蔵大臣として、現在どういふお考えでお

られるのか、その点をまずお伺ひしておきたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 問題は目的でございます。もしもいまいわれておられるような目的で、備蓄が必要だとか何とかというところに、この特別会計を利用したいということでしたら、これは外貨を直接にそれに充てなければならぬかどうかというところは、これは問題でございます。そこに国が予算を計上して、それで物を買つて予算を立てれば、自然に買ったものは外貨が出ていくのですから、それで外貨は使われるということ、問題は、何で直接外貨をそこへ使ふかということになりますと、検討する問題がたくさんあるというところでございます。

○多田省吾君 目的という問題で、結局いまのままで間に合う、こういう御答弁かと存じますけれども、この第二外為に絶対反対だといふ根拠も薄いように思ひますけれども、結局ある場合には、これはつくつてもよろしいということでございますか。

○國務大臣(水田三喜男君) これはつくつて悪いということではございませんので、たとえばどうしても緊急に日本が何かを買つて備蓄しておくことは必要だということではございまして、これはそれに応じた特別会計をつくるということも意味があるかと思ひますが、じゃ何かということになりますと、実際にこれを運用するということになりますと、いまいわれておられるのは、ウラン、濃縮ウランをここで買つておられるかどうかという、一、二の問題はありますが、それじゃ外国との取引において急速にそれが思うところの量が買えるかと申しますと、これはなかなかむずかしい問題になるということになって、一つ一つやりますと、何を急いで買わなければならぬかという問題も、まだ事務局の間において具体的にそこまで掘り下げておられないというふうなことでございまして、まだまだこの問題はこれから、いま関係省がようやく事務的に相談を始めた段階でございますので、これからどういふことで、いろいろな技術的な問題が解決されて煮詰まってくる

かどうかは、もう少し見ないと見当がつかないと思ひます。

○多田省吾君 この前からお尋ねしておるのでございすけれども、いわゆる法人の投機的な土地買収の問題でございますが、全然改まつていないどころか、ますます激しくなつておられますし、一般庶民も困りますし、また公共用地の取得にも非常に大きな影響を及ぼすと思ひます。西ドイツやイタリアなんかでは、十年以上前にこの問題にメスを入れて解決しているわけでございますが、大蔵省、建設省いろいろ手をつけようとなさつておるようでありすけれども、これは思ひ切つた荒療治をしないと、根本的な解決ははかられないと思ひますけれども、大蔵大臣としてどのようにお考えになつておられるか、御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) いまこの問題は、各金融機関から実情を聴取して、実態のまず把握をしておるところでございますが、それによつて、もう一つは、銀行監査ということを通じて、土地金融が、これがもし住宅建築になり、必要な土地の取得になるということでしたら、これは国民の福祉政策に合致することですから悪いことではございせんが、これが土地の投機に關係する金融であるというところに問題がございすので、この点のいま実態の調査をしておるところでございますし、同時にまた、監査を通じて、そういうことがないようといういろいろ警告を発したり、この問題についてはいま銀行局が非常に苦心して対策を進行させているところでございます。

○多田省吾君 労働保険の問題で一間お尋ねをいたしますけれども、労働保険の中で労災と失保関係で、資金運用部への予託金が四千四百九十三億円となつております。十八兆以上の資金運用部資金の総額から比べれば、そう多額ではないと思ひますけれども、このようなやはり勤労者のお金といふものは、やっぱり国民福祉重点に使われていかなければならない。それは財投の内容もいろいろ

言われておりますけれども、この前の第一勧銀の調査でも、わが国の社会福祉、あるいは社会保障の水準が非常に低くおられるといふことにかんがみまして、もつとも資金運用部資金ないしは財投の運用の面で、国民福祉優先に使われていかなければならないと、このように思ひますけれども、大蔵大臣のお考えはいかがでございますか。

○國務大臣(水田三喜男君) そのとおり私も存じます。御承知のように、使途別分類表をつくるということになつておまして、これを見れば、国の財政資金がどういふふうに分けられておるかということははっきりいたしますので、この分類表を見れば、大体過去から現在までの推移もわかりになるかと存じます。ほとんどもう大部分国民生活に關係のある部分に、国民福祉に關係のある部分にこれが融資されるという傾向に現在なつておまして、よく大企業に資金が使われるとか何とか言われておりましたが、もう其餘産業に使われている部門も四割というところでございすので、ほとんど財投の運用の姿というものは好ましい方向にいまなつておるといふふうに私は考えます。

○多田省吾君 本委員会は、沖繩金融公庫の法案と一緒に審議しておりますけれども、その点でひとつ大蔵大臣にお伺ひしたいのですが、今度沖繩金融公庫の理事長に元大蔵省の高官の方、現在の住宅公団の副総裁の方が内定されたというふうな説明を聞いておられるわけですが、これを見ますと、いち早く大蔵省ベースで沖繩金融公庫を運営しようという考えが見られるようでございますけれども、こういうことで沖繩県民がはたして納得するかどうか。やはり県民の主体性を守るといふことが大事ではないか。また最近では高級官僚の天下り人事に対する世論の批判もきびしくなつておりますけれども、県民の自主性という面から考えまして、この役員人事に対して大蔵大臣はどのようにお考えになつておられるのか、お考えをお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) これは適任者を広い視野から求めていくことが一番望ましいことと思っておりますが、現在まだ人選において内定を見ておられるような段階には全然おいておりません。したがって、まだ候補者も全くなきままではない。これからいろいろ人材を求めるといふ段階でございます。うわさのようなことはございません。

○栗林卓司君 時間も限られておりますので、特別会計に対する考え方について三点だけ大臣の御見解を承りたいと思っております。

一つは、いま提案されております空港整備特別会計にしても、石炭・石油特別会計にしても、その財源、あるいは用途というものを見ますと、特定業界の利益と結びついている形に見受けられます。

そこで、特別会計というものが、特定業界の利益と結びつくようなつくり方をすることが望ましいのかどうか、そうお伺いする理由を二つだけ申し上げますと、どうしても既得権益化していく危険性があると思っております。

それからもう一つは、たとえば航空機の燃料税にしても、あるいは原油関税にしても、最終的にそれを負担するのは、最終消費者である国民ということになります。ところが、航空機燃料税は、航空機会社のほうが言う感覚で、あるいは原油関税は石油業界から言う感覚で、財源並びに用途が特別会計としてつくられております。本来の姿として望ましくないように感じられますけれども、この点の御見解はいかがですか。

○政府委員(吉瀬維蔵君) 一般論として、特定財源をもちまして、特定目的に充てるといふことは、乱用することは、御指摘のとおり、問題があるかと思ひます。ただ、すでに現在ございする道路特会、これはガソリン税を財源として、全国の道路網を急速に整備して、また去年の航空事故等の例にかながみまして、ここで航空機燃料税というように新税を創設いたしまして、特に空港なり、航空保安の急速な整備を急ぐ。また石炭・石油特会にいたしまして、わが国の資源政策からい

いまして、関税収入の一部を充てる、こういうぐあいに、特定産業というふうな御指摘もございしたけれども、一つの公共的な性格を持つ政策でございまして、ある負担財源を用意するということも、財政処理上許されるのではなからうか、御指摘のような問題は一般的にはあると思ひます。そう考へております。

○栗林卓司君 この二つの特会法案で、目的としている公共性を否定するものではありません。ただ、その公共性とは言いながら、利便を受けるものが限られていて、限られたという意味は、悪い意味で使っているわけではありません。限られた特定業界に結果として結びつくものであることも事実なであります。その意味で、一般的には悪くおっしゃいましたけれども、この既得権益化の問題なり、しかもいろいろ段階にと取られていく税金とはいひながら、最終的には全部国民が負担していくわけですから、特定財源のよしあしという議論も、全く同じ時限で、この特別会計は、できることならなるべくつくらない、フリーハンドにしておいたほうがよいという御見解があるはずだと思ひますけれども、念のためにもう一度伺ひます。

○政府委員(吉瀬維蔵君) 特別会計は、先生御承知のように、いろいろな事業を行なう会計とか、あるいは整理の会計とか、いろいろあるわけございまして、私も一般的に、特別会計ですでに用途を終わつたような、役割りを終わつたような会計とか、あるいは一般会計で処理できるようなものは、整理の方向でいま検討しております。またこの二つの特別会計、いろいろ財政論的に特定財源という点で問題があると思ひますが、先ほど御説明申し上げましたような、大きな公共的目的があるというふうなことで、特定財源を付して、新たに創設なり、改正するということにいたしました次第でございます。

○栗林卓司君 それでは、二番目のことでお伺ひしたいのですが、事業について特別会計を設置して、目的に照らして運用したいというお話

がございました。そこで、それぞれの特定事業に要する経費というものを考えますと、公害対策費用が一番わかりやすい例だと思ひますけれども、その事業を遂行する上での社会的費用というものがだんだんとふえてくる、範囲が広がってきたということだと思ひますけれども、その意味で、事業について特別会計というものを考えますと、その他その種社会的費用も可能な限り網羅的に集めていく必要がある。なぜこんなことを申し上げるかといひますと、そういった社会的費用というのは、直接利益計算に結びつくわけではございませぬけれども、意識として入れておかないと、結局後手後手の対策となり、別な面で大きな社会的な損失を招くということになりかねません。その意味で、事業のために特別会計をと言ひながら、その中にはいろいろな社会的費用、公害に対する費用を含めて、網羅的に入れていくべきではないんだ。もしそうだとするならば、それは特別会計と言ひましては、あまりに広くなり過ぎて、その意味でも今日、事業について特別会計というものは、いささか実体にとぐわなくなっている。一つの例で申し上げますと、たとえば石油に関する特別会計が今度追加になりました。原油の安定的供給の確保といふことを考えますと、当然に必要なものは、産油国との関係における経済協力の問題であり、あるいは産油国との関係における環境対策をどうするかということも入ってまいります。そういったものも含めたところで、初めて石油の原油の安定的供給の確保といふ事業に見合つた費用の全体ということになります。そう考へてまいりますと、その面からでも、事業に対する特別会計といふのはそぐわなくなつてきているのではないかと思ひますけれども、御見解はいかがでしようか。

○政府委員(大倉真隆君) 問題の御指摘は、石炭特別会計でございまして、私からお答え申し上げます。先ほどの御質問にもございしましたが、産油国との友好関係を保つために、経済協力を考慮すべきだといふ御趣旨は、私もそのとおりだと思ひますが、ただ、あまり議論にわたるのはいかがかと思ひますけれども、従来、日本の経済協力が、日本の品物を売るためにやっておつたといふ非難が、いまの段階では、日本の経済協力は、今後後進国の資源を開発して持つて帰るためにやるんだといふ非難すら出かねない。そういう状況で、石油開発といふものと、経済協力といふものを一つの受けざらに入れてしまふのはいかなものであろうかという点が一つあるような気がいたします。もう一つ、石油対策事業と申しまして、現在国費を大幅に投入して、出資を主体としてやっておりますのは、探鉱、試掘の段階でございまして、この特会の石油会計の出資も、そこに集中的に行なわれております。他に若干の備蓄等の経費もございします。御承知のように、開発段階、つまりうまくいって油が出始めて、それ以後の政府の援助は、主として輸銀を通じて金融的な援助が行なわれているわけでございします。したがって、石油対策事業として、わざわざこの法律で御審議をお願いしている中で、経費の内容を特定いたしておりますもの、石油開発であれば何でもこれで使えるというものをむしろ避けて、歳出内容でできるだけ特定しておきたい。そうでない財源だからといって、税負担も無制限に広がる傾向がかえつてあるといふふうに考へます。以上、簡単にございしますが御説明申し上げます。

○栗林卓司君 最後に一つだけ。これは大臣にお伺ひしたいのですけれども、いまの議論、深くまた重ねませんが、百歩譲つて、特別会計が必要だとして、非常に広がりがある問題が事業の中にかかえ込んでそれぞれやつていくことになりまして、一体どこがどんなにかつこうで管理をしていったらいいのだからかといふことを実は伺ひたいのです。一つの例を出しますと、空港整備特別会計で、先ほど環境庁長官から夜間発着の問題で御意見がございました。現在政府部内で検討中でしょうけれども、新聞でお伺ひする

限りでは、運輸省はまた違った御見解をお持ちと伺っております。そこで、騒音対策ということをご考へますと、その関係者というのは運輸省があり、環境庁があり、そして地方公共団体がございます。そういったものを含めて、事業を主体にして特別会計を管理する、これはどんなふうをしていったらいいのだから、御見解があればお伺いして質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(吉瀬雅哉君) 御質問の趣旨は、たとえば空港整備特会から支出する騒音対策、これはあるいは一般会計で負担すべき性格のものではないからかという御疑問も含めての御質問でございませうかと、こう理解するわけでございませう。ただ、やはり騒音対策が今度の五カ年計画でも相当重点を置かれていて、これは空港の維持、管理、運営とほんとうに一体化して解決がはからるべきだ、こういうような問題から、特に空港整備特会の事業の内容に入れているわけでございませう。

御質問の趣旨をさらに進めますと、たとえば騒音の防除という費用はだれが負担するかという御質問とも関連いたしまして、たとえば原因者負担という御質問になりますと、燃料税をどう考へるかとか、着地料をどう考へるかという御質問ともからみまして、空港整備特会の内容の一環として、まさにふさわしいものではないかと、うううう感じがしているわけでございませう。それと同時に、御質問の趣旨をさらに突き進めまして、空港へのアクセス道路とか、あるいは空港周辺の緑地などをどうするかという御質問もあると思ひますけれども、そういう問題は、さらに道路とか、地域の開発とか、そういう計画も環境の問題でございませうので、そこまで空港整備特会の事業に入れるのはいかがかと。この限界はいろいろ御指摘のような問題がございませうが、いまのところはそういうふうに考へている次第でございませう。

○国務大臣(水田三喜男君) さつき多田さんにお答えしました中で、うわさのようなことはありませう。

せんといふ私申しましたが、うわさというのは、誤解をもし生ずるといけませんので、もうあれは人選はきまつてゐるのだ、内定してゐるのだという御質問をよよく言われまうので、そういうことはございませうということでございますから、どうぞ。

○渡辺武君 大蔵大臣に二、三お伺ひします。

沖繩の復興も三週間の後に迫つております。ところが沖繩のドルを円に三百六十円で切りかえてほしいという県民の要求が依然として満たされないうままであります。昨年十月に、個人の預貯金と現金だけは確認措置がとられておりますけれども、それ以外のそれ以後の増加分、それから各種団体や法人の現金、預貯金、これは依然として未解決のままになっておるのですね。非常に強い要望があるのです。私も一カ月ばかり前にこの大蔵委員会として沖繩に調査に行きましたが、そのときの問題は、もう初めからしまいまでこの三百六十円で切りかえてほしいという要求で貫かれておりました。大臣も耳の痛いほどこの要望は聞かれたと思うのです。しかし、切りかえないという理由です、これがどうも私も納得できないのです。もう一回なぜ切りかえないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) これは、もし三百六十円で交換するということになつてしまつて、当然ドルが下がつて円が上がるという情勢が目に見えたら、これは沖繩にドルが流れてくるという御質問は当然でございます。したがつて、それを防ぐにはどうするかという御質問でございます。実際問題としては、これは沖繩に為替管理をしく方法がなかなかむづかしい、そういう経験も現に政府は持つておられますので、むづかしいといふようないろいろなことから考へまして、円・ドルの交換は実勢相場によつてする。しかし沖繩の方たちに損害を与えないように、実際は三百六十円で交換したと同じようなことになるような措置を別途に考へるということ、沖繩政府も承知するし、また私もそういう方向以外はないといふこと、この措置をきめて、また先般沖繩復興に関する法律も、国会の御承認を願つたといふいきさつでございませうので、したがつて、これをいまになつて三百六十円で交換するという方法は、実際的にはこれはもうとれないことではございませう、要望があつても、これは不可能な問題だと私も思つております。したがつて、この交換を復旧前に一時してくれという要望がございましたが、この問題を取り上げて私も対米折衝もいたしましたが、これもやはり三百六十円の交換といふことは、これは日米両国においても問題になりません、ただ時期を早めるということについてはいろいろ問題が、技術的な問題が出て、最後まで煮詰まらないで、これはこちらであきらめてしまつたようなことではございませうが、じゃそれにやつてどこが一番困るかということになります。ううと、たとえば法人あたりはこれはもう債権よりも、資産よりも、債務のほうが多いんですから、自己資本よりも、外部資本のほうが多いんですから、これはむしろ損しないほうの側でございませうので、ここまでのめんどろは見る必要はないといふことになりませうといふ、いま問題になつております沖繩の資金の問題といふことが、この三百六十円と直接関係してくる問題だと私は思ひますが、これは交換比率をどう考へるんじやなくて、やつぱり実際において三百六十円と読みかえられたような形のものでなければいけません。とで、公務員の問題、それから民間の資金の問題も、まずその企業に力を与えるような御援助のしかたをするといふようなことで、いまいろいろ対策を立てておりますので、現実的には私は、これで別にこの問題でよい不安を沖繩に与えるといふふうには思ひませう。

○渡辺武君 いま幾つかその理由をおあげになりましたけれども、私は、大臣のあげた理由は全部これは理由にならぬと思ひます。といふのは、三百六十円で切りかえなくても、そのことからくるいろいろなこの損害は、これは別の形で補償するといふことをまず一つ言われまうがね。

しかし、そういうことができないでゐるために、したがつて、なかなか県民は納得しないんです。私も私で行つて、そしてもうその点は注意して聞きましたよ。金融関係の方に聞きましたら、この債権債務は、これはもうそれぞれ、まあいけば均衡してゐるんで、三百六十円で切りかえられなくても、別に損といふことではないけれども、しかし、資産全体が目減りする、それでしよう、三百八十円で現在のドルで表示されたこの債権債務が評価されれば、これはもう全体として目減りするわけなんです。したがつて、そういう意味では、本土企業との競争という見地からしても数年後退する、とうていこれは太刀打ちできないといふことまで言つておられる。それからいま法人の場合、債務のほうが多いんだとおっしゃいましたけれども、私その点でも注意して聞いてみたので、特に中小企業の団体の代表にも、特別にその点伺つてみました。そうしたら、いいえと言つておりましたよ。私も、三百六十円で切りかえていたことが最もいい道だと考へてゐるんだといふことを言つておりました。ですから、この損害が生まれていないんだといふことは、とうていこれはもう言うことはできないのです。現に、私申し上げるまでもなく、三百六十円で切りかえないために、本土からの輸入物資が中心になつて、ぐつと物価が上がつてゐるという状態じやないでしようか。そうして、法人企業はとにかく、手持ち現金、預貯金が三百六十円で切りかえられないのに、しかも資金だけは三百六十円で読みかえなければならぬ、そこでそれを解決するのにどうしたらいいか、製造業の場合だったら、自分のところでつくつた品物の値段を高上げて、自分の分を回収しようとしてゐるんですよ。こうして物価の値上がり、その面からも一そう激しくなつてゐるというのが実情です。大きな損害です。復旧前に切りかえてほしいという要求が基本ですけれども、復旧時点ではどうですか、復旧時点では、三百六十円で当然切りかえられると思ひます。しかも、為替管理、これはまあアメリカの施政権下

うことで、この措置をきめて、また先般沖繩復興に関する法律も、国会の御承認を願つたといふいきさつでございませうので、したがつて、これをいまになつて三百六十円で交換するという方法は、実際的にはこれはもうとれないことではございませう、要望があつても、これは不可能な問題だと私も思つております。したがつて、この交換を復旧前に一時してくれという要望がございましたが、この問題を取り上げて私も対米折衝もいたしましたが、これもやはり三百六十円の交換といふことは、これは日米両国においても問題になりません、ただ時期を早めるということについてはいろいろ問題が、技術的な問題が出て、最後まで煮詰まらないで、これはこちらであきらめてしまつたようなことではございませうが、じゃそれにやつてどこが一番困るかということになります。ううと、たとえば法人あたりはこれはもう債権よりも、資産よりも、債務のほうが多いんですから、自己資本よりも、外部資本のほうが多いんですから、これはむしろ損しないほうの側でございませうので、ここまでのめんどろは見る必要はないといふことになりませうといふ、いま問題になつております沖繩の資金の問題といふことが、この三百六十円と直接関係してくる問題だと私は思ひますが、これは交換比率をどう考へるんじやなくて、やつぱり実際において三百六十円と読みかえられたような形のものでなければいけません。とで、公務員の問題、それから民間の資金の問題も、まずその企業に力を与えるような御援助のしかたをするといふようなことで、いまいろいろ対策を立てておりますので、現実的には私は、これで別にこの問題でよい不安を沖繩に与えるといふふうには思ひませう。

ではできない、できないといままで言っておりま
した。復帰時点だったら日本政府が出ていく
わけですから、為替管理できるでしょう、どうで
すか。復帰時点では切りかわりませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 復帰時点に切りかえ
るという方針をきめただけで、ドルというものは
流れてくる、これはもう御承知のことです。いま
して、一日で、もう一分で、これは幾らでも金融
機関に求めるものでございまして、そういうことは
現実的には考えられない、事実上不可能な問題で
ございまして。

○渡辺武君 それで、大臣、これはいまの御答弁
も、私は言ってみれば責任のされどしと考へら
れない。それは私も昨年十月の段階から、もう
正確に言えば九月の段階から、いかにして投機を
防ぎながら、この三百六十円の切りかえができる
のかということについては、はっきり大臣に申し
上げています。一言で言えば、沖縄県に適当
な審査機関をつくって、そうして確認後の個人の
現金、預貯金の増加分についても、これはその審査
機関でもって審査をして、これは現地の機関で
すから、大体のところわかりますよ。異常に急
速に手持ちがふえているというふうなものは投機
的なものとみなして、これはチェックしておけ
ばいい。それ以外のもについては三百六十円で切
りかえられたいと思う。それから各種団体や法人の
場合の預貯金や現金の場合でも、その審査機関が
十分に確認をする、一定のところを筋を引いて確
認をする、投機的なものとみなされるものは除外
して、それ以外のもは三百六十円で切りかえる
という措置をとれば、これは必ずできるんです。
それをやろうとなさらないから、投機が心配だ心
配だということになるんじゃないでしょうか。技
術的には私は可能だと思ふ。問題は大臣の胸三寸
にある。ほんとうに沖縄県民に損害をかけない
とおっしゃるならば、私がいま申し上げた措置をや
ればできるんです。おやりになつていただきた
いと思ふけれども、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 損害をかけないとい
う損害の問題でございまして、この三百六十円が
三百八円になることが、いかにも損害のようで
ございまして、為替相場の交換というものは、円
の値打ちが三百八円と、ドルの現在の値打ちとい
うものが大体等価であるということでありまして、
決して価値の低くなったドルを沖縄の人たちにや
つて、ドルと交換するんじゃないかと、それだけ価値
の上がつた円との交換ですから、それ自身はそれ
でつり合ひがとれておるんですが、しかし、沖縄
の復帰のときに、われわれは三百六十円というこ
とで交換するということを言つてございまして、
沖縄の人たちもそのように思つておりましたの
で、その後こういう変動が出てきたからといつて
も、それだけはやはり補償することが一番いいこ
とであるというので、私も忠実に三百六十円
になるようにいろいろ骨を折つて、債権債務のこ
の差し引きについても、それだけの差額分を交付
金として給付するといふような措置をとつてい
るのでもありますが、もともと減価された、価値の
減つたものをあてがうてやるということじゃござ
いせんので、三百八円というものが、ドルと価
値の同じものといふことではございまして、その点
何か損、損と言われますが……。

○渡辺武君 そんな理屈たちませんよ、大蔵大臣
ともあるうものが……。

○国務大臣(水田三喜男君) それはそうござい
ます。しかし、ほんとうはそうでございまして、
しかし、約束もしてあることだから、何とか三百
六十円にしたいといふことですが、いま約束どお
りやはいり三百六十円でもうしても交換しなけれ
ばならぬという理屈もこれはおかしいわけではな
い。それに匹敵する分は、ほかの形で、県民に私どもは
幾らでも援助することではございまして、為替相
場で三百六十円を確保しなければ、沖縄に対して
絶対に損をかけたといふ性質のものじゃないと思
います。

○委員長(前田佳都男君) ただいま議題となつて
おります四法案のうち、沖縄振興開発金融公庫法
案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、労働

保険特別会計法案、空港整備特別会計法の一部を
改正する法律案及び石炭対策特別会計法の一部を
改正する法律案の三法案について、他に御発言も
なければ、質疑は終局したものと認めて御異議ご
ざいせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより三法案の討論に入ります。
御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを
願います。――別に御意見もなければ、討論はな
いものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより採決に入ります。
まず、労働保険特別会計法案を問題に供しま
す。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田佳都男君) 多数と認めます。よつ
て本案は多数をもって原案どおり可決すべきもの
と決定いたしました。

○嶋崎均君 私は、ただいま可決されました労働
保険特別会計法案に対し、自由民主党、日本社会
党、公明党及び民社党の四党共同による附帯決議
案を提出いたします。案文を朗読いたします。

労働保険特別会計法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、労働者の福祉増
進と雇用の安定に資するため、次の事項につい
て留意すべきである。

一、労働保険の適用対象の拡大を促進するこ
と。
二、最近の通勤途上における交通災害の激増に
かんがみ、その実情に鑑み、労災保険法上の
取扱ひについて検討し、必要な措置を講ず
ること。
三、失業保険の給付内容の向上に努めるととも
に、離職者の再就職に万全の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございまして。何とぞ委員各位の御賛同を
お願いいたします。

○委員長(前田佳都男君) ただいまの嶋崎君提出
の附帯決議案を議題といたします。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田佳都男君) 全会一致と認めます。
よつて、嶋崎君提出の附帯決議案は、全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの附帯決議に対し、水田大蔵大臣から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。水田大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) ただいま御決議にな
りました附帯決議につきましては、政府といたしま
しても、御趣旨を体して努力いたしたいと存じ
ます。

○委員長(前田佳都男君) 次に、空港整備特別会
計法の一部を改正する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田佳都男君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

○委員長(前田佳都男君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました三法案の審査報
告書の作成につきましては、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

今回の委員会は、公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十六日)

一、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、付加価値税創設反対に関する請願(第一四五〇号)

一、水産業者に対する税制改正に関する請願(第一四五一号)

第一四五〇号 昭和四十七年四月十二日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島

県議会議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一四五一号 昭和四十七年四月十二日受理

水産業者に対する税制改正に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島

県議会議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

水産業者に対する税制を改正し、左記事項の実現を図りたい。

一、漁業就労者の給与所得については、最低五箇年の平均所得課税方式等の特別措置を講ずること。

二、事業所得における変動所得扱いの適用範囲を、わかめ、はまち、うなぎその他の養殖漁業にも適用するよう拡大すること。

三、青色事業主特別経費準備金勘定への必要経費算入限度を引き上げること。

四、漁業等変動所得者に対する住民税の前年分課税方式を平均所得課税方式とする制度を設ける

こと。

五、中小企業法人に豊漁時の利益の一部を準備金として積み立て、不漁時の経費に充当できるように平均課税方式の制度を設けること。

六、協同組合等に適用されている留保分の二分の一非課税制度を中小漁業法人にも適用すること。

七、中小漁業のかつお、まぐろ漁業、以西底引漁業等を指定し、普通償却限度額の三分の一の割増償却の制度をさらに延長すること。

八、中小漁業法人の税率を協同組合等に適用される税率まで引き下げること。